

# 総務市民文教委員会議事録

## 1. 教育委員会関係分

### (1) 付託事件審査

- ①追加認定第4号 平成25年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕  
(教育委員会所管分)

説 明：蔵下教育総務課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○森戸委員

決算書の181ページの教育委員会事務局費の中で、随意契約をしているものはあるかないか、その辺のところからまず。あれば、その理由も含めてお願いします。

#### ○蔵下教育総務課長

決算書の181ページに関しては、随意契約はございません。

#### ○森戸委員

わかりました。

それと、181ページの就学指導委員のところについてなんですが、この就学指導委員は何人なのでしょう。

#### ○石丸学校教育課長

就学指導委員会の委員は、外部の委員が4名、そして、あと小中学校の校長と担当教員が32名、各学校2名ですから、それから地域コーディネーターが1名。

#### ○森戸委員

他市のいろんなところを見ると、こういった就学指導委員会に関して、名簿等が公開されているところが多いのですが、光市では、そういったものが公開はされてないのですが、その辺のところはどのようにお考えになりますか。

#### ○蔵下教育総務課長

名簿の公開が、ホームページを言われるのが、わからないのですけれども、就学指導委員会は、御承知のように、附属機関として、ホームページに載せていますが、個人情報観点から会議は非公開としております。

これは、心身障害児の適正な就学指導について、調査、審議をするということで、会議は非公開としてホームページに載せております。

委員は、ホームページには載せていませんが、非公開にしているわけではございませ

ん。

○森戸委員

教育委員会自体が非公開が多いので、せめて支障がなければ公開をしていただきたい、そういう癖づけをしていただきたいと思います。

何かあればお願いします。

○蔵下教育総務課長

この就学指導委員会委員ですが、会議は非公開であり、会議が公開であれば、会議録あわせて委員も掲載している、委員会、審査会等もあるようですが、この委員についても、非公開にしているわけではありません。今年の教育委員会会議においても、委員の委嘱について御議決いただいておりますが、委員名簿は提出をしておりますので、非公開にしているということではございません。

○森戸委員

非公開にしているわけではないのはわかりましたけれども、いろんなところで見ていると、その時点ではそうだったかもしれませんが、後追いで調べていくときにわかりませんので、どんな人がやっているのだろうということさえホームページ等で載っていませんので、その辺は載せるべきではありませんかね。

○蔵下教育総務課長

委員名簿は非公開にすることはありませんので、今の件は、今後こういった形がいいのかわかりませんが、これに限らず、ほかの調査会、審査会等との兼ね合いもありますので、そこは研究してまいりたいと思います。

○森戸委員

よろしくお願いたします。

それと、183ページの地域間交流事業の補助金なのですが、これはどんなことをされているのか、まずその辺からお願いします。

○蔵下教育総務課長

地域間交流実施校補助金5万円ですけれども、友好交流都市であります千葉県横芝光町との交流で、平成11年から、町内の小学校と、絵画、作文等の作品交流を行っているものです。

平成25年は、室積小学校が交流事業の実施校ということで、横芝光町に赴いて、作品等の交流を行っているものです。

○森戸委員

これは、じゃあ交通費に関する部分のお金になるのですか、1人行かれたということ

なのですけど。

○蔵下教育総務課長

はい、そうです。25年度は、室積小の教頭が1泊2日行っておりますので、室積小の児童の作品、作文等を持って、横芝光町に行って、現地の小学生と作品交流して帰光している状況です。

○森戸委員

この地域間交流が始まった経緯というのは、これは横芝光町だけでやられているものなのですか、今までいろんなところがあったのですか、その辺のところはどうなのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

当時は光町であったわけですがけれども、唯一友好交流都市ということもあり、この横芝光町の交流だけで、他の交流は特にございませぬ。

○森戸委員

わかりました。

それと、主要施策の成果でいうと173ページ、教育委員さんが先進地の視察研修ということで、23、24、25含めて、研修内容がこちらに書かれております。

この2年で言うと、学校施設の適正配置、適正規模についての視察を、連続して取り組まれております。

それぞれ委員さんがどのような所感を持たれているのか、それはどこにも載っていないので、まずその辺から、所感をまとめておられれば、その辺を一人一人述べていただけたらと思います。学校施設の適正規模、適正配置についての視察です。

○蔵下教育総務課長

主要施策の成果173ページですが、平成25年度には、佐賀県多久市に先進地視察を行っております。

平成26年1月30日と31日です。教育委員さんの所感等を合同で取りまとめ、教育委員会が視察研修報告書を作成しておりますので、その所感を、この場で御紹介させていただきます。

多久の教育委員会は、多久市第7次行政大綱を受け、学力向上を目指して複式学級を解消しようとの思いから動き出したが、地域や議会の反対は激しかった。

しかし、多久市立学校適正規模適正配置検討委員会の中問答申を受け、170回以上の地域説明会を開催し、教育委員も説明会に出向くなど、粘り強い取り組みを展開してきた。また、反対姿勢の強い地域の学校には、適任の校長を配置したり、教員が目指すべき小中一貫校教育に関する情報を共有し、小中一貫校についての共通認識を深めるため、ホームページを使った情報発信を行うなど、教育委員会事務局だけでなく、各学校の教

職員にも、地域を変えていくメッセンジャーとしての役割を与え、教育委員会事務局と学校が一体となって地域を説得し、全小中学校の小中一貫校としての同時開校という大きな改革を進めてきた。

児童生徒数のみに視点を置いた学校の統廃合ではなく、9年間を見通した共通理念に基づく人づくりを全面に出して取り組み、教育委員会事務局と学校が目指すべき小中一貫校に関し、共通認識を持って推進してきたところに成功のヒントがあると思われる。

中央小中学校長の説明では、平成25年4月に開校してからこれまで、大きな苦情はないが、小中一貫校が完成するまでには3年はかかるとのことであった。

しかしながら、9年間というスパンで大きなテーマに取り組み、小学校と中学校の文化が融合するところまではいかないにしても、中央小中学校での教育理念を共有して、9年間の人づくりが行えることは、一貫校としての大きなメリットであるとのことであった。

また、子供たちの遊び集団の縮小、貧困化によるコミュニケーション能力や人間関係形成力の影響が指摘されて久しいが、小中一貫校での副次的な利点として、これらへの悪影響を補う効果が生じているとのことである。

時間、空間、仲間が細切れにされている子供たちにとって、一体型の小中一貫校での合同行事や登下校のバスでの交流などは、年齢の異なる児童生徒間でのコミュニケーショントレーニングのよい機会となっている。

本市では、平成26年度に、教育開発研究所の教育環境の質の向上を調査、研究する部会において、学校の適正規模、適正配置だけでなく、平成26年度に、全小中学校に指定されているコミュニティスクール、及び15歳までを見通した幼保小中の連携の取り組みや、小中一貫教育の研究なども踏まえ、あるべき学校像についての調査研究を行うこととしており、これを学校の将来構想につなげていかなければならないと考える。という所感でございます。

#### ○森戸委員

よくわかりました。

2年連続で、適正再配置に関して見てきている割には、去年も実は決算で聞いています。どういった内容だったかというのを聞いたんですが、なかなか公共施設のマネジメントも、つくって、多額のお金がかかるということで、どうするかというのが一番大きな課題なのですが、それについては、なかなか教育委員会の中でも進みにくいところがあるのだなということがよくわかりました。

それと、こういった視察の報告書については、ホームページ等で公開がなされておりません。こういうものは公開されないのですか。

#### ○蔵下教育総務課長

委員言われるように、現状では公開しておりません。

現状では、視察研修報告書につきましては公開するという、そういった今考えはございません。

○森戸委員

教育委員さんは、いわゆる議会のようなものでありますから、どういうふうを考えていらっしゃるかというところが、これを明らかにするのが当たり前のことだと思います。

教育委員会会議に関しても、公開されていないので公開してくださいというふうなことを常々申し上げています。

こういった視察に行った部分に関してぐらいは明らかにするべきではないでしょうか。お金も使って行っていることですし。それは、我々も当然求められていますので公開をしておりますし、それが当たり前ではないでしょうか。もう一度お尋ねをいたします。

○蔵下教育総務課長

委員の言われる趣旨はよくわかります。ただ、公開するに際して、こういった形で公開するか、どこまで公開するかということもございますので、委員の言われることは理解いたしますけども、ここは、教育委員会の中で、こういった形がいいのか研究させていただけたらと思います。

○森戸委員

ぜひ、この程度のことは公開をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○森重委員

1点だけちょっとお伺いをいたします。

決算書183ページの連携協働教育推進事業でございますけども、光市では、幼保小中協働による推進を進めておられます。ここで、各コミュニティスクール、全小中に導入をされまして、小中の連携っていうのは、ちょっとそのコミュニティの中でもわからないのは、幼保小中の連携と協働により教育を進めるために新たに光市連携協働教育推進協議会を立ち上げられました。

そこで、校長、園長の交流を深めるとともに、小中の連携を進める小中連絡会、幼保小の教職員の研修会、幼保小連携教育研修会を実施しましたというふうに、書かれているんですけども、このあたりちょっと、どのようなことをされているのか詳しくお聞きしたいのと、幼保小の連携は、各コミュニティスクールの中で行われるのか、それとも、光市全体として、今回の光市連携協働教育推進協議会なんかは、全体として立ち上げられているのか、そのあたりをちょっとお聞きできればと思いますけど。

○石丸学校教育課長

光市は、学校教育を進めるに当たって、大きく2本の柱を設定しております。一つがコミュニティスクール、もう一つが幼保小中の連携ということで、連携協働の中に2つの柱があるということ、コミュニティスクールは、各学校にあるコミュニティスクールで運営していきます。幼保小の連携のほうは、一つは、年2回ほど、幼稚園、保育園、

小学校、中学校の校長、園長が集まって、連携教育の推進に関するいろんな議論をします。

2回やっておりまして、もう一回は、幼保小中の先生方に集まっていただいて、ワークショップ型の研修をしていただきまして、特に幼稚園、保育園と小学校の接続の部分に、どういう教育活動を仕組みれば、円滑な、例えば小学校1年生の小1ギャップ、こういったものが解消できるかということ、こういう研修を行っております。

それから、もう一つ、小中学校区に連絡協議会というのを設けておりまして、例えば島田中学校区は、中学校と小学校が集まって、年に三、四回集まって、小中の連携をどう進めていくかということをやっております。

ですから、今の幼保小中の連携とコミュニティスクールが、直接的にはかかわっておりませんが、ただ、コミュニティスクールを進める中で、実際には、例えば、光井小中なんかは、光井小学校のコミュニティスクール、光井中学校のコミュニティスクール、2つあります。

それが、小中連携を進める中で、教職員の交流が盛んになってきますし、子供の交流も盛んになってまいりますから、実は、コミュニティスクールも独自でそれぞれ小学校区で動いているものが、一緒に動こうというふうな動きが出てきております。

ですから、そのあたりで言いますと、幼保小中連携とコミュニティスクールが、それぞれの事業を進めていく中で、だんだんと接点がふえてきていって、それぞれ各学校区のコミュニティスクールが少し中学校区のレベルに広がっていくと、そういう動きが出てきているということでございます。

#### ○森重委員

よくわかりました。ちょっとそのあたりがよくわからなかったものですから。

それと、光市が目指すこういう教育の2本柱なのですが、今後また、校長先生や園長先生の人事に伴うそういう際の継続性みたいなものは、やっぱりこういう今の立ち上げられた協議会の中で、ずっと継続していかれるという意識を持っていただくということですか。

今おられて、その中で一緒に動いてらっしゃる間は流れがよくわかるのですが、突然異動なんかでぱっと分かれたときに、継続性といいますか、そういうものに対してはどのように対処といいますか、お考え、いろいろ協議会立ち上げられておられますので、その中でそういうふうに認識をされていくんだと思うのですが、そのあたりのお考えをちょっと。

#### ○石丸学校教育課長

委員御指摘のように、全国にコミュニティスクールが立ち上がっているんですけども、例えば校区レベルで活性化したとしても、実は校長がかわるとか、メンバーかわることによって、実を言うと、取り組みが後退するという事例がたくさんございます。その原因としては、教育委員会がきちんと全市的なものをコントロールしていないからというふうなことは指摘されております。

そのあたりのことを踏まえて、光市の場合は、推進協議会というのをつくって、年2回の協議をしながら情報交換をする。それから、校長だけではなくて、昨日も研修会をしたのですけれども、昨日は教頭と、それから運営委員さん、それから地域コーディネーター、集まっていたいてワークショップをやりました。そうやってやりますと、転勤したとしても、運営委員さんはずっと長くやられる場合が多いですから、そのあたりのことで継続性ができるということ。

それから、常に教育委員会がコントロールすることで、情報交換もできて、要するに人事異動にかかっても、それまでの各学校区の取り組みが維持できていくというふうなことで、特に、教育委員会が全体を集めてコントロールしていくということが非常に重要になってくるかと思います。

#### ○森重委員

まさに、そのための教育委員会といいますか、教育委員会でそのあたりの確立を、もう今、既にされているのですけれども、やっぱりそういうまとめ役、光市らしい教育の中心になりますのが教育委員会ですので、そのあたりをぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○木村（信）委員

主要施策の175ページなのですけど、今のコミュニティスクールのところですよ。

平成25年度の決算ですから、課題というのが見えてきている、この成果と課題についての課題について、ここを取り上げられておられますが、Aとして、具体的な活動のアイデアが少ない、Bとして、教職員の理解が不十分な面があると、そういったところを、この25年度を踏まえて26年度を取り組まれていると思いますが、このところをちょっと、具体的にちょっといろいろな、もし取り組みがあれば教えていただけたらと思ひます。

#### ○石丸学校教育課長

先ほども申しあげましたように、昨日、先ほど申しあげた教頭であるとか、それから運営委員さん、それから地域コーディネーターを集めてワークショップをやりました。

テーマは、教職員と保護者の参加を、いかに積極的な参加をふやしていくのかというふうなことで、企画を立てると、いろんな企画を立てて、その企画をどう進めていくかという、企画書をつくるというワークショップをやりました。

その中で、やはりグループごとに、主には、大和中校区であるとか、そういう校区ごとに集まっていたのですけど、その中で、非常に課題が浮き彫りになってまいりました。

それを大版用紙にまとめまして、また全員に見ていただいて、そのまとめたものを、その場で共有するというふうな形でやりました。

その中で、やはり保護者世代については忙しいとか、あるいは自分の子供に対する関心が強くて、地域のところまでまだ広がりがなくかというふうなことがありました。

それから、やっぱり教職員が発信する情報が地域にわかりにくいとか、そういうふうなところがありまして、非常に課題が浮き彫りになりましたので、これを踏まえて、また課題を全市的に共有できるような形で、ちょっと情報発信していきたいと考えております。

#### ○木村（信）委員

よくわかりました。いろいろな取り組みをされているのもよくわかっておりますし、今小学校の先生が幼稚園に派遣されたりとか、中学校の先生が小学校に来られたり、小学校の先生が中学校にというような、相互のそういった交流も盛んにされておりますので、特に、小学校6年生は、担任だけが行うわけじゃなくて、専科という形の中学校の取り組みを少しずつ取り入れているというのもよく見えてきています。

そういう小中の連携を図られていることもよくわかっておりますので、そういうところで、教職員の理解が進まない、このところが一番難しいところだと思っています。

校長先生、教頭先生、またいろいろな運営委員さんだけではなく、教職員が、まずそのとこしっかりと理解していただくことが大事なのではないかというふうに考えておりましたので、そのところが気になりました。ありがとうございました。

#### ○森戸委員

ちょっと今の関連で、私も、教職員の理解に関しては、常々そう思っておったのですが、今、そういうふうな対策がとられたと聞いて理解はいたしました。

要は、保護者の理解ですかね、学校を中心に地域を取り込んでいくわけですから、逆に保護者のほうが地域に対してやってもらってばかりで、保護者のほうが出て行くというケース、先生はよく来ていますけれども、それもコミュニティスクールになってからがほとんどですけど、その辺のところはどういうふうに考えていかれる、私はそこがポイントかなと思うのですが、その辺のところを、ここでやるのもどうかと思うのですが、そういったバスターではないのですが、そういうことが必要かなと思うのですが、答えられればお答えください。

#### ○石丸学校教育課長

繰り返しになりますけれども、きのうの研修会でかなりの情報を得ることができましたので、それを整理して、それをまた全体に返して、要するに教職員、保護者の現状と課題ですよ、その部分で、各コミュニティスクールでどう取り組んでいくのかと。

それからまた、きのうやった研修会を、それぞれのコミュニティスクールの学校運営協議会でやってくださいというお願いをしています。全体だけではなく、それぞれのコミュニティスクールで、今の課題を検証していくことが大事だと思いますので。

一応、そういった方向で、今の委員おっしゃるような課題を、何とか解決していきたいというふうに考えております。

#### ○森戸委員



ぜひお願いします。

びっくりしたのは、もう地域は出ないというふうな、そういうPTAも、そういったケースも実際にあったのです。逆に言うと、地域からすると、どうじゃろうかというようなことにもなりますので、そうなると、学校への協力というのはできなくなると思いますので、ぜひ相互にできるような関係性をスムーズにつくっていただきたいと思いません。

#### ○四浦委員

全く関連するのですが、コミュニティスクールで、私も体験をしたことがあるんです。つい最近です。地域の運動会に出向いて、運動会そのものよりは、準備の段階で、これはなかなかやさしゅうはないなど、こういう感じを持ったのです。

どういうことかという、準備段階で、かなり重量物を運んだりします。テントの柱だとか、あるいは結構重たいものもありまして、なかなか女性の手には負えないのだけでも、保護者も二通りあって、お母さんがたくさん出ているのですが男性が出てない。それを見て、やっぱり学校の側は気を使こうて、特に男性の先生方がたくさん出ていらっやって準備に携わらざるを得ないというふうなケースがありました。

ただでさえ残業時間があったり、休日もあることが多い、大方の先生が風呂敷残業をやるという、非常に多忙化の中で、精神的な病が広がるというような、全国的な傾向で。光市でも例外じゃないと思いますが、そこらの配慮をどのように進めているか、それをお聞きしたいのです。

#### ○委員長

四浦委員、ただいま質疑いただきましたけど、このたびは決算審査ですから、費用対効果や目的の達成感の審査が主体となろうかと思しますので、内容が事務的に入り過ぎている、そういう問題となりますので、簡潔に質問してください。

#### ○四浦委員

簡潔にやっちよるつもりじゃし、私は、主要施策の成果の175ページに出ていること、この中にはコミュニティスクール、市全体の保護者や地域住民に認知されというところもあるし、学校行事への地域住民の参加と、学校行事と地域行事の連携が図られというところが出ておりますから、それとかみ合う質問をしているから、何ら不思議はないって思います。しかも簡潔にやっております。よろしくお願いします。

#### ○石丸学校教育課長

7月に、コミュニティスクールの推進に関するアンケート調査を学校にしました。その中で、委員御指摘のことにつきまして、ちょっと数値で言いますと、地域が学校に協力的になったというのが100%です。学校に対する保護者や地域の理解が深まった、これも100%。それから、保護者、地域の学校支援活動が活発になった、これも100%でした。それから、保護者が学校に協力的になった、これが93.8%。

そういったことで、一応数値の上では、そういうようなものが出ております。

○四浦委員

せっかく説明いただきましたから、ちょっと頭がよく聞き漏らしたけれども、どうい  
う場でとられたアンケートです。

○石丸学校教育課長

学校に文書を送りまして、学校が回答しているという形のアンケートでございます。

○四浦委員

地域のほうはどうだったのです。問いかけたのですか。

○石丸学校教育課長

これ、学校にアンケートしております。

○四浦委員

学校のほうから見て、地域が学校に協力的になったというのが100%、件数は幾らで  
すか、数。

○石丸学校教育課長

16校ですから、16件ということになります、100%ですから。

○四浦委員

学校の側はどなたが答えられたのですか、校長先生なのですか、それとも学校の先生  
全体なのですか。

○石丸学校教育課長

学校からの回答ですから、回答者が誰というふうなことは特定しておりません。

○四浦委員

サインはないということなのですね。どなたかのサインということはないということ  
ですか。

○石丸学校教育課長

学校からの回答でございます。

○四浦委員

そういう数字がひとり歩きして、私は、愛想が半分ぐらい含まれているのかな、見て。  
なかなか地域が学校に協力的でないというようなことを書きにくいですね、そりゃ。

どの学校からどういう回答が来たということもわかれば、それを称して、今の学校の先生方のほうに負担が大きくなっていないかという回答というふうに、紋切り型に、こういう状態ですと胸を張っておさめるということということは、私はできないと思いますが、少しその辺の、先生方に多くの負担がかからないように、それから、社会情勢から見ても、保護者の中には、仕事で非常に追われている方がいらっしゃいますから、土日もしに働いている方もいらっしゃいますから、そういう方たちの負担も配慮しながら、何か、100%がひとり歩きしないように、今後注意をしてほしいと思います。何かコメントありますか。

○委員長

四浦委員、余りにも内容が事務の確認に入り過ぎていると思いますので、決算にすぐような内容にさせていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。再度申し述べます。

○四浦委員

これで終わりますから、どうぞ。

○石丸学校教育課長

委員御指摘のように、教職員、それから保護者、地域の方の負担が多くなれば、当然このコミュニティスクールの運営そのものが息の長い活動にならないと思います。これが、今後ずっと続けていかなければならないので、その部分については、またいろんな場を通じて、そのあたりの長期的にやれる体制をつくること、一部の人に負担がかからないようにというふうなことは申し上げていきたいと思います。

○四浦委員

終わります。

説 明：蔵下教育総務課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○中本委員

187ページ、学校管理費の土地借り上げ料についてお聞きをいたしたいと思います。

前年度の決算ベースでは、281万円の借り上げ料でありましたが、25年度が247万7,000円ということで33万円の減額になっておりますが、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○蔵下教育総務課長

昨年度の決算と比べて三十数万円減額となっております。この主な要因は、三井小学

校の借地料ということで、固定資産税の課税標準額を算定の基礎としております。御承知のように固定資産税は、3年毎に評価替えがございます。平成24年度までは、平成21年の従前の課税標準額に基づいて借地料を算出しておりました。25年度からは、平成24年の課税標準額で算定しておりますので、固定資産の評価格が下がったということで、減額になっております。

#### ○中本委員

固定資産税の評価額ということで、3年の見直しをもって借り上げを確定するということでございます。非常に、長年にわたってこの三井小、ほとんど三井小だというふうに思いますが、長年にわたって借り上げ料を払っているわけでありますので、相当の借り上げ料を過去払っております。今後の契約に当たって、売主が気持ちよく売っていただけなのか、あるいは、新たな代替地があればというような話もあるようでありますので、そのあたりを含めて、契約時にはどういうお話をされようとするのか、その辺もちょっと含めて。

#### ○蔵下教育総務課長

この借地の件ですけれども、私も本年5月に、地権者と話をさせていただきました。現状単年度で契約の更新をしているところですが、議員も仰せのように、小学校の安定経営のためには、用地を確保することが一番安定経営に資するということは承知しておりますが、話をした中で、一つは、すぐ売買という話にはなっておりませんで、代替という話は出ておりますが、この三井小学校の運動場用地ですが、3,871m<sup>2</sup>というかなり広い用地ですので、代替地もないということで、現状は毎年お願いをして、三井小学校の用地としてお借りをしているというような状況でございます。

#### ○中本委員

わかりました。単年度契約で、ずっと今からやっていくということではありますが、なかなか売買契約ができないと。ただ、借地については、責任持って、ずっと今の状況のまま貸すということだろうと思いますので、持ち主が変わったり、世代交代したりしますので、そのあたり含めて、契約時にはよくお願いするなり、それで含めて対処していただきたいというふうにお問い合わせをしておきます。

それから、もう一つは、就学援助費について、成果の183ページ、小学校、中学校と、同時にわかれば教えていただきたいと思います。非常に就学援助費は、就学が困難であるということで、これは、認められた児童に対して、必要な補助を与えるということでもありますので、決してとやかく言う必要はありませんけれども、年々認定率がふえておりますので、そのあたりは、どんな状況でしょうか。ただ、非常にふえておりますので、今の生徒数に対して、認定率が高いような気がいたします。その辺ちょっとわかる範囲で教えていただきたいと思います。

#### ○蔵下教育総務課長

小学校費と中学校費の就学援助事業で、御質問いただきました。申すまでもなく、就学援助事業は、学校教育法に定められている事業で、「経済的な理由によって就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を与えていく」ものですので、そういった形で援助しているところです。認定率も上がっておりますし、人数も平成24年度等に比べると、小中学校とも増嵩傾向にあるということだろうと思います。この間、新たな制度、あるいは基準等の見直しは行っておりませんので、こちらが考えているのは、経済的な、景気等の社会経済情勢の理由が一つ、それから、以前も就学援助費事業のPRはという御質問をいただいているところで、2月と4月に今まで広報で周知していました。現状は、ホームページにも掲載をいたしましたので、そういったPR効果もあって、認定率、人数等もふえているのではないかと考えているところです。

#### ○中本委員

わかりました。全国的に、かなり認定率が上がっておるといような状況も入っております。県内見ても、光市が非常に、認定率がやや高いのではないかなというようにもありますので、その辺を踏まえて、経済状況が非常にちょっと悪い状況下ということもありますが、認定をよくする場合には、公平公正な適正に認定されますように、お願いをしておきます。

ちょっともう1件教えてほしいのは、国の補助については、打ち切られたでしたか、どうでしたか、ちょっとお願いします。

#### ○蔵下教育総務課長

就学援助事業につきましては、平成17年度より税源移譲を行った上で国の補助は廃止になっております。現在は、交付税算定という形で行っております。

#### ○中本委員

国の補助はたしか打ち切られたというふうに私も聞いておりました。交付税算定になりますけれども、年間1億円というように大きな金額になるというふうに思いますので、今後、先ほど申し上げましたように、適正に認定されますようにお願いをしておきます。以上です。

#### ○森戸委員

決算書の185ページの学校管理費の中に手数料というのがあるのですが、これは何でしたか。ちょっと確認させてください。

#### ○蔵下教育総務課長

決算書の185ページの手数料ですが、ここは小学校費ですので、小学校のぎょう虫卵検査、プール水質検査、検尿検査、あるいはオージオメーターの校正、あるいはピアノ等の調律等の合計金額でございます。

○森戸委員

了解いたしました。それと、次のページの187ページに、児童通学費補助金というのがあります。39万2,000円、これの導入の経緯と、人数と、基準がありましたら、教えてください。

○蔵下教育総務課長

通学費の補助金についての経緯です。これは、室積地区は、昭和37年に伊保木小学校と室積小学校が統合、周防地区においては、昭和40年に小周防小学校と立野小学校を統合して周防小学校になっております。その学校の統合及び休校により、通学に交通機関等の利用を必要とする児童生徒への支弁として交通費の補助をしてきたというものです。

○森戸委員

で、現在の人数で補助基準みたいなのがありましたら教えてください。

○蔵下教育総務課長

25年度の決算ですと、周防地区で15名が対象になっておりまして、室積地区はおりません。基準は、バスの定期代を支給するもので、立野停留所から周防小学校まで、慶周寺停留所から周防小学校までという形で、バス定期代を支給しているということです。

○森戸委員

距離ではないというようなことで、バス路線がありますから、その定期代ということだと理解をいたしました。これについては、今後もこのまま継続されるのかどうか。

○蔵下教育総務課長

この児童生徒の通学費補助金ですが、現状、見直しの方向で考えておりまして、その一つの理由は、通学距離に関する基準がございまして、この中に、通学距離が小学校にあってはおおむね4 km以内、中学校にあってはおおむね6 km以内であるというのが国の基準です。現状、補助対象になっている児童が、15名と申しましたが、最長でも約2.6kmであって、4 km圏内で、他の学校には同等以上の距離を通学する児童もおられます。もう1点は通学路の安全確保ということもあるのでしょうか、こちらのほうも慶周寺の停留所から周防小学校までの2.4kmのうち、周防小学校の手前までは歩道も設置をれているという通学路の安全確保の観点、それから、もう一つは、元々小学校の統廃合を理由にした補助でございまして、昭和40年に統廃合されたということで、既に48年がたってきている中で、対象地域の状況変化も出てきております。その後、新興住宅地なんかもできておりまして、そこからの児童もおるということの中で、そう観点を含め、段階的に縮小、廃止に向けた方向で進めていきたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。昭和40年代に統廃合して、本来ならスクールバスというのが普通だっ

たのでしょうけど、バス路線があるのでバスの定期を補助したという流れで、今後、今の学校自体も統廃合になってくると、またこの繰り返しが起こるのだらうと思います。そこで今見直しをされるというようなことだったのですが、その見直しに関しては、きちんとした話し合いも含めたものがされているのでしょうか。地域含めたところの点で。

○蔵下教育総務課長

この見直しにつきましては、該当地域が一部分の地域になります。ですから、周防小学校の学校関係者、PTAも含めた学校関係者、それから、今後通学児童がふえるということで、見守り隊等の方にも、通学路の安全確保からお願い等々させていただき、もちろん対象児童の保護者にもお話をし、段階的縮小、廃止に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。きちんと話し合いを進めていただくことと、もう一つは、通学路の安全確保は、しっかりやっていただきたいと思います。現在、積み残しているところがあれば、きちんと対応してからやっていただきたいと思いますので、その辺のところはよろしく願いをいたします。

それと、教育振興費の主要施策の成果で、185ページですか、学校図書標準達成度のところなのですが、小学校は100%を超えているような状況で、中学校に関しては、なかなかその部分が進んでいないというようなことで、その辺は、どこに原因があるのか、お知らせいただけたらと思います。

○蔵下教育総務課長

学校図書標準達成度が中学校は100%にならないということですが、現状、中学校の図書標準達成度は、大和中学校を除く他の4校が未達成の状況となっております。購入冊数等の状況に関係をしてくるわけですが、図書廃棄数にも影響してまいります。委員御承知のように、国が平成24年度から28年度の5カ年で学校図書館図書標準達成を目指しておりますことから、本市に向けても達成を目指して今取り組んでいるところです。

○森戸委員

よろしく申し上げます。

○中本委員

ちょっと1点だけ、予備費の充用というのが、学校管理費で113万6,000円と上がっております。191ページ、予備費からの充用ということで113万6,000円上がっております。ちょっとここを説明お願いできたらと思います。

○蔵下教育総務課長

予備費からの充用ですが、平成25年度の決算審査参考資料の10ページをお開きいただ

ければと思います。こちらの教育費の中学校費に記載しておりますが、備品購入費として島田中学校のバスケットゴールを、購入をしたものです。このバスケットゴールは、前方天井つり上げ式のバスケットゴールでして、昭和44年に設置しているところですが、経年劣化によって、落下の危険性が高まりましたので、生徒の安全を考えまして、急遽撤去いたしました。撤去しましたが、部活動、あるいは授業などで、毎日活用するもので、非常に緊急性が高いということで、予備費を充用しまして、バスケットゴールを購入したものでございます。

#### ○中本委員

わかりました。予備費の使用は、議決を必要とせず、市長の権限で行えるということで、これは私もよくわかっております。ただ、遊具の点検等、あるいは、ここにありますように、体育施設の運動公園のエレベーター修繕等、委託費用で上げておりますので、その点検を踏まえて、本来なら新年度予算、あるいは議会に補正として上げるべきじゃないかというふうに私は思っております。しっかりとその点検項目を委託業者にもよくお願いをして、もちろん緊急というのはよくわかりますので、議会に補正を上げるなり、示すのが当然だというふうに思っておりますので、予備費の使い方については、慎重に今後精査されますようお願いをしておきます。

以上です。

#### ○加賀美委員

最初に、191ページとその前の189ページに、先ほど中本委員のほうからもお話がございました就学援助事業について、基本的にもう生徒の約3割が該当していると、だからそこらあたりの就学援助事業について、一応、該当する条件というのですか、これはどういうふうな状況になっているのか。例えば年収が幾らで、どうなったってということ、ちょっと以前聞いたことがあると思いますが、もう一度ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

#### ○蔵下教育総務課長

就学援助事業ですが、この基準は、生活保護基準の1.3倍未満というのが就学援助の基準です。

それから該当になる所得、収入ですが、これ世帯人数などで変わってくるので、非常に言いがたいのですが、収入や、所得、内容等によっても違いますが、収入で大体400万円ぐらいの世帯が対象ではなかろうかと思えます。

#### ○加賀美委員

この基準はどういう形で決まっているのですか。全国的に、統一したものであるのか、あるいは、市町村で単独でできるものであるのか、ここらあたりの基準の設定についてはどうなっているのか、わかれば教えていただきたいと思えます。



○蔵下教育総務課長

就学援助事業につきましては、市町村が決定してくことになりますので、基準には、全国的にもばらつきがありますし、それぞれの市町村が判断して決定してくものです。

○加賀美委員

大体わかりました。基本的には、先ほどのお話のように、400万円以下というのは、かなりいらっしゃるわけですね。小中学校ぐらいの家庭については。やっぱりそういった中で、俺ももらえるのならもらったほうが得だという形のものでまだたくさんあるのじゃないかと思うので、そこらあたりの基準の見直し云々はともかくとして、適正にほんとにされているかどうかというものは、やっぱり調査は必要じゃないかと思います。

同じく、191ページの就学援助事業の上側に、教師用の教科書指導書等の購入費というのは、中学校の場合は、7万3,000円ぐらいの費用が出ておりますけれども、これは、前年度を見てみると400万円、500万円近く、費用が出ているわけですが、これは、新任教員か、そういう新しい方々に対して支給しているものか、それとも、そこらあたりの基準はどうなっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○蔵下教育総務課長

前年度から、かなり額が下がっているということで、これは、平成24年度が教科書の改訂に当たる年でした。ですから、平成24年度は改訂で教科書指導書等の購入をしましたので、金額としては高くなっております。25年度は、不足分として購入しておりますので、これだけの差が出ているということです。

○加賀美委員

わかりました。大体理解できました。

次に、需用費の件についてちょっとお尋ねしたいのですが、もちろん、教材費とか、いろんな部品、消耗部品なんかっていうのは、学校ごとにそれぞれが手配をして、用意しておられるのではないかと思います。今、学校全体として、どっかにまとめて一括して購入するというような形で整理をしているのかどうか、そこらあたりについてちょっと、現状はどうなっているか教えていただきたいと思います。

○蔵下教育総務課長

備品購入費から消耗品など、さまざまなものがあるわけですが、一部は、小中学校とも学校に配当しておりまして、学校で購入していただくもあとは教育委員会で購入していく形で整理しているところです。

○加賀美委員

わかりました。もちろん、総合的にまとめて、パソコンとか、そういったものは従来まとめて購入して配っていくというような形をとってきているようなのですが、個別に学校で手配するようなものに対して、PTAなどがお金を補填すると、そういった

事例はあるのかなのか、ここらあたりについて、どういうふうにつかんでおられるか、例えばPTAなんかは、追加費用を出して、そして一緒になって施設を充実させていくと、こういうことが余りあっちゃいけないと思うのですが、そういうこと、実態はあるのかなのか、このあたりについて、状況をお知らせいただきたいと思います。

○蔵下教育総務課長

PTAの話が出ました。教育委員会としては、現金は認識しておりません。物品の寄附の事例はございまして、寄附の場合は、寄附採納の手続きをとりまして、受納しているという状況です。

○加賀美委員

ここらあたりについて、余り学校がベースで、そういうふうもPTAに、ある程度はお願いせにゃいけない事項等があるかと思えますけれども、無理のない形でやっていくようにしていただきたいと思います。

○森重委員

関連なのですが、就学援助事業、ちょっともう少しお聞きしてみたいと思うのですが、義務教育の公平性と言う観点から決して否定するものでもないですし、本当に制度を知らないでこの機会を逸するということがあってはならないと思うのですが、今回のこの主要施策によりますと、児童生徒数というのは小学校で80人、中学校で21人減という、生徒数が減っているにもかかわらず、数字的にこういうあまり差がないほどの人数、パーセントが上がっているということは、ふえているということなのですが、事務事業評価シートの中にも、この予算の増減を伴う改善提案というところにも一応所管が載っておりますように、就学援助認定にいたる過程について精査し、認定基準の見直しを行うという文字もちょっと踊っておりますけれども、実際にこの自治体ごとで判定基準というものが近隣とどのあたり、どういうふう違って、どのような見直しが可能で、光市はどのあたりが制度的にお金がかかっているのか。そのあたりの精査っていうものはどのようにお考えかをちょっとお聞きしてみたいと思います。

○蔵下教育総務課長

就学援助制度につきましては、決算審査参考資料35ページをごらんいただけたらと思いますが、第2次行政改革大綱にもこの就学援助事業の見直しを上げております。一番下のところですが、認定基準の見直しに向けて検討するということを書いておりますので、それに沿った事務事業評価をしているということです。

御質問いただきました近隣市の状況でけれども、近隣市はいろんな基準の考え方があるわけですが、下松市、周南市、柳井市は、生活保護基準の1.3倍で、大体横並びの基準です。

○森重委員

近隣はほぼ1.3倍ということで、変わらない。これ、区分というのは学用品とか進入学用、これはもう国で定められた区分ということなのですかね。この見直しというものではなくて、ということですね。基準というのはそういう生活保護所帯の1.3倍ということが基準ということなのですね。

○蔵下教育総務課長

現状は、区分の見直しではなくて、認定基準については、経済的な理由で援助するわけですから、その経済的な理由を収入で見えるのか、所得で見えるのかということもありますし、またその収入あるいは所得で見える場合もさまざまな控除もあると思います。例えば、社会保険料控除であるとか、生命保険料控除とか、そういった控除をどう見るのかなど、その経済的な理由による見方が市によって違ってまいります。さまざまな過程による認定基準等の見直しで、この事務事業の適正化に向けてどういったことが一番いいのか行革大綱に事務事業の見直しを掲げているところです。

○森重委員

わかりました。少子化ですしね、ただ教育のやはり支援・援助ということで、決してこれを否定するものではないですし、ぜひしていただきたいけども、やはり金額的にはこの見直しをしていくというのは行革の中にも上げられておりますように、何らかの形で大きな金額になりますのでね、しっかりこのあたりも今後注視して、とは言いつつ教育上、やはり子供たちがやっぱりみじめな思いとかそういうものがないように、しっかり検討・研究していただきたいというふうに思います。

○木村（信）委員

濟いません。1点だけ確認をさせてください。決算審査参考資料の8ページ、就学—教育振興費の扶助費の不用額、これはどういったものか。中学校費ですね、中学校費。

○蔵下教育総務課長

教育振興費の扶助費51万5,000円の不用額を計上しております。就学援助事業は御承知のとおり年度初めに申請をするわけですけれども、年度の途中も随時申請を受けております。

ですから、年が明けて1月、2月、3月、どれぐらいの申請があるか、把握できません。結果的に不用額が出たということです。

○木村（信）委員

小学校は出ないのですか。中学校だけなのですか、こういったものが出るのは。

○蔵下教育総務課長

大体前年度分の人数を勘案して予算要求をしているところですが、年度によってふえたり減ったりしてきますので、この25年度決算においては中学校費の扶助費は不用額が

出ていますけども、小学校費についてはそこまでの扶助費が出なかったということです。

○木村（信）委員

はい、了解しました。

○四浦委員

ページから言えば185ページ、小学校費の中で、下からこれは、十二、三行目あたり、学校教職員健康診断委託料130万円とこれ、出ていますね。それから、189ページ中ごろですね、備考欄。学校教職員健康診断委託料71万9,000円、こう出ているのですが、前々年度、前年度と言ったほうがいいですね、平成25年度ですから。平成24年度は中学校で54万円、それから小学校で91万円とありますので、かなり上積みをされているのですが、これは新しい健診がやられるのかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○蔵下教育総務課長

学校教職員の健康診断です。これは、学校保健安全法施行規則に検診項目の定めがございますが、新しい項目を実施したということではございません。

○四浦委員

素人が聞いたらというか、わからない答弁をいただいたので、もう一度お尋ねしますが、じゃあ、学校保健安全法というのはいつ制定されたというか、改定されて、その中身はどういうふうに法が変わっているとするならばどう変わっているか。それを教えてください。

○委員長

四浦委員、先ほど、昨年とことしの今、差額をおっしゃいましたよね。その部分でお尋ねもよろしいでしょうが、その部分でのお問い合わせってということで、質疑ということで捉えていいですか。だから、成立——このものがいつごろできてどうだっていうことは、ここにはちょっと関連性がないかなと思うのですけれど。お答えできますか。

○蔵下教育総務課長

先ほど学校保健安全法の施行規則の話を出しました。手持ちに持っている資料が新しく改正されたものかどうかは、わからないわけですが、その中に学校教職員の検査項目がございます、11項目について検査をしているということです。

金額等については教職員の人数での額の違いであり、検査項目を新たに追加してやるということではございません。

○委員長

課長。昨年と——24年度と25年度の金額の差額、ちょっと上がっているのではないかっていう四浦委員の質問でございますけれども、その点を御指摘ありましたので、お答

えください。

○蔵下教育総務課長

今、具体的な資料がありませんけども、人数等で額が変わっていると考えております。またこれは後ほど、お調べしてお答えをさせていただきます。

○四浦委員

この決算額は、毎年少し動いておるのですが、今回は特別上がっているということで、91万円から130万円に変わっておりますから、学校の教職員がそんなにふえたとはいうふうには思えません。4割もふえたというのは考えられませんので、後で。だから後でまた教えてください。

○委員長

ないようでしたら、ちょっと早いのですが、昼食のため暫時休憩といたします。再開は13時からということでございますので、よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
先ほどの四浦委員の質問に対して御回答願います。

○蔵下教育総務課長

午前中に学校教職員の健康診断委託料で御質問いただきました。詳細をということで、人数の話させていただいたのですが、主な要因は、エックス線の撮影に医師が帯同しなければならないということで、25年度につきましては医師の帯同がありましたものですから、金額として増えているということです。

もう1点、午前中少し曖昧な回答になってしまった部分もありますが、検査項目の関係で学校保健安全法施行規則の話を出しましたが、項目については最終改正を踏まえた項目でありますので、変更はございません。

③ 社会教育費社会教育総務費及び青少年健全育成費関係事業について

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑：

○森戸委員

主要施策の成果の196ページで、放課後子ども教室が各地域で行われているのですが、大和地域はどうなのですか。これはやられてないのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

御指摘のとおり、現在、市内5カ所、室積、光井、島田、三島、周防で実施されておりまして、今のところ大和地域では実施されておられません。

教育委員会といたしましても、多くの地区での取り組みを希望しており、今、校長会や公民館長会議などでお話をさせていただいているところですが、25年度については実現できておりません。

○森戸委員

いや、25年度だけなのですか。それ以前はどうなのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

合併以来実施できておりません。

○森戸委員

その理由と言いますか、何がこう問題なのか、障害になっているのか、その辺をちょっとお願いします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

そういった地域柄もあるのではないかと考察はしておりますが、なかなか地元からお声が上がってない状況でございましたが、先般、大和地域の公民館などからお話がございます、来年度は実現できるように、今、協議を進めているところでございます。

○森戸委員

と言いますか、ちょっとよく理解ができないと言いますか、この放課後子ども教室に対する理解はあるのですか。地域としてあるのか、ないのか。それからこれを理解していただく努力をしているのか、いないのか。やられないというその、よくわからないのですけどね。もうちょっと詳しく教えていただけます。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど申しましたように、折に触れ、こちらからは働きかけを行っておるところですが、我々の説明不足なのか、理解が得られていないというところで御理解いただけたらと思います。

○森戸委員

いやいや、説明不足はないと思うんですけど、地域柄っていうのがよくわからないのですね、その一言で片づけられても。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今まで確かに大和地域においては、放課後子ども教室というのが実施されておりましたので、それに新たな事業に取り組むということに対する理解が進んでいなかったのではないかと考えております。

以上です。

○森戸委員

例えば、室積なり、光井なり、三島なり、島田なり、うちはやらんよと言うたら、それでもええんですかね。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

教育委員会といたしましては、強くその辺の推進は努めているところで、一定の理解をいただいております。

○森戸委員

ちょっとよく理解ができないと言いますか、同じ合併した市内で1つだけやらないと言いますか、この仕組みというのは非常にいいものだとは思いますが、ちょっと納得ができないのですけど。それが何かあるのですか、問題点。

○委員長

休憩いたします。暫時休憩。着座のまま。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。御回答できますでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

大和地域と、ほかに浅江地域が実現できておりません。

浅江地域は通常よりそうした社会教育活動、盛んな地域でありまして、子供たちも巻き込んだいろんな活動をされていると認識をしております。

大和地域におきましては、やはり合併以前からこの事業に取り組まれておりませんで、今も中心となる人材が発掘できておらない、それが実現できていない理由ではないかと考えております。

○森戸委員

了解いたしました。

それと、主要施策の成果の——ちょっと待ってくださいね——198ページですかね、勤労者青少年ホームについてお尋ねをいたします。

この利用に関してお尋ねをするのですが、この活動団体のクラブですかね、クラブの

5団体というのはどんなところがやられておられるのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

勤労青少年ホームのクラブ活動等による団体利用の5でございますが、卓球、テニス、ユネスコ青年部、人形劇、オリエンテーリングクラブ、以上の5団体でございます。

○森戸委員

多目的ホールの利用について書かれているのですが、多目的ホールが862回利用されているというふうな数字なのですが、開館日数が何日かわかりませんが、1日3回の利用がそんなにこれ、あるのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

多目的ホールの利用で、談話室の囲碁も含んだ数字を計上しております、囲碁は、談話室が76回ございまして、そのほか卓球が762回、ダンスサークルが19回という内訳になっております。

○森戸委員

わかりました。この利用に関してなんです、事務事業評価でも見直すと言いますか、そういうふうな方向で、議会からもこれ、何度も指摘をされているのですが、現状としてほかに移っていただかないし、もう老朽化も非常に激しいということで、その辺のところはどうなのですかね、本当のところ。今回、ちょっと実際の動きと言いますか、を聞いたのですけれども。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

勤労青少年ホームにつきましては、たびたびこの積において委員の言われる御指摘があるのは存じ上げております。

確かに老朽化もあるもの、あと10年弱は国庫返納金が補助金をもらっている関係で発生することもございますし、現にこういった団体が使われている状況もございます。閉鎖とかいうことに、もしなるようであれば、そういう団体の受け皿も今後必要になるでしょうし、何より利用者の市民の御不便をおかけするというのも心苦しいものがございますので、当面の間は今、現状維持でやっていくというところでございます。

○森戸委員

早急に結論を出すことと、維持管理経費の節減に、この施設に関しては努めていただきたいと思っております。

それと、決算書の199ページなのですが、ちょっと聞き漏らしてしまったのでお尋ねをいたしますが、真ん中辺に留守家庭児童教室の保育支援業務というふうにあるのですが、これは何なのですかね。



○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

決算書199ページの備考欄の中央付近ですけれども、留守家庭児童教室の保育支援業務委託料89万3,200円だと記載しております。

24年度までは夏休みなどの長期休業中などに指導員が交代でお昼休みを取って、その間は、指導員が少ない状況で保育をしておりました。この解消のため、25年度からお昼前後に支援員1名を各サンホームに配置いたしまして、昼休み中も職員の数を確保して、保育の質の向上、安全の確保に努めたというところがございます。

○森戸委員

はい、わかりました。

それと、その2行上の留守家庭児童教室の児童の移送の委託料、これについて、これはどこからどこまでなのかも含めてお願いいたします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

留守家庭児童教室児童移送委託料1万6,500円でございますが、これは、3ホームが未設置の東荷及び塩田の児童を大和地区内のサンホームに移送するタクシー移送費でございます。

具体的には、塩田の児童を三輪サンホームへ移送したタクシー料金ということでございます。

○森戸委員

さっき周防エリアのバスに関してはカットするような話があったのですが、これも同じようにお連れするという形で、1個は歩いて帰らせて、1個は車で送るという整合性はどういうふうに捉えたらいいのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほどの訂正でございます。塩田小学校から岩田小学校のサンホームの間違いでございました。申しわけございません。

移送の件ですがこれは、塩田小学校区の通学エリアから出るわけでございますので、その辺はやはり安全な移送手段の確保が必要だと考えております。

○森戸委員

距離がどのくらいあるのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

おおむね5km程度だと考えております。

○森戸委員

了解しました。

○委員長

ほかにございませんでしょうか。

○森重委員

済みません。主要施策の195ページの延長保育、ちょっと今の関連づけなのですが、延長保育の利用料の表がAにございますけども、これは平成24年度と25年度の対比で、24年度というのは7月からの数値として捉えたらいいですか。24年度に関しては。延長保育。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

そのとおりでございます。

○森重委員

これは、25年度1年間で数字の分析をしますとさまざまな数値が伺えるわけですが、このあたりの延長保育の需要と分析とをどのようにお考えか、ちょっとお聞きしていいですか。

サンホームの場所によっては、いろいろ一定に判断できない、さまざまな事情があるのだと思うのですが、全体的に。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

委員御指摘のように、サンホームで、数値がバラバラでございまして、地域的に多い地域もございまして、そうでない地域もございまして。

もちろん延長保育で1回当たり100円という延長料をいただいております。保護者の勤労形態が異なることが大きな理由ではないかと考えております。

○森重委員

一律に延長保育ということではなければいけないでしょうが、あまり需要がないところもあるようだし、何倍も数字的にかなりの倍数でふえているところもあるのですが、1回100円ですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

はい。そのとおりでございます。

○森重委員

このあたり、子育てをされる。7時までということは、通常は、今までは5時。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

延長保育が導入される24年の7月以前は6時までとして、月額3,000円の保育料をい

ただいておりますが、7月以降は6時以後の児童につきまして100円で、7時までは可ということにしております。

○森重委員

ごめんなさい。済みません。制度がよくわかってなくて、ごめんなさい。

1回100円ということは、月3,000円で、延長を1回すると、3,000円プラス100円ということですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

そのとおりでございます。

○森重委員

わかりました。需要があるということで、サンホームにかかる運営事業費は、夏休みをのけても4,600万円、こういう制度を入れられたことによって、済みませんが、入れる前の経費と今回の経費では、どのぐらいの差があるのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

御存じのとおり、留守家庭児童教室管理運営事業の多くは指導員の賃金となっております。これを対比いたしますと、単純計算ですが24年度の決算額と25年度の決算額を比べますと100万円程度上がっております。

○森重委員

最近の生活形態等変わってきていますから、こういうものも若い御家庭では必要なものと思えますけど、実態は、もう少しいろいろ内容的なものも今から続けていかれる上で分析されながら、このあたりもしっかり注視をして、悪いというのはないのですが、分析は必要かというふうにも思っておりますので、そのあたり、よろしく願いいたします。

以上です。

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙

説 明：末岡図書館長 ～別紙

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○森重委員

決算書203ページ、伊藤公資料館管理運営事業でございますけども、この清掃委託料ほか公園管理委託がございますけど、この清掃委託料というのは館内と、どのような内

容かをちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。329万2,000円のところです。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

伊藤公資料館管理運営事業の清掃委託料でございますが、大きくは3つの契約を今交わしているところでございます。

1番目は、今仰せの館内、伊藤公資料館とか、旧伊藤博文邸、その裏にあります屋外便所及び生家、これらの建物内部の日常清掃及び周辺の日常的な清掃や草ひき、落ち葉処理などをシルバー人材センターへ委託しております。

2番目の専門業者による資料館内のワックス清掃等を委託しておりまして、これは、資料館の中のワックスがけや高所などを含むガラス清掃を毎月1回やっております。

3番目に県道沿いに駐車場がございます。ここにも屋外便所がございます、これは社会福祉法人に週3回、10時から11時半まで、おおむね6名程度の園生を連れて、清掃、管理等をお願いしております。

以上、合計でおおむね220万円程度でございます。

○委員長

先ほどガラス清掃がありましたけど、どちらのほうに委託されていますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

失礼しました。これは清掃業者のほうに委託しております。

○森重委員

清掃業務もいろいろと、こういう御時勢ですから考えたいところですが、今、お話伺いますと、社会福祉法人さんやシルバー人材さん、そして、幅広くいろんな清掃をされているということで、他のいろんな施設とは、ちょっと比べようがないというところがございますかね。

わかりました。

○森戸委員

私はわからないのですが、恐らくシルバーに委託をしているということは、入札をしていないでしょうから、そういうケースの場合は、どういうふうにするのか、その単価の精査をするのか。

例えば、図書館と比べると6倍の清掃費なわけです。比較できるところとできないところがあるのですが、そういう比較の精査はどういうふうに行われているのか、お示しをいただけたらと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

委員お示しのとおり、シルバー人材センター等は競争入札を実施しておりません。これは地方自治法の施行に、契約を行いますと公表をするということで、告示等公表を行

っているところでございます。

まず、こちらが示しました事業量に沿いまして見積りをシルバー人材センターのほうに委託いたしまして、それにより、適正と判断したら随意契約を交わしておるというところでございます。

○委員長

今、単価ってということがちょっとお示しいただけますか。全体でそういうふうにといいうことでしょうか。

○森戸委員

シルバーの1社の見積りだと比較ができないじゃないですか。だから、その辺は入札しないのですから、どういうふうに精査をしているのですか。ほかの業務、同じ教育委員会所管の業務の中と比較してもいいですし、そういうところの精査はどういうふうにやられているのかをお尋ねしたつもりなのですが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

シルバー人材センターからは、1時間当たりの単価とシルバー人材センターの事務費とが合計した金額が出てまいりますので、他の業務に比べまして、シルバー会員さんの1時間当たりの単価は、これはもう決められた単価がございますので、それに事務費を足したもので確認をしております。

○森戸委員

いや、だから、比較をしているのかしていないのか聞いたので、比較はしていないということですよ。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

比較はしておりません。

○森戸委員

シルバーに出さないという選択もあると思うのです。その単価でいくんであれば、比較できないなら精査のしようがありませんよね。シルバーに出さずに入札を実施するという方法もあろうかと思うのですが、その辺のところはどうなのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今、シルバーに委託している業務は、先ほど言いましたように日常管理がほとんどでございまして、専門業者を要するような高度なところは別途専門業者に委託しておりますので、日常的な管理をやっていただいておりますので、シルバー人材センターで地元の業者を使うということで適当と判断しております。

○森戸委員

日常管理と言うと、受付とか、そういう業務も入っているということですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

いえ、日常業務は館内の掃除とか、拭き、モップがけ及び外の草ひき、落ち葉の収集処分、そういったところでございます。

○森戸委員

わかりました。

私が言いたいのは、シルバーに出すと随意契約ですから、競争は一切ありませんよね。そこに出すということも1つの選択ですが、それじゃ、清掃委託の精査ができないじゃないですか。パッと見、これは高いと言われたら高いと思いますから。

入札をするという選択はないのですか。そういう精査の仕方はしてこられたのでしょうか。わかりますか、私の意図が。競争がないので、競争するような選択もあるのじゃないかというふうに申しているのですけど。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今現在のところ考えておりません。

○森重副市長

今の森戸委員さんのお尋ねでございますが、選択肢はあります。ありますが、光市とすれば、既に委員御案内のとおり、シルバー人材センターについては、高齢者の就業の場の確保という大きな目的のもとに制定された法律に基づいた団体でありますことから、伊藤公資料館に関する清掃委託、専門業者以外の業務につきましては、シルバー人材センターに委託することにより、高齢者の就業の確保をしようとするという判断をしたことから、この事業についてはシルバー人材センターに委託をしているものでございます。

御理解をいただきますようお願いを申し上げます。なお、先ほど課長が申し上げたとおり、シルバー人材センターに契約する際には、地方自治法と光市財務規則に基づく所定の手続を踏んでおります。御理解いただきますようお願いを申し上げます。

○木村（則）委員

それでは、市民ホール管理運営事業について、ちょっと1点だけお尋ねをしてみたいと思います。

この事業に関しては、決算資料は、成果のほうについてちょっと214ページを見ていただきたいと思いますが、一番下のところの3番目、光の文化を高める会運営助成事業。ここでは、8事業を実施し、延べ413人の市民に多様な芸術文化を供与する機会を提供することができたと。私は、ちょっとこの220万円という助成金に対して、延べ4,132人ということが決して多い数じゃないというか、少ないなというふうに思うわけですね。事業の報告が右のページにありまして、それぞれ事業に対しての入場者数

があるのですが、当然支出も多くはあるわけですが、それに対して、やはりしっかり入場者数を確保するといいますか、そういった努力ができているのだろうかという疑問があるわけです。会員数並びにその入場者数も平成23年度からずっと減ってきているといった状況に対して、教育委員会としては、この文化を高める会に対して一定のそういった働きかけというのか指導というか、あるいは、その助成金の見直しといいますか、そういったことをされているのかどうかをお尋ねしてみたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

光の文化を高める会の運営助成事業でございますが、220万円の主な用途は、歌謡コンサートのようなどころには主に回っておりませんで、小学校の音楽教室の開催とか、ここでは総会と、マーチングバンドの演奏とかそういったところに、主に補助金等は使わさせていただいておるところでございます。

御指摘のとおり、会員数もやや減少傾向にありますので、この辺につきましては、事務局のほうには事あるごとに指導はしておるところでございますが、歯どめがかかっていないというところは、今後とも厳しく指導をしていきたいと考えております。

○木村（則）委員

はい、わかりました。その220万円という数字が、今の説明だと、収入が得られないものに対して使っているという御説明であったろうと思います。そのちょっと事業の細かいところは、また今度私なりに精査してみたいと思いますけれども。

ちょっと確認ですが、さっきのその4,132人というのは、この8事業っていうふうにあって、その事業報告が8事業以上あるわけですが、これは、今、事業報告の数とはどれが含まれていないのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

一番上の、文化を高める会の理事会と、あと市民夏季大学が含まれておりせん。

○木村（則）委員

済いません。理事会と夏季大学が含まれていないという御説明だったのですね。夏季大学は、じゃあ、含まれてない理由は何なのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

この夏季大学は、市から指定管理料の中に含まれて実施されておりました、会費を募って、事務局としては、光の文化を高める会で事務局をやっていただいておりますけども、経費的なものについては会費等で賄うという趣旨から、この3事業はのけておるところでございます。

○木村（則）委員

わかりました。ちょっともう1回だけ整理をさしてくださいね。じゃあ、この220万

円の助成金は、もう一度、どれに使われているのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今、決算書を持ってまいってないので、つまびらかではないのですが、先ほど言われたように、採算性の取れないようなもの、まず、上の理事会とか、その次のピアノマラソンとか、小学校音楽教室、それと、あと1個飛びまして、総会とマーチングバンド、このあたりが主な支出先と認識しております。

○木村（則）委員

じゃあ、その、何ていいますか、今のお話だと、収入が得られないものというふうにちょっと私なりに理解するわけですが、収入が、いわゆる入場料が発生するようなコンサートであるとか、そういったものに関しては、この補助金というのは使われていないということよろしいのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほども申しましたように、ちょっと今決算書を持ちあわせていませんが、基本的には、それと、あと、市民夏季大学の下の市民コンサートあたりも、これも収入がございませので、こういった事業に使わさしていただいたのと認識しております。

○木村（則）委員

わかりました。ちょっとその辺が明らかになってこないと、いわゆるその助成金が何に使われているかっていうことをもちろん明確にしたかったですけれども、私は、助成より、ここで行われるような事業に対して、その中身であるとかその取り組みに対していささか不満がありまして、実際やるからには質の高いものを、なおかつ、採算の取れるような形で努力してやるべきものだということをこれまで申し上げておりました。わかりました。一定の理解をいたしました。終わります。

○加賀美委員

ちょっと一つだけお尋ねしたいのですけども、例えば、史跡とか、あるいは名木百選とか、そんないわゆる文化財的なものが、もしも周りに木が生えて名木の成長にじゃまになるとか、あるいは平景清公の洞窟に水が漏れだしたと、そういう際のいわゆる調査、修理とかいうのは、201ページの文化財保護調査等の委託料の中に入るのかどうか。そこらあたりの費用はどこに入っているか、ちょっと申しわけないけども教えていただきたいのですが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

まず、そういった史跡とか天然記念物関係の御質問だろうと思います。

名木百選につきましては所管しておりませので、私も存じ上げておりません。

そのほか、指定文化財につきましては、一定の支援等を行うことができるようになって



ておりますが、基本的には、やはり個人の所有物であれば個人の管理というのが原則だろうと考えております。

○加賀美委員

個人の管理であって、例えば、名木百選になって、家の周りにもう巨大な木が生えていたら。周りに木があつてじゃまになってかなわんと。じゃあ、これ、切ってもいいのかと。そういうときに、じゃあ、自分の管理やから自分の管理で切っちゃって捨てていいかと。そういうことはできるのでしょうか。ちょっと話が決算のあれと変わるのですが、私が今言っているのは、そういうときの史跡類とか文化財の保護に対する費用はどこに上がるのですかっていうのを聞こうとしたのですけどね。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど言いましたように、名木百選は所管しておりませんので、私のほうでお答えすることはできませんが、基本的には、個人の財産は個人で管理するという基本はあると認識しております。

○加賀美委員

濟いません。文化財をいわゆる修理したり保護したりするような、そういう費用はどこに入るのでしょうかと。文化財保護調査等の委託料にはいるのか、文化財の保護事業ですからね、そういうやつはどこに入るのかちょっと教えていただきたい。それだけです。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今の文化財保護調査委託料につきましては、通常ですと、石城山神籠石、これは民有地にないところを中心としたところがございますが、そういうところの維持管理など行っております。

あと、指定文化財等があれば、本決算にはございませんが、補助金等で文化財の保護を図ることとしております。

○加賀美委員

じゃ、今の話によると、文化財保護事業については、そういうものは、もうここの中には入らないと、やらないよと、自分たちでやってくれと、補助金とか何だか使ってやってくれと、市がお金を出してやるようなことはないよと、そういう理解でよろしいのですね。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

指定文化財につきましては、公費を投入して保護するのが適当であると認識しております。

○加賀美委員

じゃ、もとに戻ります。公費を出した場合には、決算のどこに入るのですかっていうのを聞きたい。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

本決算書には、そういう該当が、この25年度決算にはございませんが、その都度、補助金等で事業者を支払うようになると想定しております。

○加賀美委員

わかりました。どうも。

○四浦委員

説明を聞き漏らしたかもわかりませんが、伊藤公資料館管理運営事業の中の備考欄の下から2行目に……。

○委員長

何ページでしょうか。済いません。

○四浦委員

203ページです。図書購入費35万一千何がしとありますが、これはどういう図書なのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

これは、毎年定期的に伊藤博文文書というのが発行されておりまして、そういった参考文献を購入する費用でございます。

○四浦委員

この35万1,750円というのは、何冊でありますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

25年度が24冊を購入しております。

○四浦委員

毎年大体それぐらいの数なのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

おおむね20冊前後購入しております。

○四浦委員

伊藤博文文書と言われるから、その中身がよくわからないのですが、わかりやすい表現をすれば、伊藤博文公を絶賛した図書になるわけでしょうか。それとも、いろいろバラエティーが富んでいるのでありましょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

中身につきましては、伊藤博文の歴史的資料というふうな認識を持っております。

○四浦委員

質問に答えてくれてないから、また同じことを聞かんにゃいけんのじゃが、絶賛している文書でしょうかと聞きましたが、歴史的な裏づけのある事実に基づいて書かれている図書ばかりなのか、それとも、お褒めの言葉をダーッと並べているようなそういう図書なのか、どちらかお答えをいただければ。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

絶賛しているような書物ではございません。

○四浦委員

一度ゆっくり私も見さしてもろうて、その上でまた機会を持ちたいと思いますが。念のため言いますと、郷土が生んだ偉人だということもありますが、同時にちょっといろいろあった人ですから、褒め言葉ばかり散りばめた本を置くだけでは、いろいろ子供たちも目にすることもあるでしょうし、ふさわしゅうない場合もあるかもわからない。また、隣国との関係を一地方自治体が悪化させるといいますか、そういうことがあってはいけないので、最初の質問に対して明確に答えていただいていたから、私も見さしてもらいますが、もう一遍精査してみてください。

ちょっと次に移ります。

先ほど議論を聞いていて、この同じ203ページの伊藤公資料館管理運営事業の中の清掃委託料ですが、今までなかった質問で行きたいと思うのですけれども、この329万円二千九百幾らというのは、1年分の委託、平成25年分だと思いますけれども、これは、何人が何時間やられているとかいうような、そういうデータをお持ちですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

済いません。集計するのに今ちょっと時間いただけたらと思いますので、後日お知らせできたらと思います。

○四浦委員

1週間のうち何日やっているか。そして、それは何人でやっているか。それはお答えいただけるのではないかと思います。いかがですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど言いましたシルバー人材センターは、毎週火木土、週3回の、朝8時半から4時半まで2名が来ております。それと、専門業者による業者ですが、これは月1回でございます。おおむね3名が来ております。

それと、社会福祉法人へ委託した駐車場及び屋外便所は、これも週3回、6名の者が1時間半程度入っております。

#### ○四浦委員

人数もさることながら、週3回というのはなかなか分厚い体制ではないかなと思いますが、管轄されているところの範囲内で、ほかと比較するとどうなのでしょうね。他の施設と比較した場合にどうでしょうか。週3回というのは分厚いように思いますが、そうではないのでしょうか。ほかにも結構あるのですか。週に3回。2人体制と言われたね。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

週3回、2名のものが入っておるといのは、業務量が多いか少ないかというお話だろうと思いますけども、一つは、本公園は有料施設もございますので、やはりお客さんの目を大変気にする施設でございます。今までにも苦言をいただいたようなことも正直ございますことから、この週3回が適切かどうかといのは、私は決して多すぎるというふうには認識しておりません。

#### ○四浦委員

課長が多いとは認識されておられませんという主観的な答弁をいただきましたが、引き続き、こういうことは、教育委員会管轄のほかの施設の中にもそういう問題になった施設があったようでありますので、精査していく必要があるのかなというふうに思います。

それから、もう一つ、図書館よかったですね。管轄は入りましたね。205ページ、予算書ですね。下から20行目ぐらいね。備考欄。図書貸出業務等電算委託料とありますが、これは、ちょっと中身は説明を直接いただいてなかったように思いましたが、どういうふうなことをやるのでしょうか。

#### ○末岡図書館長

先ほど簡単に御説明をいたしました。書籍や図書購入マークの作成、それから管理データの作成、図書貸出業務等電算システムの保守に要する経費でございます。

#### ○四浦委員

委託先はどちらなのです。

#### ○末岡図書館長

これは、日立情報サービスだったと、ちょっと……。間違ったらいけませんので、ちょっとお待ちくださいませ。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○末岡図書館長

私、社名を、はっきり間覚えておらず申し訳ございませんでした。委託先は株式会社日立ソリューションズ西日本で、内容は図書館システムの運用に係る機器の保守業務でございます。

○四浦委員

システムの改修というようなものじゃないのですね。

○末岡図書館長

改修は5年に1度という形になりますので、これは、機器が壊れたりとかということがあれば、すぐ対応するという保守業務になります。

○四浦委員

今回の平成25年度は、その改修の年度にはなっていないということなのですね。

○末岡図書館長

25年度はなっておりません。

○四浦委員

終わります。

○森戸委員

せっかく四浦さんが伊藤公をやっていただいたので、もうちょっと追加でやってみようかと思えます。

203ページの伊藤公資料館の管理運営事業の臨時職員の賃金のところなのですが、ここは正職員も含めて何人の体制で運営をされているのか、その辺のところからまずお尋ねします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

伊藤公資料館につきましては、嘱託1名、臨時1名、パート1名の3名でございます。

○森戸委員

先ほど私が質問したときに、シルバーを選択するということは、それはそれとして目的があろうかと思えます。しかしながら、それに出している額が多いのか、少ないのか、適正なのか、その辺のところはやはり精査をしていく必要があると思えます。

例えば、事務事業評価でいうと、図書館なんかは、館外の環境整備については図書館のボランティアの協力を得ながら行っていきたいというふうに、事務事業の今後の方向

性として書かれていらっしゃる。そういった形で、少しでも委託をする部分の金額を落とすとか、伊藤公にしても、毎日常時たくさんの方がひっきりなしに来るというほどではないと思います。その間に、今いらっしゃる職員さんが嘱託なり臨時なりパートの方なりがその時間の間に掃除をする、そういうことで委託する部分を下げるということも可能かと思えます。そういうふうな努力はあってしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど申しましたように、週3回入っておりますので、その入っていない曜日につきましては、可能な限り職員のほうで対応している現状がございます。

○森戸委員

そういう部分プラス、図書館ではそういうふうにボランティアも活用されて、そういうコスト削減をしていこうというふうなことを書いておられます。やっぱり、それはそれとして必要なことではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

地元のボランティアは、年に一、二回ではありますが、入っているという現状はございますが、定期的にやっていただくというまでは今至っておりません。そういうところで、この業務料が適当ではないかと認識を持っております。

○森戸委員

額として見て、やっぱり突出をしていると思うから、これだけ質問が出るのだろうと思いますので、一度精査が私は必要だと思いますので、よろしく願いをいたします。

○武居教育次長

先ほど、木村則夫委員さんのほうから御質問がありました市民ホールの光の文化を高める会の関係でございますが、220万円のどこに当たっておるのかということでございますが、有料公演に該当してないかどうか、その辺も含めましてもう一度精査をさせていただいて、改めて御回答をさせていただきたいというふうに思いますので、先ほどの答弁ちょっと違うかもわかりませんので、そこを確認させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明： 穉山体育課長、呉橋学校給食センター所長 ～別紙

質 疑

○森重委員

学校給食センターです、211ページ、決算書211ページ及び213ページ、現在の25年度

ですから新センター以前の学校給食センター管理運営事業費 1 億1,290万円と213ページの調理配送委託6,490万円、またちっちゃいですけど、この学校給食会の補助金等、全施設等でかかっておりました運営経費に対して、今回から26年度から供用されます新センターでのそういう運営経費に対して総額、対比ができればできますか。

○呉橋学校給食センター所長  
大変申しわけないのですが。

○森重委員  
決算総額ですから、でも次の大体そういう予算的なものはお考えの上ではじゃないかなと思うのですが、ちょっとわかりませんか。わかりました。じゃあ下げましょう。

## 討 論

○四浦委員  
これまでもかねがね述べてきておりますように、学校、新学校給食センターは究極の大センター方式、4,000食というようなもので、少子化に歯どめがからない人口減に歯どめがかからないという光市の実態からいうならば、食育、子育て支援、人口減の歯どめにも背いて、おっばい都市宣言にも反する方針であるということを改めて指摘して、反対討論とします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

## (2) 報告事項

①平成26年度教育委員会事務の点検・評価報告書（対象平成25年度事業）について

説 明：蔵下教育総務課長 ～別紙

## 質 疑

○森重委員  
済いません、この評価、事業評価ですけれども、毎年きちっとされていて素晴らしいと思うのですが、このたび22ページです、C評価となりました総合的な学習の推進で、今年度ですか、光市生涯学習プラン可決いたしましたして、委員会としても実際に勉強会も持ちまして、内容等もみんなでいろいろ協議をしたところでちょっと記憶に残ってるんですけども、ここのところはC評価ということでもっと数字的にも全然進んでないということでありましたけども、学習、生涯学習の推進プランが新たにでき上がったところで、ちょっと進まなかったというところの事情といいますか、取り組みがどうであったのかということと、それから、ここはやはり学んだものを社会にやはり循環、還元していくっていうんですか、循環型学習社会の構築を目指すところで、今後のまちづくりにおいて非常にコミュニティー基本計画等もございますし、市民力の活用とかまた

市民協働のまちづくりとも非常に整合性を持つところでありまして、非常に重要な取り組みであるとこでありますので、そのあたりのちょっとお考えをちょっとお聞きできればと思います。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

それでは点検評価シートの22ページの総合的生涯学習の推進についての御質問でございますが、委員御承知のとおり生涯学習推進プランは、平成25年の4月から実行しておりますので、この評価シートの段階では、具体的なまだ取り組みとまでは至っておりませんので、この点検評価におきましては、中ほどの事業施策の実績欄の市民アンケートで生涯学習の充実満足度、これが25年度の目標値が28.7%に対して実績が22.8%であったこと、その下の欄、生涯学習サポートバンクの登録が320件の目標に対して270件しかなかったことを捉えまして、このC評価となっているということでございます。

議員仰せのとおり、循環型社会の構築、これは生涯学習推進プランに掲げる重要な柱の1つでございます。着実な推進計画に沿って、推進を図るよう努めているところということで御理解いただけたらと思います。

#### ○森重委員

わかりました。今から実際に推進プランに基づいて、今後の取り組みを具現化されていけるように、しっかりお願いしたいと思います。

また、コミュニティー基本計画等も新たに上がって来ておりますので、そのあたりのしっかり整合性もとられましてほんとに人づくりといいますか、これからまちづくりの主力となるところのそういう人をつくっていくという、またその学んだことをやはりまちづくり社会にまた還元をしていく、循環をしていくという非常に素晴らしい推進プランであったというふうに記憶しております。記憶とはいけないのですが、しっかりした取り組みをぜひお願いします。これ要望です。

#### ○森戸委員

14ページの海外派遣についてなんですけど、海外派遣の25年度実績で20名行かれていまするわけですが、そのうち高校生が2名だったのですか、その高校生の派遣が少ないというのは、なぜなのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。募集が少ないということ。

#### ○蔵下教育総務課長

25年度の高校生派遣は3名になります。高校生は3人以内というようなこと要綱上は定めているわけですが、まずは中学生時のときの派遣者は再度応募ができないということが1つあります。

それから、高校生は特に夏期休業中に体育・文化両クラブとも、全国大会等の大会行事が重なっております。夏休みに限定された3週間という長さもございます。各学校においてもPRをお願いしておりますけれども、3名以内ということもあります。実際のところ応募者が少ないということです。



○森戸委員

これは何名の、20人行かれたのですが、何名応募された結果20名になったのですか。

○蔵下教育総務課長

25年度について、この20名の内訳ですが20名のうち中学生が17名、高校生が3名の計20名です。

中学生については、募集をかけまして応募があったのが19名。19名のうち学校推薦を経て、選考委員会で選定された者が17名。学校推薦された17名は全員派遣をされております。高校生については、募集をした結果、応募があったのが3名。選考委員会でその3名が選定され、海外派遣事業として派遣をしております。

○森戸委員

了解しました。

それと29ページの芸術文化の活動の進行と地域文化の保存のところです。25年度のとくに昨年です、昨年の評価点検書を見ると、若年層の表彰を積極的に行って後継者をつくるというようなことを目標にされておられたのですが、若年層の取り込み、そういった部分については、この年度はどうだったのでしょうか、きちんとその目標どおり実施をされたのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

29ページの市民の芸術文化活動の活性化についての御質問でございます。

中ほどの、事業の施策の構成する業務というところに1から4までございまして、4番目に市美展において若年層の出品者数をお示ししております。若干増加傾向となっておりますが、若年層の表彰については、出品者数をふやして、それを推奨して将来的に市民活動の向上に文化活動の向上に結びつけるという思いからそういうふうに記載したところでございます。

現在、若年層の出品数をふやすという努力、これは具体的には高校等の美術の先生等への働きかけやお願い等でございますが、そういうこと及び24年度から、高校生など18歳未満につきましては出品料を無料としておるところでございます、今御説明しましたように、徐々ではありますけれどもふえている状況でございます。

将来的には若年層を対象とした賞の設定などが、今後、規約改正等があれば提言していきたいという思いは持っております。

○森戸委員

はい、わかりました。

取り組みきちんとされておられるということで了解をいたしました。この文化芸術の活動の参加自体に市民ホールなんかも含めて、中々若い人が行かないっていう、この市美展だけじゃなくって文化全体の部分なのですが、そこは非常に難しいところだと思います。

いますので、若年層の取り組みをまたお願いをしたいと思います。

それと、次は31ページで、地域文化の保存継承のところなのですが、中ほどの文化財の普及啓発に関しての事業の参加数、23年度に比べて激減をしているというようなことで、これは文化振興のほうで、伊藤公の資料館を担当することになって、講座が開設できないということを聞いております。

せっかく若年層を獲得するのがただでさえ難しい状況で、学生なんかに向けたこういう講座がなくなるのは、そのチャンスをほんとに逃している、私は思うわけなのですが、その辺のところはいかがでしょうか。そういう人の手当てにしる、事前にできなかったのか。その辺のところをお尋ねいたします。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

それでは31ページの文化財歴史的資源の保存と継承でございますが、中ほどの事業の施策の構成する業務の中の1番、文化財の普及啓発事業が24年度1,384人に対して237名ということでございます。この内訳でございますが、今仰せのとおり、文化センターで夏休みに行っておりました埋蔵文化財の企画展、これがおおむね1,000名程度入館者がございまして、その他クサフグ産卵監視事業の観覧者、見学者等及び出前講座を各小学校などで行っており、これらをカウントした数でございますが、今回お示しのとおり100人以上の参加者の減少となっております。訂正です、1,000人以上の参加者の減少となっております。

御存じのとおり、埋蔵文化財というのは非常に専門的知識が必要な業務でございます。相当の研究と時間を費やした研究とあらかじめの知識等も必要で、人の手当てもおいそれとはできないという現状も御理解いただけたらと思います。

御存じのとおり、25年度は長州ファイブ渡航150周年の節目の年となり、伊藤公資料記念館においても春秋の2回、企画展を開催して、それに力を入れておりました。24年度に比べて伊藤公のほうは1,500人程度の入館者増となりました。そういうところで御理解を賜りたいと考えております。

#### ○森戸委員

トレードオフということですね、わかりました。でもこの私見たことありますけど、とてもすごく楽しいっていか勉強になりますので、ただでさえ文化に対する関心が低くなっておりますので、二兎を追っていただけたらと思いますので、よろしくお尋ねいたします。

それと最後に、この評価全体についてお尋ねをしようと、お尋ねをしようといたしますか要望なんですけど、事務事業の評価もあわせて2通りの基準があるということで、その辺の話をもとに教育総務課長がされましたけれども、この評価のいいところは、第三者評価だと思いますので、この第三者評価は事務事業評価のほうにはありませんので、そのところは残れるような形をぜひここでお願いをしてとっていただけるものなのかどうか、わかりませんが、そこはいい点だという認識を副市長ぜひお願いをいたします。

#### ○四浦委員

報告を聞いていてちょっと恥ずかしいやら、なかなかせんないような思いをしました。例えば50ページを見てください。図書館です、ちょっと私は、ごめんなさい、33ページね。図書館が23年度Bで、24年度実績がBと、こうついておりまして、これが25年度Cになりまして、さっきの説明では、この目標に対してということでもあるのですが、24年度に比べると貸し出し件数が落ちたというふうなことが強調されて、どうもこれが原因でCになったのかなという気がするのですが、それでちょっと図書館長にお尋ねしますが、下松の新設図書館が建てかわってオープンになったのはいつでしたか、覚えてらっしゃいますか。

#### ○末岡図書館長

平成24年の7月3日でございます。つけ加えますけれど、オープン後も、駐車場の整理に約3月かかっております。

#### ○四浦委員

私はそういう事情もあって、やっぱり新しく充実して、そういう図書館が隣のまちちゅうか非常に近いとこ、車で10分か15分ぐらいのところにあるということから、そちらのほうに流れたという傾向があるのかなという気がするのですが、それで、50ページを見てください。私はこれはちょっと期待したのですが、学識経験者による意見というところなのですが、1番目に資料の充実と図書館の整備のところです。図書館施設について施設の老朽化に伴い、全体的に暗い印象を持つこともあることから、整備についても今後検討をお願いしたい。やっぱりさすがに3名の学識経験者は鋭い見方っていうか、率直な見方をしているなどこの点でも思うのですが、次の職員の資質とサービスの向上についても、施設について非常にサービスがよいと利用者からの声もあり大変喜ばしいことであるが、成果指標により事業評価がC評価であることが残念であると、こういうふうにもまた率直に言われている、私、当たっていると思うのです。

しかし、全体の評価としてBからCになったというのは、担当者にとってみれば、なかなかやりきれない気がするんじゃないかと思います。こういうふうなものは、やっぱり慎重に扱わんにゃいけんと思いますし、むしろ自己評価、教育委員会がつけるとどうしても眉唾っちゅうかどういうか、自画自賛になりやせんかな、そういう人格の人はいないはずじゃがとこう思いながら、そういうふうに見るわけです。

法律がこねなच्चよるからこの形でしょうがないのですが、教育、法律については第27条、これは表にも裏にも紹介されていますが、教育委員会は全国の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする、こういうふうにも言われておりまして、そうすると、この2項で図ると、学識経験者は評価が固定されてそれに対する感想を述べる程度に済ますよりは、そういう人を加えてやることはできるんじゃないかと、評価点数は、いや教育委員会はC評価つけたけれども、いや、よく学識経験者と意見を交合わせると、これはBになったとかAになったとか、

いうふうなことだあってあり得て私当たり前いうふう思うのです。

それで、ちょっと念のためにお聞きをしておきたいのですが、この結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない。公表することは最初にホームページで公表するちゅうことが言われましたけれども、何ですか、議会のかかわりとして、議会がここには承認したとか何とかいうような文言がないから、多少安心していいのかなと、こう思うのですが、この程度の議論でこの評価事項をそのまま議会が認めたということにするのは、ちいと乱暴過ぎるだろうと思いますから、そのところ、ちょっと一応確認をしときたいと思います。議会に対しては、提出するというようなことと、いうことだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○蔵下教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条の考え方は、議会に提出し、公表することが、この法律に示している内容です。

○四浦委員

はい、わかりました。終わります。

----- 休憩 -----

## 2. 政策企画部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①追加認定第4号 平成25年度光市一般会計歳入歳出決算について(所管分)

説 明：森重財政課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

主要施策の成果の25ページの市勢要覧に作成指標についてなんですが、この作成委託をした業者の名前とどの地域の業者なのかをお願いいたします、まずは。

○坂本広報情報課長

市勢要覧の作成委託の業者でございますが、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所でございます。本社は京都市でございますが、担当といたしましては、広島市の中国支社が担当しておりました。

○森戸委員

公募型のプロポーザルということなのですが、どういうところがここを選択した理由

といたしますか、その辺をお願いいたします。

○坂本広報情報課長

これにつきましては、今委員さん仰せのとおり、公募型のプロポーザルで行っております。これにつきましては3社の応募がございました。3社によりまして1次審査、2次審査を経て、先ほど申しました業者に決定したところでございます。

○森戸委員

具体的にここを選んでどうだったのですか。よかったとか、そういうところの部分はどこでしょうか。

○坂本広報情報課長

審査基準といたしましては、企画提案書をもとに全体の企画構成、基本コンセプト、シティセールスの視点などからの審査、それから試作品の印象、わかりやすい表現、新鮮さ、独創性などをもとに総合的に評価して、ジャパンインターナショナル総合研究所を選定したところでございます。

○森戸委員

はい、わかりました。1点だけ、これ成果物を見させていただいたわけなのですが、議会に触れていないというところはどうなのかなと思います。そういった大切な点について、どういうふうに市側の考えを伝えていたのですか。

○坂本広報情報課長

公募型プロポーザルを行うに当たりまして、市のほうから業務仕様書ということで内容例といたしまして、光市の紹介でありますとか、市民インタビュー、それから新市誕生から10年間の歩み、これからのまちづくりなどを示し、事業者から企画提案書の提出を受けたところでございます。

選定した事業者の企画書をもとに要覧を見て、住みたい、それから企業が進出してみたい、市民が自慢したいと思えるか、また光市はこんなまちと描けるかなど、市外の人々の視点、初めて要覧を見る人の視点、また従来からの要覧は統計資料などを中心として構成をされておりましたが、このたびの要覧は新市誕生10周年を記念する冊子でもあるため、周年記念という視点もあわせて表現する必要があることなどから協議を通じて市の考え方を伝え、修正をして作成したところでございます。

○森戸委員

議会としての部分に触れられてなかったのですが、その辺のところはなぜなのでしょう。

○坂本広報情報課長

今申しましたように、光市の紹介というあたりで業者提案が3つの都市宣言を中心としたまちづくりでありますとか、伊藤公を考えた人づくりでありますとか、地域産業の新たな取り組みでありますとか、そういった視点を中心に構成されておりました。特に、議会について載せる、載せないというような特別なことではなく、こういった構成になったということでございます。

#### ○森戸委員

通常、市長の挨拶があれば議長なりの挨拶があるというのが普通の考え方なのかなと思います。そういう議会が載っていなかったという点については苦言を呈しておきたいと思います。

次に、30ページの主要施策の30ページですね。進捗率がマイナスなものについては、その要因をどのように分析をされておられますのでしょうか。

#### ○小田政策企画部次長兼企画調整課長

これは主要施策の30、31ページのほうに、ひかり未来指標の進捗状況ということで毎年度載せております。この未来指標につきましては、平成19年度に前期基本計画を策定をした際に、計画の実効性の確保と市民の協働のまちづくりを推進することを目的に、いわゆる政策的な大きな指標として設定をしております。本市が展開する施策の4つの大綱別に、31項目を設定しているところでございます。

お尋ねの策定時の平成23年度と比べてマイナスになっているものは、ここにお示しております31項目中20項目で、単純平均をいたしますと、進捗率は全体でマイナスの0.7%となっております。

主な内容別に見ますと、まず市民アンケートを基礎、基本としたいいわゆる市民の満足度とかいろんな地域づくりへの参加率、こうした市民の意識や行動を指標とするものが21項目、その他保育環境の充実度とか上下水道の普及率等々のいわゆる市の行動の進捗を図る指標がその他の項目になっております。

今お尋ねのマイナス部分につきましては、市民の皆さんの意識とか、まちづくりへの行動の部分が結果としてマイナスとなっております。具体的に申し上げますと、まず満足度が11項目ございますが、このうちの9項目がマイナスで、平均の進捗率はマイナス1.9%と、全体的には満足度の低下が非常に大きな要因と考えております。ただ年平成24年度と比べますと、11項目中10項目が昨年よりは伸びておるという状況で、対前年度比での進捗率はプラスの8.2%と改善をしているところでございます。

市民の皆さんのもう一つの指標であります活動指標につきましては、参加率が関心度を含めて7項目中5項目マイナスとなっております。平均の進捗率、対23年度比であります。マイナスの1.8%となっております。これも昨年度24年度と比べますと7項目中6項目がプラスとなっており、その対前年度比で申し上げますと、プラスの5.7%となっております。

こうした市民の方々の意識とか参加意欲の動向については、これまでのアンケートの傾向からいたしましても、前期基本計画の策定時、平成17、18年に比べては、ここに

お示ししておりますように大きく改善はしておりますものの、年度間でプラスマイナスを繰り返しているのが現状であります。具体的な要因の特定には至っていないのが現状ではあります。

ただ、こうした市民意識につきましては、一般論で申し上げますと、社会経済情勢の変化とか景気の動向等にも左右されがちということではあります。そうは申し上げましても市民の満足度というものは市政の基本的なバロメーターと位置づけておりますので、28年度の目標値、このC欄でございますが、これの達成に向けて、引き続きさまざまな施策を展開したいと考えております。

もう1点の活動指標、市民の参加意欲という点でございますが、これは今後のまちづくりの要と考えておりますので、議員御指摘も含めて進捗が図れますように、市政情報の公開、提供等にも取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○森戸委員

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

次に、36ページの人口定住促進事業に関して、ふるさと光の会についてお尋ねをいたします。

今年初めてであります。行かさせていただきました。このふるさと光の会の運営についてなんです。今後、市が主体になるというのではなくて、実行委員会のほうの形式に変更すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

#### ○小田政策企画部次長兼企画調整課長

今のふるさと光の会への支援でございます。

本会につきましては、御存じのように平成17年の8月、先ほど申し上げました総合計画を策定したときに出身者の方へのアンケートを実施しております。このときに、光市がいわゆるふるさとに対して、87.2%の方が自分の町として愛着感を持っておられるというような回答がありました。また、出身者の方からもふるさとをテーマとする会の設立を望む声もございました。こうしたようなことを経て、市と出身者の方々と話をし、当初は設立をしたものでございます。

こうしたような形で実施をしておりますが、当時、平成20年の1月に設立をしておりますが、このときは東京と光市の2地域で居住をされている方に会長になっていただきまして、市と会との共同というような形で実施をしておりましたが、平成23年度からは交付金形式に改めるとともに、会の運営を会員中心の運営に徐々にシフトしていくということで実施をしております。

内容的には会員相互の交流を図っていただくのとあわせて、光市からの情報発信、あるいはふるさと光応援寄附金、こうしたもののPR等々を行っていただき、会の活性化とUターンの促進につなげていきたいということで市のほうでも支援をしている状況でございます。

議員仰せのように、理想的には会の全面的な自主運営というものが望まれるものではありますが、現状、光市と関東という距離的にも非常に大きく離れているという現状も

ございますし、ふるさとの情報を提供したり意見交換をする必要性もありまして、市と市行政と双方での運営というのは、やはり欠かさざるものがあるのかなというふうに思っているところでございます。

基本的には、会長、あるいは事務局長さん等を初めとする会の役員を中心に運営をされておりますが、御存じのように本市のほうでは、東京事務所、下関あたりが設置をしておりますが——こうしたものを設置していないことから、例えばでありますけど、地域の活動であれば公民館とかいうような、いつも利用できる施設がございまして、例えば市の職員とも話ができたり、施設とか事務機器を利用できると、いつでもそこに行けば何らかの関係者がおられるというような拠点、こうしたものが実際東京にはございません。そうしたものからすると、現状、役員さんの会社で事務をさせていただいたりするということで、役員さんへの負担が非常に大きいことから、市としても側面的な支援を行っているというのが現状ではあります。

総会、交流会に関しては、議員御提言のように、総会においては会主体で進行していただいておりますし、ただ交流会については、光市も交付金を出しておるという側面もございまして、やはり光市の現状のPR、あるいは光市へのまちづくりへの外部から見た提言等々も必要と考えておりますので、交流会のあり方については、毎年度職員を派遣しながらも役員会等々において協議をさせていただいております。

そうしたような状況の中で、そうは申しまして、徐々にそういうようなものに移行できるように引き続き努めてまいりたいと考えております。

#### ○森戸委員

了解いたしました。拠点がなく、なかなか何と言いますか、間借りをして事務をやってもらっているということで、なかなか難しいところがあるとは思いますが、その辺も理解をいたします。

今回初めて行きましたので、ほかのイベントと比べて、市のほうがかなり主導的でしたので、ちょっとびっくりしたわけなのですけれど、ぎりぎりのところなのだろうなということはよくわかりましたので、なかなか難しいなというのが今の実感ですね。了解をいたしました。

次に、41 ページの同じ主要施策の成果の地域イントラネット管理事業についてなんですが、24年と25年比べると倍増しております。この辺は25年度だけのものなのかどうなのか、その辺のところを教えてください。

#### ○坂本広報情報課長

地域イントラネット管理事業の支出の関係の御質問でございまして、支出の主なものといたしまして、市内公共施設、各出先機関でありますとか、全ての市立小中学校を結ぶ情報基盤であります地域イントラネット光ファイバーケーブルの安定稼働を維持するための経費として支出しているものでございます。

この経費といたしましては、光ファイバーケーブルを共架しているNTT柱でありますとか、中電柱への占用料、それから道路工事などに伴う支障電柱の移設等に伴う光フ



ファイバーケーブルの架け替え等を行う経費として支出しているところがございます。

このうち光ファイバーケーブルを共架している電柱の占用料につきましては、毎年おおよそ 170 万円程度でございますが、支障電柱の移設につきましては、対象箇所数や移設本数が年度ごとに異なるため、経費の増減が発生するものでございます。24 年度移設が 2 カ所であったものが、25 年度は 10 カ所あり、経費が増加したものでございます。

○森戸委員

わかりました。今後の見通しとすると、臨時なのか、いつまで続くのか、その辺のところはどうなのですか。

○坂本広報情報課長

今申しましたように中電柱でありますとか、N T T 柱に光ファイバーケーブル、光市の所有するものでございますが、これを共架、電柱をお借りして設置しているものでございます。したがって、道路改良でありますとか、そういったことで N T T、中電のほうからそういった移設の工事が発生することがあれば、そういった経費が必要ということで、これから先ふえる、ふえないというのは、私どものほうでは把握できてないところがございます。

○森戸委員

だから、要は市は単発的なものなのか、ずっと続いていくのかということ、今の回答だとどうなのですか。単発的なものだけということですね。そこが聞きたいだけです。

○坂本広報情報課長

単発的ではございますが、そういった道路改良とかあれば、電柱が移設されれば、それに従って光ファイバーの共架も位置がずれて、そこに共架し直すということになりますので、従来あった設置場所から変更される可能性は道路の新設でありますとか、道路改良でありますとか、いろんな要件によって毎年発生するものと思われま。

○森戸委員

何でこういうのを聞くかということ、その情報関連の質というのはどうなのか実態がなかなかわかりにくいので、あえてこういうふうに聞いております。だから、何ていうか経常的というか、何と言った方がいいのでしょうかね、読みにくいものだというのわかりますけれども、ある程度、電柱の地中化を含めて全体的な計画みたいなのはあるわけですから、大体読みができるものじゃないのですかね。まあ、これ以上突っ込んでも仕方がないので、この辺で置いておきましょう。

決算書に移ります。73 ページの財産管理費の中の自動車損害保険料 126 台分 398 万 5,000 円とおっしゃられたのですが、こういった保険に関しては、これはどうなのですか。入札なんかをするものなのですか、どうなのですかね。その辺のところをちょっとお願いします。

○森重財政課長

公用車の保険につきましては、基本的には全国市有物件災害共済に加入しておりますので、そこの契約になります。

○森戸委員

わかりました。そうでしたね。

77 ページの調達評価支援コンサルについてお尋ねをいたします。126 万円の委託の効果額はどの程度あったのでしょうか。どっか書いていましたかね、これ。なかったと思ったのですけど。

○坂本広報情報課長

調達支援コンサル 126 万円の委託効果でございますが、25 年度につきましてはコンサルに計 10 件の精査を依頼しております。当初見積額が約 1 億 500 万円に対し、評価精査の結果、約 9,200 万円で 1,300 万円の減、率にして 12.4%の削減ができたところでございます。

○森戸委員

この調達評価支援コンサルティングについて、この今出しているところですよ。Y S Cですかね。ここ自体の評価というのですか——は、どのように考えてらっしゃいますか。調達評価をすることについてのその会社自体の評価。

○坂本広報情報課長

適正な評価がされているものと認識しております。

○森戸委員

「適正な」とはどういうふうに適正なのですか。

○坂本広報情報課長

その詳細内容、ボリュームなどあらゆる角度からの精査を行っていただいているものと考えております。

○森戸委員

基本的にスタッフ自体非常に少ないところで、これ自体そこがまた外注に出しているわけですよ。ですので、ここ自体のそういう部分の力というのはあるようでないというのが言えるのだらうと思うのですが、ほかを選択する、ほかを比較してみるとかということはやられたことがあるのでしょうか。

○坂本広報情報課長

現在のところございません。

○森戸委員

それはなぜですか。

○坂本広報情報課長

現状のコンサルが適正と考えているからでございます。

○森戸委員

私としては、競争がない状態というのがどうなのかなと思います。その組織自体がそれに甘んじてしまう可能性というのは排除できないと思います。その辺のところはいかがでしょうか。

○坂本広報情報課長

以前から議員さんからはそういった御指摘を受けているところでございますし、今後そういったことも含めて調査研究も進めてまいりたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。実際にはほかの会社に外注をその会社で出すわけですから、その辺のところは、こちらが取ったっていいのですけれど、制度も含めて上がるような仕組みをぜひ考えていただきたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

事務事業評価そのものについてちょっとお尋ねをいたします。この事務事業評価、これだけの資料にまとめられて本当に大変だったと思います。大変お疲れ様でした。審議に非常に参考になりますのでありがとうございます。

この評価の仕方、事務事業自体の評価の仕方について、まず評価の流れを教えてくださいましたらと思います。

○福原行政改革推進室長

それでは、評価の流れについて御説明させていただきます。

事務事業評価、こちらは事務事業を執行する職員の意識改革を促し、職場における業務の改善改革を進める職員みずからの気付きのツール、そういうふうにつけておりました、所管課主体の内部評価として評価を実施しております。

所管では、担当職員が個々の業務を整理した後、係長が検証を行い事務事業評価シートを作成、その後、事務事業執行責任者である課長が、職員と係長による業務活動に対する評価や事務事業の検証を受けて、評価、検証の内容を調整し、評価の決定を行います。

す。そして、部長は最終評価責任者として、課長の事務事業に対する評価を確認し、必要があれば評価内容の調整を行うというそれぞれの役割に応じた流れで評価を実施しております。

以上が大体評価の流れになりますが、26年度事業ではございますが、本年度につきましては、これまでの試行段階から公表の段階に移るといってもございまして、専門業者と委託契約を締結し、専門家の視点での評価のつけ方のアドバイスを受けた後、部長級を対象にした行政改革推進本部会議へ報告した結果をこのたび決算審査参考資料として提出させていただいたところでございます。

#### ○森戸委員

わかりました。この評価シートの中に名前と作成者の名前、連絡先で事務事業の部長の意見欄まで書かれているのですが、特にこの名前及び電話番号が書いてあることに関しては、この辺はどのようなふうな効果といたしますか、その辺はどのようなものを狙ったのでしょうか。

#### ○福原行政改革推進室長

それぞれのシートを見ていただいてわかるように、まず作成者氏名としては、係長の名前を書いております。その次に連絡先、こちらは市外局番のほうから書いておりますが、この事務事業評価シート自体、公表することを前提に考えておりまして、現在ホームページで公表しておるのですが、そういった問い合わせに対応できるようにこういうような形で作成者を入れております。

そして、裏面のほうには事務事業執行責任者、こちらは執行する側の責任者として課長、また最終的に評価を誰が行ったかということで部長の名前を書いております。説明責任の明確化と申しますか、それなりに覚悟をもってこのたび提出させていただいた次第でございます。

#### ○森戸委員

わかりました。それと改善提案が、430件の改善提案が示されたというふうに書いてあるのですが、この改善について、進み具合も含めてきちんと改革——改革と言いますか、改善が滞りなく進むような進捗管理といたしますか、その辺は誰が責任を持ってやるのですか。

#### ○福原行政改革推進室長

改善の進捗管理という御質問でございますが、このたび改善提案が出されております。それをどのように具現化していくかは、各所管課が主体性を持って取り組んでいくところであり、このための事務事業評価でないかと考えております。

しかしながら、行政改革推進室におきましても、事務事業評価の実施、また予算編成過程におけるフォローアップに努めていきたいというふうに考えております。

○森戸委員

了解いたしました。公表に関しては、専門家の意見を聞いた後、表示の仕方等を云々という話があったのですが、公表自体は概要版をやるのか、それともこれ全部出すのか、その辺のところはどうなのですかね。

○福原行政改革推進室長

公表につきましては、先ほども若干申しましたが、このたび決算審査参考資料として全てのを掲載させていただいたと同様、市民の皆様への情報提供として市ホームページのほうに全てのシートを掲載させていただいております。もう既に提出させていただいております、それで他市においては主要事業のみといったケースや、評価シートの一部、また総括のみといったケースもあるのですが、本年につきましては初年度ということもございまして、全てのシートを既に議会への提出にあわせて公表させていただいているところでございます。

○森戸委員

これだけ全部公表されたのはすごいなと思いますので。まさかそうだったとは思いませんでしたが、素晴らしいことだなと思います。

ちなみにこの事務事業評価に関して、県内の動向なり、この周南3市の動向なり、その辺のところを教えてくださいませんか。

○福原行政改革推進室長

25年10月時点の実施状況で申し上げますと、まず県内の動向でございます。本市を除いて県内では事務事業評価を実施している市が8市、施行中が1市、未実施が3市という状況でございます。そのうち公表に当たりましては、実施中の8市のうち6市、またあわせて議会の提出ということも言わせていただきますと3市ということになっております。

また周南地域では、周南市が実施、下松市が施行中という状況でございます。

○森戸委員

了解いたしました。県内でも相当進んでいるということが言えるのだろうと思いますので、大変お疲れさまでした。

この事務事業評価なのですが、この時点ですでに出てきますので、次の予算編成ということにはなかなかならないというふうに、予算編成への反映にはならないと思うのですが、この事業の評価をして予算に反映されるにはプラス2年程度かかるのではないかと思います。それでは遅いのではないかと思います。その辺の工夫が何かできないのでしょうか。

○福原行政改革推進室長

ただいま2年程度おくれるというお話をいただきました。事務事業評価につきまして

は、事後評価という形をとっておりますので、事務事業評価における課題というふうには認識しておりますが、事後評価であっても反映できない、予算に反映できないものではないと考えております。

また予算編成課程を今から迎えますが、そういった活用を行っていく中で効果的な活用について、検討してみたいというふうを考えております。

○森戸委員

わかりました。よろしく願いいたします。

○中本委員

それでは、一定の理解をしているというふうには思っておりますが、主要施策の成果の25ページの財産管理についてお尋ねをいたしたいと思えます。

固有財産の状況が、土地が前年度と比べて36万9,461m<sup>2</sup>増加したということでございますが、この中身についてちょっとお聞きをしたいと思えます。

○森重財政課長

土地の増加の要因でございます。これは光市土地開発公社の一部業務廃止に伴いまして、市がその債務保証を履行いたしました。それに伴います代物弁済、これによりまして開発公社から相当の土地が移管されてきたということでございます。このたび増えております土地のほとんどの部分が開発公社からの移管によるものでございます。

○中本委員

その中で開発公社からの取得の中で、行政財産は販売することができない、売り払うことができませんが、普通財産の中で小まい、小っちゃいといいますかね、山林の中で、これが土地開発公社から取得されたということでございますが、その下の行政財産からの所属がえ等がありまして、宅地として有効利用できる、あるいは貸し付けできるようなこの中の土地はどれぐらいありますか。

○森重財政課長

今普通財産のこの一覧表の中で申し上げますと、普通財産のその他の中に土地開発公社からの取得ということで、宅地造成地ほかで2,993m<sup>2</sup>を計上しております。これにつきましては、土地開発公社からの移管地が相当量ございますので、今現地確認を進めているところでございます。

こうした中で、すぐにでも売却ができるといいますか、手続がとれるというのは、このうちの現時点ではございますけど5筆程度ではなからうかと思っております。これにつきましては、今後も現地調査を進めてまいりますので、あくまで現時点ということでございます。

○中本委員

わかりました。5筆ぐらいあるということでもありますので、早急に現地調査して、処分ができるものは早く処分したほうがいいのかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから参考資料の、決算審査参考資料の39ページ、第2次行革大綱の実施計画の中で、24年度が86%ということで、達成が非常に大きいということで努力をされたというふうに評価をいたしますが、39ページの遊休公有財産の処分の中で、年度別にその処分状況がここに示してありますが、25年度は宅地が3筆ということで非常に大きい処分ができておりますが、ここをちょっとわかれば説明をいただきたいと思います。

○森重財政課長

これは旧平岡台住宅の跡地、これが主なものでございます。

○中本委員

わかりました。今の普通財産含めて遊休財産の処分については、なかなか思い切った処分もできない、そんな状況もあろうと思いますけれども、できるだけ積極的に適正な価格で早く処分できるように努力をしていただきたいというのをお願いしておきます。

○森重委員

ちょっと関連で一つだけ先に聞きます。今の財産管理に関連したものでちょっと一つ質問をしたいと思います。

事務事業評価シートの中にも、この土地建物売り払い等重点業務として今後掲げられております公共施設白書マネジメントの今後の取り組みにあわせて、やはり大きな今後の重点課題ではないかというふうに思います。

また、先ほど先ほどからも今先行議員からもありましたように、土地開発の債務保証の履行による新たなこういう物件等も上がっておりますので、その中で今いろいろもうお聞きされましたのでわかりましたけれども、今この財産を保有している中で、置いとくだけで維持管理費といたしますか、そういうものがどのぐらいこれは係っているかという計算はできているのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○森重財政課長

土地開発公社を含めた維持管理費ということになりますと、今年度からスタートしておりますので、なかなか難しいところではございますけれども、今年度の予算の状況で申し上げますと、土地開発公社分として、これまでの実績で300万円程度維持管理費として計上しているところでございます。

○森重委員

こういう土地もやはり置いておくだけでやっぱ維持管理費が出ていくということで、しっかりこのあたりの、評価のほうにも書かれておりますように適切な管理を行っていく、検討していくということで、こういうシートを見せていただくことによって、今後

行政はどのように取り組んでいかれるかということもガラス張りによくわかるわけですが、このあたりしっかりお願いをしていきたいと思えます。

このこういう物件等の情報提供推進斡旋方法というのは、どのような方法で提供されるというふうに、今までも、いろいろございましたのでしょうけども。

○森重財政課長

物件の売り払いについてでございますけれども、これは基本的に一般競争入札ということになりますので、その際にはもちろん広報等でもお知らせしますし、場合によっては不動産の業者等にも直接資料を提供するというのもしております。

○森重委員

そうですね。やっぱり民間の不動産業者さんとの連携が、やっぱり今後もいろんな意味で空き家等いろいろ今後の状況の中で重要になってくるというふうなところもございませうので、このあたりは早急な対応を一步前進を早目にさせていただくというか、それをぜひここをお願いしておきたいというふうに思えます。ここはそれで一応終わらしましょうか。

○委員長

はい。

○加賀美委員

いいチャンスですから、関連質問でね、今の 25 ページのところをちょっとお尋ねいたします。

普通財産に公共財産から普通財産へ所管替えというのがこの P26 ページ、これに三角で出ておりますよね。この中でも旧赤線とか青線を三角にしたということは、一応公共財産であったやつを普通財産にして売却したと、こういう考え方でいいか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○森重財政課長

おっしゃるとおりでございます。

○加賀美委員

じゃあ、次にね、その前の 25 ページをちょっと見てください。公共財産の中で、先ほどからお話があったように、そこに深山下とか島田とか 4 m<sup>2</sup>、5 m<sup>2</sup>、こういった公共財産があるわけですね。これはやっぱり民間に払い下げできないものであるのか、それとも普通財産にして、それから売却は可能なのか、ここらあたりについてちょっと御見解を伺っておきたいと思えます。

○森重財政課長



ただいまの 25 ページの表に載っております一覧でございますが、これにつきましては、宅地開発等でごみ置き場、そういったものが市に帰属されたものでございますので、売却ということは難しいものと思っております。

○加賀美委員

わかりました。じゃあ、これは公共のものに使っていると、こういう考え方ですね。問題はね、このいわゆる赤線とか青線というのが、市内には至るところにあるのですよね。これを全部集めてここに載せろっちゅうのは非常に酷だと思いますけども、それも財産なのですね、市のね。財源評価として、何らか調べてここに載せて、そうした中でこの公共財産の中から普通財産に一気にマイナスにして、そして普通財産として売却するという形をとっていきべきだと思うのですが、そこはちょっとできないのか、それともやらないのか、そこらあたりちょっとお考えを聞かせていただけたらと思います。

○森重財政課長

いわゆる赤線青線法定外公共物でございますが、これにつきましては、登記上は表示がされてない、地番がついてないということがございます。そういうことから申し上げますと、なかなかそれを集計してこれに計上するという事は難しいものと考えております。

○加賀美委員

だから、これがたくさんあるのですよね、赤線、あるいは端数道に三角道ね、道路工事をやった残りの残骸土地ね。こういったものは財産なのですね。売れば、だからこれはもう当然半値で売ると。半値、もしくはその地価の 6 割、7 割で、8 割で売るというふうな方向づけが今できておりますよね。そういうふうにして、やっぱり何らかの形で今どのくらいあるのかということ、これは財産なんですよ、市民のね。これはやっぱり調査をせにゃいかんのかなと思うんですよね。土木に行けば地図はあります。地図はあって、もちろんそれを一つ一つ拾ってここに挙げるというのは大変な資料になったと思いますけれども、そうした上でそれを普通財産にして、そして売却していくという形をとっていかないと、いきなり普通財産に（プット）、どこから、ゼロから（ユウ）が生じたんかという形にならないような仕組みをきちっとつくっていくべきだと思うのですが、その辺のお考えは。

○森重財政課長

先ほどは法定外公共物ということでお答えを申し上げましたが、事業残地等のいわゆる端切れ地というようなものにつきましては、財産管理上は計上しております。ただし、それが現在どの程度あるかというものは、特にそれだけを集計したものはございませんので、どのくらいあるかということにはわかりません。ただし、今委員さんおっしゃいましたように、その土地を売り払う際には、当然通常の形状のものとは違いますので、価格的には当然下がってまいります。ですから、そういった基準にのっとって、現在も売

却に当たっての価格が決まっているところでございます。

#### ○加賀美委員

確かに、昔は農家の、田んぼに行く道だということで使っていたとか、田んぼにつながり用水路としてあったものが、もう団地になっちゃって必要ないと。ただ帳面上は残っているという形のは、やっぱり処分していくべきだと思うんですね。そうすると、市の収入にもなるし、そこから税金が取れるわけですね。だから一石二鳥なのです。だから、本当にそういうものがどこにあるかというのを調べとって、それを処理していくということも、やっぱりやるべきじゃないかと思います。これは今後の検討課題としていただきたいと思います。

では次に、決算審査参考資料の 30 ページをちょっと見ていただきたいと思います。参考資料ね。ここでここに行動指数の推移が上がっておりますけれども、この経常収支比率の推移が 86.0 と。この表だけを見ると、14%掛ける二百三十何億円ですか、238 億円の収入があったと。だから、それを掛けると約 33 億円の自由に使えるお金が残っていると、光は裕福なまちだと、そういう見解がとれるわけですね、この表を見ただけではね。

ところがどっこい、次の翌年の 26 年度予算になると 106%、100 を超えるというようなデータが出ておると。そういう結果を見れば、これはもうひとつ注釈が必要じゃないかと。つまりなぜかという、法人市民税が 12 億円今回ふえましたと。だから、そういったところで分母がふえたために率が下がりました。じゃあ、交付税はもらっているやつは 12 億円は翌年落とさないけん。落としたから今度は 100%になっちゃったということも原因があるわけですね。そういう意味で、この 86.0 というのは実質的な経常収支率じゃないんじゃないかと思うのですよね。ああ、こんなによくなったと。

じゃあ、現時点で考えればそうなるのだけれども、実態はそうじゃないのですよというのは、そここのところはどうなのでしょうね。これ理解していいですか、光は本当に 33 億円もゆとりのある、本当に経常収支がよくなったと。どっこい 26 年になると急に 100%を超えるというような結果になっちゃうと。そういう中で、この辺の説明がちょっと要るのじゃないかと思うのですよ。その辺はどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

#### ○森重財政課長

経常収支比率でございます。経常収支比率、特に本市の場合は、市税収入、これによって増減が激しくなっております、平成 25 年度は 86.0、平成 26 年度は予算段階ではございますけれども、106.5 というようにものすごい振れが大きくなっております。財政運営上は、財政調整基金を活用して、年度間の財源調整を図っているところでございますが、指数だけを見ると、なかなかそのあたりがわからないということも事実でございます。

ただこれも国が示す基準、これにのっとって算定するとこういった数字が出るということでございますので、これはこれとして正しく表示しないといけないものとは考えて

おります。その上で、これの説明といたしますか、なかなか難しい説明ではございますけれども、どういった説明ができるのかというのは調査研究してまいりたいと思います。

#### ○加賀美委員

この件については、同僚議員のほうからも、この本会議のほうで質問の中で、やっぱりきちっとした説明を加えておかないと誤解されますよと、106%の計上収支比率ならね。だったら今度の26年決算で先のことを言うようになりますけど、そのときにまた100%を超えるようなデータをここに出すようじゃ、ちょっと問題があるのじゃないかと。そういう意味から、そこのところはちょっと、この決算の出し方、あるいは次年度の次の時期の決算の出し方も工夫していかないとね。その辺は、まあ今後の検討課題と思いますのでしていただきたいと思います。

非常に難しいところだと思う。副市長も、「何言っているか」ちゅうような顔をして聞いておられると思いますけどもね、やっぱりそういうふうに、実態は、だから法人市民税が12億円ふえたということによって、法人税はもっていたやつを返さにかいかんと、当然ね。精算しなきゃいけない、翌年度に26年度に精算するわけだから。今回は本来から言えば、このこのこのところの12億円は、単純に言えば本当は入れないで出していくのが本当だろうけども。じゃあそれなら数値が合わんようになりますから非常に難しいなと思いますんでね、ここらあたりはそういう疑念を持っておりますということだけ言っておきたいと思います。

次に参ります。その下の市債残高の推移の中で、一般会計の市債残高が229億円と、これだけあるというわけですね。そのこの表を見ると、そのうちの臨債が106億円あって、実際の普通の資本債、いわゆる普通債は123億円しか使っていませんと、若干ふえていますと、これが先ほどからお話があったような開発公社の問題とか若干のあれがあってふえたのだという話になってくるとは思います。

このいわゆるあれですね、臨時財政対策債、これが一応大きな借金の弊害になっているわけですけどね、この臨時財政対策債は106億円、25年度の決算では、幾ら買って幾ら返したのか、そこらあたりがわかれば、年次として幾ら借金して、そして幾ら入ってきたか。臨時財政対策債については20年で割って入れますと。交付税の中に入れときますという話があると思うのですよね。その辺は、この106億円になった基準はどういうふうな状況だったか、25年度結果を見たら、どういう状況だったか教えていただきたいと思います。

#### ○森重財政課長

今のお尋ねの件は、臨時財政対策債の平成25年度の元利償還金に対する交付税措置が幾ら程度あったかといったことだかと思います。平成25年度の状況を申し上げますと、元利償還金、臨時財政対策債の元利償還金でございますが、これが4億3,368万6,000円でございます。これに対して交付税の算入額というのは4億7,463万7,000円、交付税の算入額が実償還額を904万9,000円下回っているという状況でございます。

○加賀美委員

そういうふうには本当に交付税返ってくるのが少ないのですよね。もう4億円ぐらいしか返ってこない。それはやっぱりそれは今言うように、国に金がないんだからしょうがないということもあると思うんですけども。まあそこらあたり、これが私どもちょっとお尋ねしたら、27年度ごろまでは臨時財政対策債が続くだろうと。それ以降については、よくわからないけども終わるかもしれない。終われば、今度は逆に減っていくわけですよね。その辺は考え方、どうなのでしょう。ちょっとお考えを聞かせていただきたい。

○委員長

加賀美委員……

○加賀美委員

先のことは言うな。

○委員長

先のことは言うなというのじゃなくて、このたびは決算審査でございますので、先のことは見通しはちょっと今、ここでは発言はできないと思います。

○加賀美委員

わかりました。その辺はまた本会議で質問することにいたしまして、基本的には、この臨債が大きな一般会計の借金のがんになっていると。これがなければ全体の次の32ページの光市全体の借入金も、今423億円ですけども、実際から見れば、普通債は三百何ぼですか、10億円、320億円ですかね。320億円ぐらいで済むという形になっているわけですよね。そういう意味からいけば、毎年8億円ぐらいの借金が、今まで借金にしまったやつがどんどん減っていきよる中で、やっぱり問題は臨債が大きな借金が減らない、極端に減っていかないがんになっているということだと思います。この辺については、ちょっと確認だけをさせていただいたということであれしたいと思います。

質問は、ちょっと先ほどお話しがあった基金の話ですけど、未来創造基金はどこから原資をとってくるというお話だったか、ちょっともう一回聞かせていただきたいと思います。

○森重財政課長

未来創造基金でございますが、この95%、これが合併特例債、残りの5%が一般財源でございます。

○委員長

加賀美委員、よろしいですか。

○加賀美委員

合併特例債から取ってくるということは、具体的にはどういうことかちょっとわかりやすく、6歳の子供にわかるような説明をしていただきたいと思います。

○森重財政課長

毎年の基金積立額のうち、95%を合併特例債を充当、残りについては一般財源を充当して基金を造成していくということでございます。

○加賀美委員

だから、合併特例債は、例えばこういう見方でよろしいですか。例えばね、合併特例債100億円借りましたと。70億円ほど交付税で支給しますと。そういった70億円を10年でやったら7億円、この7億円の中の一部をそれを未来創造基金に入れたと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○森重財政課長

この未来創造基金の合併特例債というのは、合併特例債そのものを充てたものでございます。委員さん仰せの普通交付税の一部等といいますのは、後年度元利償還金が始まってからその7割を普通交付税の基準財政需要額に算入するということになっております。

以上でございます。

○加賀美委員

どうもちょっとよくわかんないのですけども。合併特例債を30億円なら30億円借りましたと。その中から買った枠の中から一部を未来創造基金に入れるというのですか。ちょっとその辺が僕も前々からよくわかんなくってね、どういうことかなと思ったのですけど、わかりやすくちょっと。すいません、後ほど教えてください結構です。皆さんは御存じだと思いますからね。私、ちょっとわかんないので。答えられたら言ってください。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○森重財政課長

未来創造基金に対する合併特例債ですが、これは未来創造基金に積み立てることを目的として合併特例債を借り入れるということでございます。

○加賀美委員

はい、わかりました。こういうふうにやっぱり合併特例債を未来創造基金に積み立てるために買ったということですよ。一般のあれには関係ないということですよ。よくわかりました。

次ちょっと行かしていただきます。決算書の 49 ページ、真ん中、上のほうに利子及び配当金というのがあってと思います。そこにKビジョンの配当金が 48 万円、配当金としちゃ非常に多いと思うのですが。大体市はKビジョンに対してどのくらいの株を持っているのか、何株持っているのか、その評価額が今どのくらいであるか、わかれば教えていただきたいと思っています。

○坂本広報情報課長

Kビジョンの配当の関係でございますが、Kビジョン株式会社の発行済み株式の総数 8,760 株のうち、本市の持ち株は 240 株でございます。1 株額面 5 万円であり、240 株保有しておりますので 1,200 万円出資している状況でございます。

○加賀美委員

そのほかに光市が持っている株は、もうここには載っていませんからないという理解してよろしいでしょうか。

そして、このKビジョンの財産はどこに何ページに、どこに載っていますかね。今光市が持っている財産としてKビジョンの株が、これちょっとわかんなかったから聞いたのです。書いてあれば私の質問はもう失礼になると思いますが、ちょっとわかれば教えていただきたいと思っています。

○坂本広報情報課長

決算書の 298 ページ、一番下の段、(4)の有価証券の下の段のKビジョン株式会社株券ということで 1,200 万円ということでございます。

○加賀美委員

これを探すのに苦労しましたが、今言われてみてここに書いてありましたね。そこに、じゃあ株式会社山口県のソフトウェアセンターの株券が入っているのだけでも、これには配当がないと、無配株だと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長

答えられますか、どうでしょうか。所管が違うっていうことですね。所管が違うということで加賀美委員、よろしいでしょうか。

○加賀美委員

いやいや、所管とかいう問題じゃなくて配当金はないのですかって言っているのですよ。だから、これ配当金のことを今聞いているのです、ケーブルビジョンのね。だから、今のところは 49 ページには配当金と書いてあるのだからね、恐らく配当金がない無配株だと、こういう思いがするのですが、そこらあたりはどうなんかというのを確認したいだけです。

○森重財政課長

この株そのものにつきましては所管が違うということになりますけれども、配当があれば、当然、決算書上整理しているはずでございますので、ないものと認識しております。

○加賀美委員

配当ない株はもう処分しちゃったらどうですかね。

○委員長

所管が違いますから。

○加賀美委員

もちろんこれはソフトウェアの株券ですから当然できんと思いますけどね。そこらあたりははっきりつかんどっていただきたい。配当がないけれども、資産はあると、有価証券はあるのだと。やっぱり全体的になぜ配当がないのか、Kビジョンの配当は本当にこれでいいものかどうか。私は非常に高額配当だと思いますけどね。そこらあたりをちょっときちっと整理していただきたいというあれです。

じゃあ最後が、あとこれは大したことないからやめておきましょう。

○森重委員

すいません。事業評価シートの中から何点か、二、三点、ちょっとお聞きをいたします。

61 ページです。この中の政策調整会議の開催を重点業務として挙げておられます。大変重要な光市の一番主要業務というところでの会議ではございますけど、このことについてちょっとお伺いをいたします。

○委員長

マイクのほうをお願いいたします。もう一度済みません。

○森重委員

ページ、61 ページの事務事業評価シートについてお伺いをいたします。この中の重点業務となっております政策調整会議の開催、これやはり今からのまちづくりの中心の核となるところでございますので、このあたりをちょっと質問させていただきたいと思っております。

どうして重点業務として選択をしたかという理由の中に、「市政を取り巻く課題や社会情勢が複雑化、多様化している中、主要な政策を審議決定する政策調整会議を最重点化業務とするとともに、各種の企画立案及び一般質問の対応等も含めた企画事務を重点化業務とした」とございます。これからの本当に非常に社会情勢もさまざまな課題も複雑化、多様化しておりますし、本当に1年前のことがもうおくられている、もう時代おく

れというふうな非常にスピードが速いものですから、ここの会議が今後どのような内容で進めていかれるかというのが非常に大切なところだというふうに思います。

ここでは、まず予算の増減を伴う改善というようなところでは、これは中山間地のほうかもしれませんけども、「やまぐち元気！むらまち交流推進会議に加入し」というふうなことがございます。この推進会議について、ちょっとお伺いをまず1つ、1点してもよろしいですか。予算に関係ない。予算に関係ないですか。ちょっとそれは予算関係ないですか。予算を伴うのですからね。じゃあ、ちょっと変えます。

それでは、ちょっとその下の事務事業の今後の方向性というところをちょっと変えさせていただきます。市政を取り巻く諸情勢の急激な変化に対応できるように、国県はもとより専門機関等との連携指標に関しても調査研究を進めるということで、これは今までの取り組みはどのようなことをされてきたか、また将来的に、今からのこの方向性ですから、そのあたりを事務事業評価の中の評価を踏まえて、じゃあお話しいただきます。質問いたします。

#### ○小田政策企画部次長兼企画調整課長

まず企画管理事業について若干御説明を差し上げたいと思いますが、61 ページにございますように、ここはいわゆる人口定住対策とかその他挙げております地域間交流、総合計画の推進事業、こうしたもの以外の企画所管事務一般の関連経費に要する事務事業でございます。

そういう面からいたしますと、ここにありますように離島振興協議会、あるいは内部事務、中山間地域、政策調整会議等々いろんな事務で構成をされております。この中でも、特段先ほどから質問も概括いたしますと、政策調整会議に関しては、いわゆる庁議にかわる機関として、市長をトップに各部長で構成をしておるものでありまして、やはり今後の政策決定に当たっては、全てこの調整会議を経て、市の方向性等を決めていくということで設置をしているものでございます。

これに関しては、平成 21 年に設置をしましてから、25 年でいえば8回開催をしております。そういうような形で、開催の内容が、例えばコミュニティー基本方針、景観計画、新光総合病院の基本構想、政策工程表の策定等々であります。重要案件に関しては、全てこの中で審議を経て、成案化をしていくというようなことが最も重要であろうということで、連携のもと取り組むという事業の中では一番主要な事業として二重丸を表記をいたしているところでございます。

もう一方の質問でございますが、いろんな国県等の動向の把握ということですが、これは決算でありますので 25 年の状況を御説明をいたしますと、官庁速報、インターネットというふうに2番目にございますように、これは官庁速報というように日々、国あるいは全国の市町村の動向を、それぞれインターネットを通じてメールの配信、あるいはそういうものを精査をした情報を得られるシステムであります。これに加入することによって、そういうような国県のみならず他市の状況もつかみながら事業を推進しているという状況であります。



○森重委員

よくわかりました。加入をされているということですね、そういう制度には。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

この会に加入をして、それで具体的には I D、いわゆるシステムに加入を、入っていくための I D の付与がごさいます。それを各部署単位で取得をしております、それに基づいて各部署局長等々が情報を得ると。ライセンスで言いますと、25 年度で 27 ライセンスを取得しております。

○森重委員

よくわかりました。確かに I D、ライセンス確保云々という、それももちろんですが、今情報は皆オープンになっておりますので、それぞれの各省のいろんな取り組み等も随分具体化になっていきますし、オープンシステムなんかもすごくかなり。そのあたりをどうやっぴり取得していけるかが今後の大きな鍵であるとも言われておりますように、大変重要なところでございますので、このやっぴり政策調整会議の中でそのような話題が飛び交うようなやはり取り組みを、ぜひお願いしたいと思います。

自治体間の連携とか、やはりいろんな地方分権に伴ういろんな委託もどんどん下りてまいりますし、非常に業務は目まぐるしく移り変わっておりますので、ここはとても大事なところだと思いますので、ぜひとも 25 年度の評価を踏まえて、26 年、充実したものにしていきたいというふうに思っております。

もう一つお願いいたします。評価の中でちょっとまたお願いします。53 ページで会計課ですね。ここでも支払い金、審査支払い業務の重点業務、20 万円になっております。年間 4 万件を超える審査ケースに対して、平成 25 年度にちょっと過失、誤りもあったということが 2 件載っております。これをどうとは言いませんけども、過誤の発生を未然に防ぐために、会計課職員の審査技能のレベルアップはもちろんであるが、軽微なものも含め、書類上の不備が依然として多く見られることから、所属長によるチェックを徹底させるとともに、会計事務担当職員を対象としたこの研修会等を開催し、相互の学習を通じてというふうなことがございます。これは研修実態というのは、この 25 年度というのはあるのでしょうか。どのようなことをされているのか、もしされているんですしたらお答えいただきたいと思ひます。

○玉木会計課長

ただいまの会計事務担当者研修会についての御質問なのですが、25 年度におきましては、実際には開催しておりません。25 年度の実態でよろしいですかね。

○森重委員

こういう評価をされる中で、次年度に向けてはそのような決意といいますか、改善提案をされておりますので、やはり会計云々は、やはりなかなか通常こういう認識に立って、やっぴ行政に携わっていくというのは、なかなか各所管部署では一職員さんの中で

は大分難しいことでもあるので、議員もそうですけども、やはりそのあたりの全般的なざっくりとしたところのそういう研修というのは必要ではないかと思いますので、ここはもうぜひそれはお願いをしたいというふうに思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

そうですね、一つは主要施策の成果について、30 ページをあけてみてください。ちょっと文言だけじゃわかりにくいからお尋ねするだけなのですが、この上の表、基本目標の1のほうですね、これで市民の自治活動への参加度、これについてはどういう基準で判断をされているのかという、まずお尋ねします。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

30 ページ、いわゆる「ひかり未来指標」の部分の基本目標の1の一番上の市民活動支援に関する満足度でございますが、これは市民アンケートの中の2つの項目、これの平均値を指標としております。1点目が地域コミュニティ活動の支援に関する満足度、もう一つが市民団体やNPOの育成に関する満足度、これを足したものを2で割っていくという状況でございます。ちなみに25年度決算でありますので、この13.8%についてはコミュニティ活動の支援が17.2%、市民活動・NPOの育成が10.3%、これの平均で13.8%となっております。

○四浦委員

私が聞いているのはその下の段です。市民の自治活動への参加度というほうなのですが。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

すいません。改めてお答えを申し上げます。市民の自治活動への参加度、2番目でございますが、これに関しましては、これも2項目の平均であります。まず自治会や公民館活動に参加している人の割合、これとまちづくり活動に参加している人の割合、これの平均でございます。25年度決算であります。47.5%の基本となる数値は、まず自治会、公民館活動に参加している人の割合が65.9%、まちづくり活動に参加している人の割合は29%、これの平均でございます。

○四浦委員

参加の基準というのはどうなのでしょう。その自治活動ということになると、自治会等においては、自治会の会員になっているというふうなことでよろしいのでしょうか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

まず自治会、公民館活動への参加に関しては、設問自体が自治会や公民館活動への参

加状況ということで、選択肢が「いつも参加している」、「時々参加している」、「参加していない」の3つでございまして、具体的な自治会の役員であれば丸をつけるとか、そういうような取り決めはいたしておりません。

○四浦委員

ちょっとわかりにくいんですが、余りこだわってもしょうがないのですが。例えばお尋ねしますが、個々の自治会で単位自治会で独自の行事をやっているかどうかというようなことなどは、この市民の自治活動への参加度の中では配慮をされるわけではないんですね。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

具体的設問としては入れておりません。

○四浦委員

今日じゃなくてもいいのですが、以前でもそういう集計、統計をとったことはありますか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

以前の状況に関して細かく全ての状況を把握しておりません。

○四浦委員

それじゃ、次の。私は、自治活動への参加ということになると、公民館単位でやることだとか、連合自治会でやる行事も大切なのですが、それぞれの単位自治会が独自のイベントを持つ、行事を持つというふうなことをやっているかどうか、いわゆる自治組織の原点になるかと思うのですが、そういうふうなものを今後掌握することを求めておきたいと思います。

基本目標の2、下段のほうですね。子供の育成に関する満足度、それから生涯学習、文化・スポーツ振興に関する満足度、この2つについては、いわゆるクロス集計というものをやっているのかどうか、つまり子供の育成ですから、子供を持っている親御さんというふうなものを中心に集計、統計をとっているというふうなことはあるのでしょうか。いかがですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

クロス集計に関しましては、基本的にはこの市民アンケート調査の内容については、各所管のほうに全て開示をしておき、これをそれぞれ分析をして、まちづくりに活かしていただいております。

それぞれの所管がどのような形で取り扱っているかは全部は把握しておりませんが、現状、個々の子供がいる方の満足度が幾らであるかというようなクロス分析はいたしておりません。

○四浦委員

ということは、ここでは子育て真っ最中という方のアンケート調査に基づいてこの数字は出ているわけではないということなのですが、今後、そういう形でのアンケート調査を進められるように求めて、この項を終わりたいと思います。

それから、予算書の 75 ページを見てください。

○委員長

決算書ですかね。

○四浦委員

ごめんなさい、決算書のね。決算書 75 ページでございますが、失礼をいたしました。一番下段に、さっきも話題になりましたが、行政情報化（キ）システム保守委託料というものがありますが、これについては過去、特に 1 年と 4 カ月前、つまり去年の 6 月議会で少し詳しくやりましたので、その後の経過を主にお聞きをしたいというふうに思います。

そこでお尋ねをするのですが、過去、こういう議論をやられております。委託先については、全てこの種のものについては 1 社に限られているというふうなことから、いわゆる競争原理が働かないというふうなことで、ちょっと今どき珍しい形態になっているわけですね。ハードもソフトも 1 社独占になると。しかもこの形態が光市だけではないと。周辺部も一緒になっているというふうなことから、まとめてやれば——まとめてやるっちゃうのは隣の市、その隣の市と一緒にやってやる、あるいは全国的にも歩調を合わせてやれば、こういう委託は、いわゆるシステムエンジニアの単価というものがぐっと低くなるのではないかと。同じような作業をやりますからね。

そこでお尋ねするんですが、主要施策の 41 ページを見ていただければと思いますが。ここにはエの項ですね、中ごろです。「調達評価支援コンサルティング業務委託、200 万円以上の経費に係る 10 件の電算システムの導入改修などについて、これを委託、一つの会社に委託をしている。そして、専門知識を有するコンサルタントに見積り内容の検証及び精査を依頼し」と、こういうふうに書いておりますが、過去にもこれは議論されましたし、先ほども議論がありましたから、それをなぞるつもりはないんですが、一応念のため、200 万円以上の経費に係る 10 件については、これは金額で総額が幾らと言われたですかね。

○坂本広報情報課長

総額約 1 億 500 万円でございます。

○四浦委員

それでは、200 万円以下のものについては、やはり同じ委託先になるのでありまじょうか。

○坂本広報情報課長

そこまでこちらのほうで把握はしておりませんが、基本的に基幹系システムにつきましては日立製作所ということになっておりますので、おおむね1社、随意契約と考えています。

○四浦委員

掌握してないということですが、200万円以上については、掌握しとるということですが、その10件について、例えば法の改定だとか、いわゆる全国共通のテーマによる改修委託というふうなものが、その10件のうち何件含まれておりますか。

○坂本広報情報課長

10件のうち8件と考えています。

○四浦委員

予想より大きかったというふうに思います。その8件と残りの2件とは扱い方を変えておりますか。

○坂本広報情報課長

扱い方といいますと、基本的には200万円以上ということで同様の精査を依頼しているということでございます。

○四浦委員

残りの2件は、特別共通事項がないものかも知れませんが、まああるかも知れませんが、しかし8件については、その法が変わることによって、そのシステムを改修すると、切りかわる、改定するというふうなことでプログラム自身をいじるようになるのですが、それは隣の市やらその隣の市、あるいは日立のシステム、基本ソフトを入れているところには共通課題になりますから、それについては随分以前の議論ですよ、さっき紹介しました1年4カ月前の議論では、課長は「多ければ多いほどそういう減額になるであろう」というふうに答えられているのですね。そして、「現在の価格は適正なのかどうか、まだまだ適正価格になるような取り組みをしなければいけないと考えているところでもございます」と、こういうふうに答えているのですけども、そういう扱いをしておりますか。

○坂本広報情報課長

そうなるようにしております。

○四浦委員

それでは、その8件については、1つずつ、少なくとも全国レベルでほかの市と連携

プレイをとるかどうかは別にしましても、下松市や周南市とは連携プレイをそれぞれとっておりますか。

○坂本広報情報課長

連携プレーと申しますか、情報交換のほうは数件程度しております。

○四浦委員

情報交換というのはどういう形でやっているのですか。協議をしているということですか、担当者同士で。

○坂本広報情報課長

今の仕様でありますとか工数でありますとか、そういった中身の情報の交換でございます

○四浦委員

残りの2件は詳しく話をすると長くなるから割愛しますが、どういうものかよくわかりませんが、全国共通なものでないものと、それから全国共通のものとのシステムエンジニアの単価というものは、変えるようなことで日立のほうから提案がありましたか。あるいはこちらからもそういう提案をしたことがありますか。

○坂本広報情報課長

システムエンジニア費の単価についてでございますが、これにつきましては、以前から日立といろいろ協議をしてまいりまして、25年度末に単価を引き下げることで合意をしたところでございます。

○四浦委員

ですから、3つの市で話し合えば、法の改定等に基づく改修をする、システムを変えらるというふうなことが随分安上がりになるであろうというふうに課長、言われていたから、そういう配慮をしているのですねってお聞きしとるんです。

○坂本広報情報課長

そういったことで、25年度につきましては、従来からのシステムエンジニア費の単価ということもございまして、そのあたり、経費の削減等については十分ではなかったところございますが、26年度については単価の引き下げもございまして、多少なりとも経費の削減に向かっているものと考えています。

○四浦委員

今重要な発言がありました。25年度は重要でないというふうに言われました。上げ足を取るつもりはありませんよ。ありませんが、私がさっき紹介しているのは1年と4カ

月前というのですから、25年のきのう始まったばかりの6月議会で、課長がそういうふうに、委員会の議事録をくってもらおうとわかるのですが、そのようにやりますというふうに言明しましたが、なぜ25年は6月に言明したことが貫きませんでしたか。

○坂本広報情報課長

25年6月にそういったことを申しまして、業者のほうといろいろ協議を進めまして、25年度末にそういったことで単価の引き下げと削減に向けた取り組みが進んだということでございます。

○四浦委員

不思議な話を聞きますよね。25年度の6月にやっていて、25年の3月末というのには9カ月ぐらい間がありまして、その間は、このシステム改修についてはなかったということですか。

○坂本広報情報課長

システム改修につきましては、当然ながら発生をしております。

○四浦委員

全くおかしい話じゃないですか。じゃあ、その前半の4月から5月、6月までにその10件のうち8件が集中して、その25年度はもう終わっているから、それはできませんでしたから26年度からやりましたというんだったら話はうなづけますよ。8件のうち、じゃあもう一度えぐって聞きますが、8件のうち7月以降のシステム改修は何件ですか。

○坂本広報情報課長

申しわけありませんが、ちょっとそこの資料を持ち合わせておりませんので何件か正確な数字は把握しておりません。

○四浦委員

比例的に見れば、比例的につちゅうことはあるかわからんが、4月から6月までですから、8件のうち2件かそこらはあったでしょう。その後、8件のうち6件を4月以降やったと見るのが妥当な見方だろうと。きのう初めに全部重なってやっているとは思いませんし、今課長は、最初に25年度についてはできなかったが、26年度についてはやっていますと、こういうふうに言いましたから。記憶が全くないわけじゃないが正確に言えないというだけでしょうね。曖昧でいいですから答えてください。

○坂本広報情報課長

四、五件はあったと考えています。

○四浦委員

その四、五件については、なぜ今の下松市や周南市、もっと言や、全国的な連携プレイをとったっておかしくないのですね。経費の節減をこれだけ言っている中ですから。やっぱりそういうふうに合理的な形で委託先に求めるというのは、これは当たり前のことだと思います。なぜ四、五件あったと思われるのに、それには取り組めなかったのですか。

○坂本広報情報課長

今の光市の委託料が高い原因の一つが、先ほどから申しておりますシステムエンジニアの単価の関係と考えています。そうしたことから、従来から単価の引き下げを業者のほうに依頼し、昨年もずっと協議をしてきた結果、妥結に至ったのが 25 年度末になったということで、その間におきましては今のシステム改修におきましても、工数でありますとか、仕様の内容でありますとか、そういったことでの削減を求めてきたところがございます。

○四浦委員

委託料がさっきの同じ（ケア）1 億余りあったのが 9,000 万円というから 1 割も下がっているわけでしょう。値引きができているのでしょうか。大きなテーマです、1,000 万円も下げることができるなどというようなことはですね。それは少々真ん中の下松市に集まって、周南市と一緒に光市と 3 市で話し合うようなことは、そんなに私は費用対効果から言や、抜群に効果のあることだと思いますが、今後はどういうふうに取り組みますか、その辺は。お聞きしておきます。

○坂本広報情報課長

今後につきましては、この場での回答は控えさせていただきます。

○四浦委員

この前のやつは——大方締めくくりになるのですが、その 41 ページをもう一度あけてみてほしいと思いますが。ここには、いわゆる同じソフトとあり、同じメーカーの日立のが委託先で、しかも競争入札の原理が働かない、そういう悲しさがあります。そこに日立に持っていく、そしてかなりの地方自治体が同じソフト、日立のソフトを使っている。日立に委託先をとるというふうなことがやられます。そのことを 1 年 4 カ月前の 6 月議会、委員会で、私がただしましたら、「主要施策の成果については、そのことを反映させます」と、こういうふうに出ておりますが、反映させておりますか。この中にありますか。

○坂本広報情報課長

先ほど委員さんのほうからありました今の電算システム管理事業の項目のエということで、調達評価支援コンサルティング業務委託ということで、簡単ではございますが載せさせていただいたところがございます。



○四浦委員

簡単たって肝心なことが出てないじゃないですか。だったら、8件について、これは共通事項があるから、しかもこういういわゆるテーマであると。税の改定であるとか、いろいろあると思いますが、そのテーマを乗せて、この問題についてはこういうふうに取り組んだというのが1年4カ月前の確認だったと思う。もちろん課長は約束したわけじゃないですよ。検討すると言ったのです、主要施策の成果に。載せていくことを検討すると、こういうふううに答えたのです。検討してみましたか。

○坂本広報情報課長

これにつきましては、検討ということで当時、お答えさせていただいていると思いますが、今のシステム改修の精査につきましては、先ほどから申しているような格好で行っているわけですが、実際の契約となりますと、リース業務にかかったりしている場合もございます、実際の決算額、執行額等々、断る場合もございますので、そのあたりも調査研究しながら、今後どういった方向がいいのかを考えてまいりたいと考えております。

○四浦委員

基本的には24年度と。ここに見られている41ページに出ている25年度と形態は全然変わってないのじゃないですか。検討をされたという痕跡が見られませんが、いかがですか。

○坂本広報情報課長

200万円以上の経費に係る10件ということで、以前はそういった記載がなかったものと考えております。

○四浦委員

改めて議論が過ぎたら検討するなどというようなことは脇に置かれてしまうということもないように求め、そして全国的な動きの中にも国にこの問題は音頭をとってもらいながら、同じ基本ソフトを用意して、その改修するのにいろいろ随意契約で高いものを押しつけられるということがないようにしようというふうな動きなども見られますので、JISできちんとうたうというふうなことで、この最先端の業種といいますかね——でありながら非常に古い形になっているということも指摘しながら、全国的視野で研究されることを求めて、一応この項を終わります。

討論

○四浦委員

追加認定第4号平成25年度光市一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論をします。

討論の中身は3つあります。1つは、3年ごとに諸使用料、利用料を引き上げていて、市民の暮らしをさらにやっぱり困難に追い込んでいくという問題があります、この決算ではですね。それから、下水道の使用料については、20m<sup>3</sup>で105円値上げをして、県下13市で一番高い料金にとうとうしてしまいました。しかも平成13年の協定変更で、県の言いなりになった行政の側、執行部の側の責任については、全くその反省がないということが指摘できます。

なお、上関原発問題については、市長は市長選挙時の地方紙アンケートで、「上関原発に賛成できない」と答えながら、ことしは「建設中止を求める声明を出す考えはない」などと、みずからの公約に背く態度をもって、市民の安全安心を願う、そういう願いを裏切っているという3点を指摘して、反対討論とします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

----- 休憩 -----

### 3. 市民部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①追加認定第4号 平成25年度光市一般会計歳入歳出決算について（所管分）

説 明：縄田地域づくり推進課長、藤本生活安全課長、田中市民部次長 ～別紙

..... 休 憩 .....

説 明：井上収納対策室長、田村市民課長、戸本人権推進課長 ～別紙

..... 休 憩 .....

質 疑：

#### ○中本委員

それでは、ちょっと時間をいただきたいと思います。市税の収納の件、主要政策の成果の8、9、それから、決算参考資料では38ページ、それから、監査の審査意見書では17、18、19、22にわたっております。非常に数値がたくさん並んでいますので、頭の整理ができておりません。

まず、収納の率の推移であります。現年度課税分で25年度が98.9%ということで、2%、2ポイント増の収納率が上がっておりますが、その要因をお聞きしたいと思います。

#### ○井上収納対策室長

要因としましては、収納の努力をいろいろ行った結果という言い方にしかならないで

すけれども、現年度分の催告等、定期的に行うのに加えて、なるべく回数多く催告を打つようにした結果によるものと思われま

#### ○中本委員

収納率の向上は、収納率向上対策の御検討されて、職員の方が鋭意努力されての収納率アップというふうに考えられます。

今回のこの参考資料の自主財源の確保で、市民税の収納率、収納の伸びが98.3%ということになっておりますが、収納率向上対策の中で、99%が目標っていうことでありますので、今が98.9%でありますので、約1.1%増を頑張らなければいけないというふうに思いますが、そのあたり目標値達成はできますか、どんなですか。

#### ○井上収納対策室長

市税とは、税目として個人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、それから別途、国民健康保険税がございますが、先ほど99%というお話でしたが、プランの目標数値としては、個別にそれぞれ目標が、細かく区切って設定させておりました、個人市民税につきましては98.3%。財政健全化計画のほうと整合しておるわけなのですけれども、固定資産税は98.8%、軽自動車税は96.8%、都市計画税が98.5%、国民健康保険税が93%というそれぞれ現年のプランの目標を掲げております。対前年度では、わずかずつながら前年度実績に到達しなかったものもあり、例えば個人市民税でいいますと、収納率が若干、0.1ポイントほど結果的に落ちている結果もございます。また、24年度の会社の閉鎖等の影響もございまして、若干落ち込みを見せてきております。今後においてさらに努力を重ねて、なんとかプランの目標を達成し、さらに超えていくという形にしてまいります。

#### ○中本委員

わかりました。収納率の向上をするためには、行動計画というのがありまして、そういうので夜間徴収、特別徴収、休日あるいはインターネット等ありますが、県職員による併任徴収っていうのがありますが、これはどのような利用、お手伝いをしていたいただきましたか。

#### ○井上収納対策室長

平成22年度から、県からの併任徴収員に来ていただきまして、もともとこちらのほうでやっておりました収納のやり方というのが、個別訪問等、集金に行くというスタイルが主流を占めておりましたところ、そういうやり方ではなかなか収納率が伸びないということで、催告に始まる滞納処分を中心に滞納整理を進めるべみとの方針を受けまして、そのノウハウの蓄積がそれまで希薄でありましたので、そのあたりのやり方を一つ一つ習っていきながら、年々滞納処分の力量がついてきたということで、年々、再々、幸運にも過年度分の収納率の向上を見てきており、大変細かく指導していただいたおかげと思っております。

○中本委員

県職員による収納率の向上の指導を受けて、職員含めて努力した甲斐があって、収納率が上がっているというような状況でした。

主要政策の成果の中に、収納率向上特別対策本部の取り組みとして、情報交換、滞納整理の方法及び成果などについて意見交換をしたというようなことが取り組みであります。今後の収納の検討の中でコンビニ収納の実施、それから債権管理条例の設置等がプランの中にあったというふうに思いますが、そのあたりの検討はされましたか。

○井上収納対策室長

25年度につきましては、こちらに書いてありますように、収納の一元化に特化して内容の検討を進めてまいったわけなのですけれども、一定の形を整えることができました。債権の中には強制徴収債権、それから私債権という分類方法がございますが、強制徴収債権の一元化に取り組んでまいりました。26年度、今年度のことになってしまいうんですけれども、コンビニ収納をテーマに、収納対策本部の中で議論をいただきまして、今後の方針を決めていくに当たって、確定的な結論は見るに至りませんでした。他市の状況をいろいろ調べたところ、かなりの市で、コンビニ収納実施あるいは将来に向けて実施するというふうに決めておられるところも多いことから、具体的に中身の精査、どれぐらいの効果あるいはどれぐらいの費用がかかるのか、そのあたりのことを、調査をしながら、来年あるいは再来年に向けて、そのあたりの決定を見たいと所管のほうでは考えております、是か非かということにつきまして。

○委員長

井上室長。25年度の決算でございますけれども、今後、今、中本委員から昨年検討するようにいってというお話ございましたけれども、それに対して、今、検討しているっていう状況でよろしいですね。

○井上収納対策室長

はい、そういうことでございます。

○中本委員

コンビニ収納の検討については、よくわかっております。やっぱり費用対効果、市民に対する利便性の面から、早く検討する必要があるというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

もう一つ、振替制度の推進ですが、ちょっとよくわかりませんので、市税の口座振替利用率が、なかなか目標に達成しないというのは何か原因があるのでしょうか。

○井上収納対策室長

これまで口座振替率の向上に向けて、いろいろと努力を重ねてまいりました。納付書

を発送するときに、口座振替の促進を図るためのチラシを入れたり、封筒に口座振替をしてくださいという文言を刷り込んだりと、細かいかもしれませんが、そういう努力はずっと続けてきておりました、これといった決め手に一つ欠けるところもあるかもしれませんが、さらに今後工夫して、口座振替率を伸ばすように今年度以降、考えていこうという意図は十分持っておりました、検討中ということでもあります。他の方策ということですね。

#### ○中本委員

口座振替率を、やっぱり上げるということは、効果的な徴収方法であるというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、ちょっともう一つ、不納欠損の処分についてであります、決算の原書20ページに書いてありますように、不納欠損について、若干その不納欠損処分が、前年度よりは減っておりますが、依然としてより金額が大きいということでもありますので、鋭意努力はされたというふうに思いますが、これ以上の不納欠損を出さないというような、非常に難しいとは思いますが、努力されたとは思いますが、この中身が少しわかれば、実態がわかれば、ここに詳細も書いてありますが、本当にもうだめなのか、あるいは少しは徴収できるような、あるのか。不納欠損処分でありますので、まったくここで、これだけの金額が処分だということでしょうが、ちょっとその辺をお願いします。

#### ○井上収納対策室長

委員さん御指摘の言葉を繰り返すような形になりますけれども、未接触の滞納者となるべく納付の折衝に極力努力したという自負は持っておりますが、結果的に市税、国保税ともそれぞれ2,000万円を超えます時効による不納欠損をしております。時効による不納欠損と、執行停止による不納欠損は内容がちょっと異なっております、5年時効の不納欠損は、相手との接触等をとれなくて、収納努力ができなかった。結果、時効をとめることはできなかったということで、そのまま5年間経過をしてしまって時効になったというケースが、若干圧縮はされてきておりますが、まだまだ高いレベルにありますので、これまでの取り組みもそうなのですが、今後においても、時効が近いものを、とにかく洗い出して差し押さえや、分割納付の誓約をとることによって時効の中断という効果が生まれますので、時効の中断というのは、一旦時効がリセットされます。その事象の翌日から起算して、また5年間処分時効が延びるということでございますので、時効が近いものについてはこのような努力をしてまいりたいと考えております。

一方の執行停止による不納欠損につきましては、滞納処分の結果として、もうこれ以上取れないということで執行停止する、あるいは納付能力がもうないという、こちらのほうの見きわめ調査の結果でございますので、なるべく単純な5年間経過の消滅時効を減らして、みずから行政の意思で徹底的に調査を行った上で、もう回収が不可能であるものは執行停止の処分をして滞納額を圧縮していく努力をしてまいりたいと考

えております。

○中本委員

5年の時効と執行停止3年であります点で、3,600万円という不納欠損は、これはもうやむを得ない今の状況だというふうに思います。できるだけ、こういうことにならないように、大変な作業事務だというふうに思いますけれども、一生懸命努力されてきて、より収納率を上げたり不納欠損を出さないような状況をつくっていただくようお願いをしておきます。

○加賀美委員

今、不納欠損とか収納未済額について適切なやっぱり結論がありました。確かにコンビニの件なんかも検討も前々から言っておるし、よそはやっているんだから1回やってみるっていうことも必要じゃないかと思うんです。そこで、ちょっとまた新たにお尋ねしてみたいのは、いわゆる不納欠損の中で住所不明っていうんがありますよね。住所不明というのがあるはずですけども、これは非常に多いと。だからいわゆる戸籍を取ってれば、向こうで住民票を取ってれば、戸籍の表でも何でもとれるわけですね、相手が。だから取れんちゅうことは、**その辺は**どういう状況か、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長

適切な言葉を。

○井上収納対策室長

住所が不明なものにつきましても、大まかに分けまして2種類ございまして、市内に住民票を置いたまま、行方がわからないという場合には、例えばそこに住んでいるかどうかというのは、現地に行くなり、水道局のほうに聞くなりして所在を確認して、どうしても見つからないということであれば、しばらく様子を見て、適切に執行停止等の処分に移るといって進めるようにしております。

それからもう一方で、滞納を持ったまま市外に転出された方につきましては、当然転入先の方で課税をされておりますので、そちらの情報をとって、そちらでもし、勤め先等わかれば、当然滞納処分に進んでいくと。さらに課税の状況がそちらの転出先の方でも、例えば居所がわからないとか、勤務先が不明であるとか、そういった部分につきましては、ある一定の期間を置いた後に執行を停止するという形で処分をするようにしております。

いずれにしましても、未納のままずっと放置しておくのは、やはり課税の安定性を欠きますので、そのあたりの税の回収の可能性のあるものについては徹底的に追及しますが、ある程度もうどうしようもないという結論が出たものにつきましては、先ほど委員さんが申し上げられました、戸籍をとって附表を調べるというふうなところまでは当然やった上で、最終的に滞納処分の執行停止処分をとるよう心がけてきて

おります。

○加賀美委員

今ちょっと、この質問をする前に、不適切発言をいたしましたので、一旦委員長のほうで取り消しをお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

ただいま加賀美委員から一部取り消ししたいとの要請がありましたので、光市議会会議規則第124条により、該当する箇所の発言を取り消したいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

○加賀美委員

次に、確かに先行委員からもお話があったように、不納欠損がどんどん減っているし、努力された跡はあるわけです。その中で、一つだけちょっと確認しておきたいのは、払えるのに払わない人がたくさんいるわけですよ。その払えるのに払わない人は、努力して払おうとしても、いわゆる滞納料が14.6%というのが響いているのです。100万円例えば借りていたら、あれしてなかったら14万6,000円の延滞料がつくと。延滞料がつけば、その14万円払うのに月に1万円ずつ払わないといけんと。そういうふうにどんどん前のやつがたまった分で、延滞料、滞納料ちゅうのですか、滞納料で苦しんでいる人たちがたくさんいるっていう話を以前したことがあると思うのですが、その辺の配慮はどういうふうにやっているか。例えば、滞納分を延期するではなくて、滞納料は取らないとか、もちろん税に不公平はあってはいけないのだけでも、そういう策はとっておられるかどうか、お尋ねしてみたいのですが。

○井上収納対策室長

延滞金につきましては、分割納付等されている場合に、本税を納付し終わる前に、延滞金の減免を決定することはございません。そのあたりの延滞金の減免理由につきましては、地方税法それから光市税条例規則のほうに、これこれこういう要件のある場合には、延滞金を減免するという規定が設けてございますが、いずれの事情がある場合も、本税が完納となった後に、所定の減免申請書の提出を受けて、審査の上、減免をするべきだという事由に該当したのについて減免をするという形になりますので、最初から、今納めるのが苦しいからという形で、本税を納めておられる段階で減免を決定するという形はとっておりません。

○加賀美委員

今のお話によると、とにかく払うのは未納分の月の分を先にどんどん払って行って、

それを消し込んでいくと。延滞料は、当然だからその月に延滞料がずっと重なっていけば、取らなくちゃならんのじゃないですか。その辺は、本体料をどんどん引いてって、延滞料はずっと残しちゃって、後から申請すれば、終わったら減免する方法じゃ、そういうのは難しいでしょう。その辺は、どういうふうにするのですか。

○井上収納対策室長

延滞金というのは、本税がなくなる限り、先ほども申し上げておられましたような、高率で積み重なってまいりますので、まずは本税を納めていただくという形で充当をかけていっております。延滞金を、まずとめると、古いものほど高い延滞金になってきますので、それをとめていくというのが最初でありまして、ずっと納めていただいて、最終的に本税が納まった時点で申請をいただいて、減免の理由に該当すると審査の結果認められる場合には、延滞金の減免を行う形をとっておりますので、本税を納めていただく前に延滞金のほうに充当するということはございません。

○加賀美委員

わかりました。だから、幾ら払っても、延滞料がもう残っちゃって、どんどん延滞料で全部消費されてしまうっていうようなことであって、もう最後には払うのが嫌になったりしてというようなケースがあったもんですから、それはないと。とにかく本税のほうに先に充てていって、最終的にもうどうしても苦しいから、申請書を出せばその延滞料については減免していただけるという、そういう理解でよろしいですか。

○井上収納対策室長

繰り返しになりますけれども、とにかくは納税者サイドに立った扱いとして、本税のほうから充当していくと。それはなぜかといいますと、延滞金、例えば、本税と延滞金を埋める、そして次の税に移るといようにしますと、当然、最終的な累積は多くなりますので、なるべく少なくするという配慮のもと、本税を先に完納させて、延滞金の伸びをとめるという方策をとるべく、そういうふうな扱いをしております。最終的に申請をいただいて、減免がそこで認められるかどうかというのは、これまた別問題でございますので、必ずそうなるというものではなく、厳密に審査をしまして、要件に該当するものにつきましては、理由が認められれば減免をするというふうな形をとらせていただいております。

○加賀美委員

それから次に、生活困窮者の対応ですけど、いわゆる財産調査とか債権保全の調査とか、そういったものをされた中で、もうこれはちょっと生活がぎりぎりだった場合に、やっぱり税担当のほうから、こういう生活保護の制度がありますんで、こちらのほうに申請をされたらどうですかっていうようなことを言うことは越権行為になるのですか。そういうことは言えないのかどうか。例えば、生活困窮で、もう税金なんかとても払えないというようなときに、税担当が、やっぱり苦しければ生活保護の



申請されたらどうですかというように言うことは、今の体制の中では越権行為になるのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○井上収納対策室長

当然、所管外のことでもございますし、生活保護というのは申請主義をとっております。御本人の意思によって申請をされて受けられるというのが建前になっておりますので、こちらのほうから生活保護を受けたらどうだという言葉かけることはございません。

○山本市民部長

生活に困っている方がおられれば、少々のこんな制度がありますよと、いろんな制度がありますよということを紹介するのは、これは、当然市の職員としては職務の範囲内ですので、生活保護制度について説明をしてはいけないということはありません。

○加賀美委員

今、部長からそういう話がありましたが、やっぱりそういう配慮もしてあげていくのが、これは当然のことじゃないかと思うのです。困窮者を、払えないものに、払えるのに払わない人たちは絶対に言うちゃいけません。払おうにも払えない人ちゅうのは、何かの手を差し伸べてあげるっていうことは必要じゃないかと思います。

今、努力されて、前年度に比べて600万円も減ったちゅうことは、成果とあると思いますけど、まだまだ3,600万円あれば、我々から、感覚すれば、税パートの専門家を3人、4人雇ったって、それで向上するならそういうんでできるじゃないかっていうような、まあ、それは甘い考えかもしれませんが、そういうことをしてでもやっぱり頑張ってみるべきじゃないかと思うわけですので、そこらあたりについては今後とも頑張っていて、決算期には出させていただくようよろしくお願ひしたいと思います。不納欠損の問題でございました。この件については、これで終わりたいと思います。

次に、ちょっと話がずっと変わってまいりますけれども、2ページのところ、ちょっと決算書の2ページのところに、先ほど説明がありました収入のところの5番目、株式等の譲渡所得割の交付金ちゅうのがありますよね。これは、もう全部、この25年度は随分ふえてるちゅうことは、株の売買が非常にふえたから、そういう意味でふえたんじゃないかと思うのですけれども、ここは、どういうふうな、何ていうんですか、割合で頒布されるんかと。例えば、山口県内でそういう譲渡の金額が出てきたら、それを市町村割で、光にはこれだけ上げましょと、4,100万円上げましょと、こういう形でやられるのか。それとも、光市民が譲渡した金額がこれだけだからこれだけ差し上げましょと、そういうふうな形で交付金がでるのかどうか、そこらあたりはどういうふうになっているのか。

○田中市民部次長兼税務課長

譲渡所得割交付金についてでございますが、譲渡所得割交付金の交付の内容でございますけれども、株式等の譲渡所得課税のうち5%が県税として徴収されます。その一部が個人県民税の収入率の割合で県から交付されるというものでございます。市町村でいえば、県収入分の5分の3相当額が入ってきます。

○加賀美委員

ちょっとわからなかった。5分の3のもとは何だったですか。

○田中市民部次長兼税務課長

株式等の譲渡所得課税のうち、5%がいわゆる地方税ということになります。その分の5分の3が市町村に配分されるというものでございます。

○加賀美委員

株の譲渡した場合には、その5%が地方税だから、その中の5分の3がその運上されると。それは、配分基準は何なんですか。例えば、額がわかりました、その額を市町村に交付する基準は何でしょうか。

○田中市民部次長兼税務課長

これは、市町村に係る個人の納付県民税額の案分で、案分した額が市町村に交付されるというものでございます。

○加賀美委員

わかりました、そういうことかな。いや、財源は、先ほどあったように、5%の5分の3ちゅう財源が決まるでしょう、山口県内で。山口県内じゃないですか、光市の。僕の考え方がおかしいかな。

○田中市民部次長兼税務課長

ですから、県のほうで、県のほうの額が決まるわけですが、それを、その分の5分の3が市町村に回るわけですが、そのとき分ける分け方が、山口県内の各市町の個人の納付県民税額の案分でいただけるということでございます。

○加賀美委員

財源が決まったらそういうふうな形になるちゅうことですね。よくわかりました。話が飛んで、濟いませぬ。P197ページのほうになるのかな、決算書は。先ほど、公民館の費用で、公用自動車を購入したと、それで、東荷と塩田が共同で使用するという話があったんですね。共同でしようするとは、どういうふうな形で使用するものか、そこらあたりについて、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○縄田地域づくり推進課長

ただいまの公用車の東荷、塩田の共同での利用ということでありまして、東荷、塩田には、それぞれ1名ずつの主事さんがおられます。その主事さんが公用で使う場合に、1台をかわるがわる使うという形をとっております。公用車自体は、東荷に常時置いておくという形になっております。

以上です。

○加賀美委員

何か同じような行事が、当日一緒になったときには、どういうふうにしてやるのかなと、やっぱり1台ずつ配置していくのが必要じゃないかと思うんですけど、共同で使うちゅうのは非常に難しいんじゃないかと、その辺はうまくいってるということでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

東荷、塩田については、行事が重なれば、当然、市で管理している公用車も活用できますし、今のところは特に1台ずつないからといって、不便という意見は聞いておりません。

○加賀美委員

わかりました。予算では、もうそういう形で認められておるわけですから、そういう状況だそうなんですけども、決算で見た場合に、本当にうまくやっただろうかっていう気持ちがありましたから、お聞きしました。

次にまた参ります。今度は、75ページなんですけど、これ、ずっと前に入っちゃうのかな。地域づくりの推進事業交付金ちゅうんで、各公民館に交付金が出されているわけですね、484万円。これについちゃあ、もっとももっとふやして、独自にコミュニティー協議会で活動できるようにしていくのが将来の夢であると思いますけど、現状の段階では、どういうふうな配分でやってるのか、そして、その使い道について具体的に監査をしてるかどうか、それとも自由に公民館に任して、その中で適当に使えるようにしているのか、そこらあたりについて実態を教えてくださいたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

地域推進事業の交付金の件であります。この交付金につきましては、各公民館の世帯数等により、まず基準額を設けまして、それから世帯数掛ける60円という形で加算をつけて配分しております。この使われ方、監査につきましては、毎年1回、各公民館に出向きまして、歳出状況、帳簿等を確認し、適正に使われているかという監査は行っております。

○加賀美委員

もう一件、お尋ねします。その用途については、もう公民館に任せておくと。ただ、そういう公民館で、個人的な使用じゃなくて、公的な面で使われてるかどうかちゅう

のを監査すると、使い方については、それはもう各公民館に任せているということで理解してよろしいでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

基本的には、公民館の実施する講座、あと活性化事業に使うお金ということでありますので、そのあたり適正に使われているかどうかは確認しております。

○加賀美委員

わかりました。いずれにせよ1世帯当たり何ぼと、かつては20万円とか30万円とか、金額を決めてやっておられたっていうことですが、これを今は、各世帯数に当たって60円を出すと、これをどんどんふやしてほしいというのが、各地区の公民館の要望でもあるようでありますけども、その辺については自由な裁量でやらしてもらっていることで理解できました。

○森戸委員

主要施策の成果の49ページの住民基本台帳のネットワークシステムに関して、住基カードに関してお尋ねをいたします。

平成25年度末のカード保有者は1,842人ということなんですが、このカードの発行は、いつから発行され出したんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村市民課長

住基ネットの運用でございますが、平成14年から始めております。

○森戸委員

わかりました。

これは、市民側のメリットと、行政のメリットは、どんなものがありますでしょうか。

○田村市民課長

行政側のメリットということでございますか。

○委員長

市民側と両方です。

○田村市民課長

そうですね、まず、市民側のほうから申し上げますと、後期高齢者の方、免許証を返された方とか、身分証明になるものがございませんので、写真つきの住基カードをつくられば、それが身分証がわりになる。それと、確定申告の関係でございますが、

e-Taxの利用が可能になったり、あと、住民票の写しでございますが、広域交付、住民基本台帳ネットワークシステムに参加している市町村であれば、その窓口で住民票の写しの交付もできるというような機能もついております。

○委員長

行政側のほうはどうでしょうか。

○田村市民課長

行政側のメリットといたしますと、そういう住民サービスが広がったというところが主なものかというふうに考えております。

○森戸委員

わかりました。10年以上たって1,842人ですので、市民側のメリットとすれば、なかなか厳しいといえますか、事業だなと思います。

そうはいつでも、この住基カードを発行するに当たっての、何といたたらいいんでしょうね、発行コストというんですか、そんなものがあるのかどうかわからないんですが、これを発行してサービスを維持するために、厳密にはどれぐらいかかっているのかわかりませんが、幾つかの事業の中の部分の中に含まれているんだろうと思うんですが、その人件費も含めて、システムも含めて、決算書でいうと、住民基本台帳事業の中のいろんなものが、この発行に関して使われているんでしょうけど、何ていうんですか、その発行に見合うものが、お金の流れとしてなかなか見えてこないといえますか、何といたしましょうか、評価のしようがなかなかないんですけれども、このメリットも含めて、どのように伝えてらっしゃるのですか。その広報なりも、宣伝をされていらっしゃるんでしょうけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○田村市民課長

おっしゃられるように、なかなか普及率が低いというのは、どうしても今現在の実態でございます。先ほど申し上げましたが、やはり身分証明書がわりといえますか、高齢者の方、免許証を返されて、身分証明になるものがない、市民課の窓口でそういうものがなければ保険証とか、ほかにもう一点、身分確認の書類として提示を求めて初めて交付ということになりますので、そういう意味であれば、身分証として住基カードをつくっていただくようなお勧めはしているところでございます。

○森戸委員

わかりました。とはいえ、それは、高齢者の方が対象ということでしょうから、若い方になかなかメリットというんですか、それがなかなか見いだせないで、これ自体も、導入自体にも、国からの導入でしょうから、相当なお金が、仕組みも含めてかかっていると思いますので、何らかの手を考えていただきたいなと思います。なかなかないとは思いますが。

次に、79ページの人権推進費の、主要施策の成果の79ページです。貸付金の償還、住宅新築資金と同和福祉援護資金についてお尋ねをいたします。

住宅新築資金の貸付金と同和福祉援護資金の貸付金があるんですが、この2つの貸付金について、現年度分の償還の率というのですか、これは、ここ最近で見ると、償還率っていうのは上がっているのですか。その辺のところはいかがでしょう。

○戸本人権推進課長

最近の現年度分は、ほぼ横ばい、若干上がった年度もございますが、ほぼ横ばいに近い状況にあります。

○森戸委員

わかりました。過年度分も聞いてなかったです、過年度分も含めて、済いません。

○戸本人権推進課長

過年度分につきましては、平成24年度、25年度、率にして相当上がっております。

○森戸委員

相当というのは、いい部分はぜひ積極的に言っていたらと思います。

○戸本人権推進課長

償還済額、住宅と福祉、合わせた額として23年度が、905万円、24年度が1,652万円、25年度が多少下がりましたが、1,085万円という額でございます。

○森戸委員

わかりました。その辺のところはちょっと、決算書全て見ないとわからないので、ちょっと聞いてみました。この住宅と同和の福祉援護資金ですが、件数は何件になるんですか。住宅は何件で同和は何件ぐらいでしょうか。

○戸本人権推進課長

貸付件数で申し上げます。現在、25年度末で413件ございます。これは、住宅が114件、同和福祉援護資金が299件、合計413件でございます。

○森戸委員

わかりました。累計償還率から見ると、2つを合わせると2億、3億ですから、4億から5億近い残高があるわけですがけれども、数、今の件数からすると、相当の数が残っているわけでありまして。この回収についてなんです、基本は人権推進課で、督促も含めてその辺のところはやってらっしゃるんでしょうか。

○戸本人権推進課長

おっしゃるとおりでございます。

○森戸委員

収納対策室との連携っていうのですか、かかわることというのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○戸本人権推進課長

基本的に、税の様な公的債権と私的債権がございます。私どもは、調査権がございません。そうはいいながら、同じ市の業務をやる中で教えていただける部分については教えていただき、一線を引いてお願いする部分をお願いしております。もう一点、徴収につきましては、私ども、2つのふれあいセンターを持っております。収納が、ふれあいセンターに立寄ったときに、償還金があれば一緒に持って帰ってもらうというようにしてもらっています。

○森戸委員

公的債権と私的債権の違いを簡単に、一言でお教えいただけますか。

○戸本人権推進課長

公的債権、いわゆる税などを、徴収する地方自治法によるもの。私的債権は貸付金等というふうに考えていただければよろしいです。

○森戸委員

といいながらも、市として貸してるわけですけど、公的な債権とはいわないんですね。

○戸本人権推進課長

そうでございます。

○森戸委員

収納のノウハウがある対策室に、その回収に関して移管をすることは、これは、そういう区分としてあるので、やっぱりできないということでしょうか。

○井上収納対策室長

収納対策プランの中で、収納の一元化ということで、大きなくくりとしては、先ほど御指摘がありましたように、公債権それから私債権、大きく2つに分かれておりますけれども、私債権につきましては、いわゆる自力執行権が無く、裁判所絡みでなければ滞納処分とすることができないと、裁判所を通して全部事を進めていかなければならないというネックがあります。なおかつ自治法上、そういった債権をとりなさいという文言になっているわけなんですけども、財産調査権自体は与えられてないという矛盾点がございまして、税債権と私債権の情報共有が、総務省の見解としてオー

ケーだという見解が出てくれば、そのあたりの可能性は出てくるわけなんですけれども、現在のところ私どもが、税の情報を使って私債権を処分するということは、税法上の違反になりますので、なかなか難しいという面がございます。

○森戸委員

わかりました。では、滞納されている方の状況に応じて、例えば、返済の相談なり、返済の計画なり、そういうことはされて、分割にしても当然されていると思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○戸本人権推進課長

御質問のとおり、滞納者につきましては、個別に相談しております、その状況に応じて、私どもは、返していただきたいということで、十分御相談には乗っております。

○森戸委員

ちなみに25年度でいうと、そういった相談に乗った、413件あるわけですけども、相談に乗ったケースってというのはどのくらいあるのでしょうか。

○戸本人権推進課長

数字までは、今手元にございませませんが、督促状を出したり、電話でお話しするのも相談といえば相談なのだと思いますが、こちらから、入ってないからいかがでしょうかという話の中での相談内容にもよります。件数は、大変申しわけございません、今手元に数字は持っておりません。

○森戸委員

限られた人の中でこれを抱えてやってくというのは、非常に大変な労力だろうと思うんですが、そうですね、例えば弁護士さん、顧問弁護士に御相談をしたりとか、簡易裁判所へ支払いの督促の申し立てをしたり、差し押さえをしたりとか、そういったことってというのはあるのですか。

○戸本人権推進課長

差し押さえ等はございませんが、あくまでも残金はできるだけ返していただきたいと、差し押さえで単純に済ませるものではなく、やっぱり貸したものは返していただきたい。その中で、どれだけ毎月返済できるものか、例えば2カ月に1回なのか。金額についても、貸し付け、相手側さんと相談しながら、とにかく返してもらうことを第一義に私どもは業務をしております。

○森戸委員

県のほうは、先ほどの説明では、全部返してもらったということになりますよね。8年分割の分、ことしで終わりという話がありましたけれども、県は自分のを返しても



らったわけですから、手が離れるのかもわかりませんが、市としてはずっと残るわけですから、県からの何らかの支援というのはないんですか。

○戸本人権推進課長

まず初めに、当初御説明しました8分割は8回に分けての返還で、それは、昭和45年から平成16年度までの償還を受けた額の元金を8分割して返済する額です。17年度以降については、その入金年度の翌年度に3分の2を返していくものです。よって、県から全く手が切れているわけではございません。例えば今年度においても、主要施策の79ページの一番上、同和福祉援護資金貸付金償還金、これのうちの現年度と過年度の元金を合計した499万2,000円の3分の2を、26年度、今年度の予算の中で返済します。ですから、まだ県と全く切れてるわけではございません。

○森戸委員

わかりました。

この利子、貸付利子はなかったんですか、利子というものは。無利子でしたか、新築と福祉は、どのくらいでしたか、利率は。

○戸本人権推進課長

償還金の利率でございますが、国の住宅新築資金については3種類ございまして、3種類とも年3.5%です。県の同和福祉援護資金につきましては、貸付資金の種類、例えば、家を購入するとか、土地を購入する、また、大学に入るための入学金、修学資金、それとか生活安定資金とか、それぞれによって利子も、無利子部分もあれば有利子もあり、利率が別々でございます。国のように一律3.5%という数字ではございません。

○森戸委員

わかりました。

こういった市が持っている債権に関してなんですけど、利子もきちんとあるということで、商工なんかの制度融資と比べると利子が高いわけなんですけど、こういった債権自体の売却なり、そういうことは可能なのですか。要は、市が業務として持っている必要性というよりは、それそのものを売却して、その売却に関してやりとりをする中で、利益になれば金融機関が買うでしょうし、そういうことはできるのですか。要は、ずっと昭和40年代からある業務、ずっと長く続いていて、人権の少ないスタッフでの部署にこの業務があるわけですから、これ自体を市の業務として持つというよりは、もしそういう方向性があるのであれば、そういう方向性を検討して切り離すという方法も一つの考えだろうと思うのですが、別に探っているわけではないので、自分自身の中で、そういうケースが可能なのでしょうか。

○戸本人権推進課長

そもそもこの貸付金が、国なり県の補助金を受けてやっているものですから、それを

第三者に売却するという事は、まず適化法等違反になるのではないかなと思います。

○森戸委員

考え方としては、住専とかそういう回収専門会社が債権を買ったわけですね。回収をしていくという流れですから、その辺のところはわかりませんが、でも、一旦はこの資金に関しても総括されたわけですから、そういう方向性があるでもいいかなと思うんですけど、ぜひ、そういう方向性があるのであれば探っていて、市の業務から切り離す流れは必要なんかなと思います。これは、一つのお願として、お願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

最後です。決算書の83ページで、市県民税データ入力業務や償却資産データ入力業務等があるんですが、この委託をされるわけなんですけど、委託をした業者について、セキュリティーというか、安全対策というか、その辺のところはどういうふうに、そういう対策がきちんととられているのかどうか。よく名前も含めて漏れるような話が漏れ聞こえてきますけれども、世間では、そういう部分の委託をした場合のセキュリティーの確保はどのようにされているのか。

○田中市民部次長兼税務課長

委託に係るセキュリティーですが、要は個人情報の保護という観点だと思いますが、それについてはこれに限らず、契約書の中にはうたい込んでおります。

○森戸委員

契約書にうたい込むのはわかりましたが、どんなにうたい込んで、もしそうなった場合はどういうものになるのですか。

○田中市民部次長兼税務課長

要は個人情報の保護に努めるようにということでうたい込むわけですが、実際に漏れたような場合、それは損害賠償なり、そういうふうなものに結びついていくと考えております。

○森戸委員

わかりました。大手の会社が、外部業者に名簿を盗まれるというような事件が起こったわけですが、そういう部分、そういうふうな、何ていいますか、それはしないでくださいねと言うだけでは防げるとは思わないんですけど、そういうふうな防ぎ方といますか、それは、何らかの対策をとってらっしゃるんですか。

○田中市民部次長兼税務課長

個人情報流出というのは、いろいろ報道でもあるわけですが、その対策というのは大変難しいわけです。要は、帳票を渡して、それをパンチで打ち込むわけですから、その帳票は当然データを打っていただく、パンチする帳票です。その部分については、申告書といいますか、給与支払報告書なり、そういうものを帳票と私、言ったのですが、そういうものについては、当然回収いたします。回収いたしますが、じゃあ、どこまでのチェックというところは、それを要はコピーすることもできるわけです。そういう難しいところはあるわけですが、通常考えられる、私どもの考えられるようなところで、一応それが流出しないようにということで、一応信頼の置ける業者にそれを委託しておるといふつもりでございます。

○森戸委員

わかりました。きちんとセキュリティー対策がとれるように、その辺のところはここだけではなくて、いろんな部署もあるんでしょうから、しっかり、どういうやり方がいいのかは全くわかりませんが、何重にもやっていただきたいと思います。

○四浦委員

貸付償還金返納事業について、これは、主要施策の79ページから80ページにかけてあるんですが、非常に不満なと言わなければならないのか、過去の議論が活かされてない主要施策になっているんですが、成果とは言えないような状況になっているんですが、まず確認をしたいのは、総額の貸付金は両方合わせると14億8,400万円プラス13億400万円、この合計になりますか。

○戸本人権推進課長

そのとおりでございます。

○四浦委員

それでは、貸付金の収入未済額は、合計欄を見たらこれでいいのかと思いますが、合計で幾らになりますか。

○戸本人権推進課長

両資金の合計は、この表には記載しておりませんが、住宅新築資金の表で申し上げますと、収入未済額は3億1,205万8,000円、同和福祉援護資金につきましては、2億3,938万4,000円となっております。

○四浦委員

ここ、合計で5億5,000万円という非常に巨額の収入未済になっておるといふことですね。私は、1年前のちょうどこの時期、決算議会でこのことを議論したのは、したわけではありませんが、物すごくこの収入未済額を大幅に改善できるだろうなどと思いな

がらやったわけじゃありません。ありませんが、長いことちょっとやっぱ放置されている状態ちゅうのは極めて不正常であると。財政健全化を言う光市にはふさわしくない状態やということで、やっぱりこれはけりをつけるということが、ここでけりのつけ方というのは、やっぱり償還が難しいという人と、それから償還できる方と、その仕分けは、事業の中の仕分けというものは必要だろうという動機でやったのです。

そこでお尋ねします。日付からいえば、平成25年10月11日に、ここで最初の日の議論がありました、市民部で。その時期に、実は休憩を挟んで3日間も間があいて、休日だったのです。祭日などがあって、それで、12日から14日までは休日でしたが、委員会が開かれました。その間に、人権推進課長はどういう作業をやられたか、それをお尋ねします。

○戸本人権推進課長

たしか滞納者の理由別の件数、金額の調査だったと記憶しております。

○四浦委員

これは、2つの面が言えるのです。休日に、当時の議事録を見ると、2日間ぶっ通しで課長が、しかも1人で作業をやって、実態掌握したという御苦勞があったという点の一つ。それから、御苦勞だけじゃないのです。じゃあ、それまで何をやっていたのかということが、また問われるわけです。この5億5,000万円という巨額の収入未済額がありながら、その中身について実態を担当部署がつかんでないということだと。その委員会の間の休日を活用してつかんだという、そういうずさんさがあるということが浮き彫りになったわけです。

それでは、そのことを何ぼ強調したって、時計の針はもとに戻すことはできませんから、これから先のことでお尋ねしますが、では、調査の結果は、ちょっと1年たっておりますから、改めてお聞きしますが、調査の結果は、概要、どういう結果が出ましたか。

○戸本人権推進課長

それでは、住宅新築資金で言います。おくれながらも納付している額は9,278万円で、本人が死亡したものが1億1,101万円、生活困窮や生活保護、破産については2,912万円、その他、住所不明等、返済意思が乏しい、そういったものが7,914万円でございます。それで、住宅新築資金の収入未済額が3億1,205万円と。

同和福祉援護資金につきましては、おくれながらも納付している額が4,935万円、本人が死亡したものが8,603万円、生活困窮や生活保護等につきましては2,319万円、同じく住所不明や返済意思が乏しいなどの金額が8,081万円、同和福祉援護資金の収入未済額につきましては2億3,938万円となっております。

○四浦委員

去年、1年前の3日間の休日を挟んで、10月の15日ですか、15日の報告の数字とは違

っているようですが、その後の何ですか、取り組みの成果がそこにはあらわてるとい  
うことですか。それからもう一つ、今と同じ質問なんですけど、件数を教えてください、  
それぞれに。

○戸本人権推進課長

住宅新築資金につきましては、おくれながらも納付している件数は30件、本人が死亡  
したものが44件、生活困窮、生活保護につきましては14件、住所不明や返済意思が乏  
しいものについては22件、合計110件でございます。

同和福祉援護資金につきましては、遅れながら納付している件数が53件、本人が死亡  
したものが119件、生活困窮や生活保護につきましては23件、住所不明や返済意思が乏  
しいなどの件数が100件、合計295件となっております。

それと、24年度の比較でございます。

住宅新築資金につきましては、24年度の件数が104件、収入未済額が3億1,255万円に  
つきまして、25年度は滞納件数は若干ふえましたが110件、3億1,205万円となってお  
ります。件数につきましては、6件増加し、額は50万円の減となっております。

同和福祉援護資金につきましては、24年度の滞納件数は315件、収入未済額は2億  
4,358万円に対しまして、25年度は295件、2億3,938万円となっており、件数についま  
しては20件減、420万円減となっております。

○四浦委員

お聞きのように、大半はという言い方をするといい過ぎですが、多数の方々は一  
と償還、返していると、誠実に取り組んでいただいたということですが、しかし、少  
なからずの貸付資金を受けた方がなかなか難しい状態であり、しかも、今日もう相当  
の方が亡くなっている、40人以上が亡くなっているというようなことから、最後の着  
地点ちゅうのは、私は100%きれいにするのはとても無理だというふうに思いますが、  
しかし、こういう問題を脇に置いて、やれ財政健全化だ何だというようなことを声高  
に言うのはまことに説得力がない、迫力がない、こう思います。

第一、同和という名がついたら、まあそこそこへってというようなもう時代ではなくな  
りました。今から何年前ですか、同和対策特別措置法が失効してからは何年たちます  
か、課長。

○戸本人権推進課長

平成13年に失効しております。

○四浦委員

13年前にもうこの法律は失効しているわけです。そういう中で、この1年間、もう余  
りこれ長く私はこれやるつもりはありませんし、ただメリハリはつけたいというふう  
に思いますから、去年の議論を通じて、今までになかった調査が進みました。そのこ  
とを通じて仕分けができるかと思いますが、この1年間の取り組みを振り返って、概

略、報告いただけたらと思います。

○戸本人権推進課長

昨年度の報告以降の取り組みでございますが、督促状を発送し、また、先行委員の質問にも若干答えましたが、電話等の督促、また臨戸訪問等、死亡者につきましては、当然相続が発生しておりますので、こういう事情で貸付金ございますよと、まずその理解から始まって納めていただくという段階を踏みながら、少しでも償還にこぎつけるという努力をまいっております。

○四浦委員

終わろうと思うんですが、少し、こういう話をすると、金額だとか件数だとかいう数字がひとり歩きするケースがあるわけですよね。それだけじゃおもしろくない。やっぱり今、この1年間、今までにない努力はされたと思いますが、そのことでつかんだ変化があったかどうか。あったとしたら、どうい変化があったか報告いただきたいと思います。

○戸本人権推進課長

まず、大きな点でございますが、貸し付けを受けられた方が亡くなられたと、当然相続が発生し、貸付金につきましても、相続を受けるわけでございます。それについて督促状を発送して、結果、相続人の代表者の方と思われる方に手紙と一緒に督促をかけるわけですが、その結果、相手様から連絡があり、全く相続人が知らなかったという事情もございました。そういったものも今までやってきた努力の成果ではないかなと考えております。そういった方のうち大変市に迷惑かけたということで、残債を一括返済されたというケースもございます。そういった努力を重ねることによって、往々にして貸付金につきましては、相続人、特にお子さん等につきましては、伝えていらっしゃる方が多いという実態がわかったというのがありました。死亡された方につきましては、一応相続関係、戸籍等の発行をいただきまして、相続人と思われる方のうち、代表者にお手紙を書きまして、事情を話して、御一報くださいと、償還がありますよという話からスタートしたことを数字まで覚えていませんが、あったのを記憶しております。

○四浦委員

いや、御苦労さまで言いたいです。いや、私なんかも、議員の年期はそんなに長くありませんから、知ったかぶりでは言えないのですが、恐らく最近の人権課長の中では、新しい動きというか、注目すべき動きになっているかと思えます。引き続き御努力をいただいて、また来年の3月あたりは、さらなる、どういいますか、生きのいいというか、心のこもった、この問題も前に進むというふうな御報告をいただくことを期待したいと思います。

最後に、ちょっと不正常的なこういう状態を、やっぱり周りではわかっていたと思うの

です。そういう点で、まことに気の毒ですが、市民部長に今のお話を聞かれるとおりですが、今後の取り組みの決意といいますか、思いといいますか、そういうものをお聞かせいただきたいと思います。

○山本市民部長

それでは、今の2つの貸付金の償還についての私の考えを報告させていただきます。今、人権推進課3名、あさえふれあいセンター、両ふれあいセンターの職員を含めましても8名という体制であります。一つはやはりこの体制が、今後、この償還金に取り組むに当たって、体制の整備というのは一つ必要であるかなというふうに思います。それからやはり、先ほど申しましたように、これ、私債権でございますので、公債権を取り扱う収納対策室とはなかなか1つにするというのは難しいのですけども、やはりそういった回収作業のノウハウというものは、収納対策室はやはりプロでありますので、こういったところと連携をとりながら、そういったノウハウ、テクニックと言うのはおかしいですけど、技術、そういったものも職員が学んでいく必要もあるのかなというふうに考えております。

いずれにしても、議員御指摘のように、5億円という貸付総額が二十数億円、残りが5億円という数字でありますので、これをこのまま終わらせるのではなくて、最後の1円まで努力をしていくのが役所としての責務かなと思っております。

○森戸委員

それじゃあ、私のほうも差し当たって半年後にそういう皆さんの御努力がさらに実るという点を期待しまして終わります。

○木村（則）委員

消費生活費のことをちょっとお尋ねしてみたいと思います。主要成果の44ページ、45ページなのですが、ちょっと45ページの表に関して一つ確認をさせていただきます。

相談件数に関しては、前のページの一番下に平成25年度は354件ということになっておりまして、その右を見ても、年代別だとか、男女別だとか、それからエの販売方法別相談件数、これは全部、いずれも354ということになっております。

その右側のオとカに関してのこの件数っていうのは、これは、重複しているっていうことでその354の中に含まれているっていうことなのですか。

○藤本生活安全課長

354件は、消費生活にかかわる相談件数となっております。あっせん交渉ケース15件、詐欺事案相談件数が35件は354件の消費生活相談件数にふくまれています。

○木村（則）委員

私の質問が悪かったのかもしれませんが、要は相談件数が354トータルであったと、その中にあっせん交渉件数であるとか、詐欺事案の相談ケースが含まれているという

ことなのですね。

○藤本生活安全課長

はい、そのとおりでございます。

○木村（則）委員

わかりました。これ、毎月、市の広報では、こういったものに対する予防なり、啓発を行っておりますけれども、あれ、具体的なこういった事案があったと、あるいは最近のこういうケースがふえているのだとか、そういった具体的な紹介もされているのですか。

○藤本生活安全課長

広報の原稿については、消費生活センター相談員が、最近、光市で相談があったものを題材として、皆様に御照会をしている状況でございます。

○木村（則）委員

こういった悪質な詐欺であるとか、そういった手口とか傾向なんかも、年々推移しておるのではないかなと思いますけども、ちょっと最近の傾向といいますか、ありましたら1つ、2つ、ちょっと御紹介いただけますか。

○藤本生活安全課長

最近の相談を受けた例によりますと、福祉関係の老人施設をつくりますといった形で、あなたは当選しましたという特別会員権の郵便が届き、それから次の展開に進むことで詐欺に合う状況があります。それと、iPS細胞とか、新聞記事の見出しに出るようなことに対して、開発している株に投資して下さい、上がりますからというダイレクトメールが高齢者のお宅に発送されて、文書を読んだ高齢者からの問い合わせを受けております。

○木村（則）委員

わかりました。相変わらず高齢者を対象としたこういったものがふえておりますので、今後ともしっかりと支援事業として取り組んでいただきたいと思います。

じゃあ、ちょっともう一点だけですけれども、決算書の75ページです。上から5行目の、これも一つちょっと確認をまず先にさせていただきたいと思います。

地域づくり市民講座実施事業交付金15万円、これはあれですね、地域づくり市民講座の開催に伴う光市民活動協議会と連携した、たしか8講座を行われたときの講師の方とか、そういったものに対する謝金とか、そういったものでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

そのとおりでございます。



○木村（則）委員

わかりました。先ほど、75ページの一番上のところには、コミュニティー推進基本方針策定講師委託料49万円であるとか、それは、先ほどの御説明で4回のワークショップを開催したと、その講師料だという御説明があったかと思います。前のページの一番下のところにも、地域づくり推進事業として講師の謝金等4万3,000円という数字も上がっておりますけれども、こういった講師の方であるとか、呼ばれたときの謝金というか、多分あれば講師料という言い方もあろうかと思えますけれども、これらに対する金額ですけれども、こういった規定とか、基準だとかに基づいて算出をされているのかということをお尋ねをしておきたいと思えます。

○縄田地域づくり推進課長

講師等に対する謝金の基準とか、そのあたりのことと思えますけど、特に決められた基準はありません。今回出合いカフェにつきましては、4万3,000円、これは、ファシリテーターとしてということなんで、講師というよりも、議論に対して中立の立場で参加をして、話し合いに介入して、議論をスムーズに調整していくという役割がありますので、普通の講演会の講師とちょっと違いますけど、このあたりは専門的な知識が要りますことから、その単価をはじく方法としましては、今回活用しましたのが、山口県内の大学教授を派遣していただくときの単価というものがあまして、その単価をもとに計算をしております。具体的に言いますと、大学教授を派遣していただく場合には、これ、山口県内ですけど、1時間当たり5,420円というところがあります。今回、この出合いカフェにつきましては、まず、打ち合わせの時間、これが2時間程度と、実際のカフェの時間が3時間、それと、準備の時間が3時間ということで、5,420円掛ける8時間ということで、4万3,000円という数字を出しております。

済いません、もう1つ、コミュニティー推進基本方針ワークショップのほうですけど、こちらのほうについても、ファシリテーターということではありますけど、これは委託料でありまして、専門の機関等と委託契約を交わしており、この金額につきましては、他市の状況等も当然調査しまして、話し合い等により金額のほうを決めております。合計で49万900円になっておりますけど、これにつきましては、講師謝金が10万円、それからワークショップは3回開いておりまして、8万円掛ける3回分ということで24万円。それから交通費、このワークショップを行うのに3名のスタッフが来てます。ファシリテーターとあと2人は、記録とかそういったお手伝いということで3名の方が来られてますので、山口市からの交通費ということで2,900円掛ける7回掛ける3人分と。7回というのは、ワークショップ以外の最初からの会議に参加してもらってますので、7回という形になっています。それと、企画費が9万円の合計の49万900円という形で算出しております。

以上です。

○木村（則）委員

わかりました。大変、今、お話を伺って、適切な処理が行われているというふうに思いました。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

追加認定第5号 平成25年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

今、御説明ありました254ページ主要施策の成果について、これを見ますと繰越金が2億6,500万円と前期に比べると増えている。そしてまた、前期基金に持っていったのがゼロだったのに、今期は1億4,000万円、非常に全体的に財政状況がよくなっているんじゃないかと思うのですけども、現時点25年度全体を見たときに本当に国保特別会計はどのような状況であったかと、非常にいよいよいい状況であることは間違いないでしょうけども、今後こういう形が維持できていくような形の満足できる状況であるのかどうか、ここらあたりについて、ちょっと総括をお願いしたいと思うのですが。

○田村市民課長

国保の財政状況ということでございますが、25年度決算につきまして、医療費の歳出の予算額に対しての支出額が少なかったということでありまして、医療費自体は年々伸びてきている状況でございます。決して、案観ができるような状況ではないというふうに判断しています。

○加賀美委員

いわゆる前年に比べると繰り越しも多いし、基金も多いと、そういう中で一般会計からの繰り入れが若干ふえていると、こういうところは、確かに今お話があったように医療費が非常にふえているちゅう状況があるんじゃないかと思うのですけども、この一般会計からの繰り入れを少し減らすという考え方はできないのかどうか。その辺のお考え聞かしていただきたいと思います。

○田村市民課長

一般会計からの繰り入れでございますが、これは法定ルール分の繰り入れということでございます。市として負担すべき額を特別会計に繰り出しておるという状況でございます。

○加賀美委員

確かにルール上で適用したということで済むわけでありますけども、できれば少ないほうが一般会計は助かるわけで、しかし、これからの状況を考えると医療費負担が増加するというところを見込んで、やられているんだと思うんですよね。補正も今回1回予算上加えられておりますし、そこらあたりについちゃあ、こんなに繰り越し額がふえ、しかも基金を積み立てして、そして繰り入れもふえるというようなことが本当に適切かどうかという思いがするんですけども、これは、個人的な見解として今後の進展にちょっと委ねてみたいと思います。これは、もう考え方だけです。

ちょっとお尋ねしたいのは、今度は同じく258ページ9ページですかね、不納欠損がありましたね、258ページですか。不納欠損が前年に比べてふえていると、前回、御報告のあった市税のほうについては、600万円ぐらい不納欠損が減ったというような状況にあったわけですけども、ここでどうしてもこちらのほうは、国保のほうの形の中でどうしても不納欠損がふえるという、その理由は何だったのかわかれば教えていただきたいと思います。

○井上収納対策室長

市税のほうでも申し上げましたが、未接触者の滞納者との納付折衝に極力努力をしましたが、結果として2,000万円を超える時効による不納欠損が発生したということでございますが、原因としましては、やはり国保加入者につきまして収入面で見ましたときに、例えば社会保険の加入者に比べまして、どうしても収入が少ないということで、こちらのほうも収納努力としましては、滞納処分等行いましてかなり努力はしているところでありますが、どうしても取りきれないという部分が発生してきます。そういう部分については、やはり滞納処分の執行を停止するという措置をとらざるを得ないというケースがあるので、どうしても多くなっていると考えております。

○加賀美委員

市民税なんかの調子についてもこの先般いろいろな意見が出たわけですけども、同じようにやっぱり頑張っていたきたいと思います。いわゆる、この23年から24年にかけては極端に減っているんだけど、そこで行き詰まると、そこには何かの原因があるんじゃないかと思うんでね、しかも金額が大きいですから、これからは努力をしていただきたいと思います。当面これだけにしときたいと思います。

○森重委員

意見書の48ページですけど、毎年保険給付費の状況なのですが、毎年約1億円増、各年で見えていますと段々まあどうしても高齢化といろいろこの1億円ずつ給付費は上がってきているというふうに見れると思うのですが、その中で保険給付費の不用額なのですが、この不用額が毎年、予算に対して大体、執行が98%当たりをずっと経緯しているわけですけども、この予算額の組み方ちゅうか考え方というのは、この辺りのお考えをちょっと教えていただければと思うんですけど。

予算額ではなくて決算ですけど、予算額の組み方をまずお聞きしたい。

○田村市民課長

当初予算につきましては前年度予算に対する医療費の伸び率とかを考慮しながら予算計上し、最終補正3月補正とかも組むこともあるわけですが、補正につきましては11月までの医療分を参考に冬場のインフルエンザとかの伸びとかがございますので、近年その影響が出ておりませんがそういうところを見込んで組んでおりますので、どうしても冬場に医療費が伸びなければ不用額が発生するというような状況であるかと思えます。

○森重委員

毎年1億円の増を見込みながら、そういう幅を見ながら組んでいくということですね。はい了解しました。

それとちょっともう一つ詳しくお聞きしたいところは、決算書229ページの高額療養費のところの保険給付流用の分ですけどね、上から高額療養費のところの備考欄の保険給付金、高額療養費、退職被保険者等高額療養費への流用の69万5,000円、これをちょっと済みません詳しくちょっとどういうことなのかお聞きしたいと思えます。

○田村市民課長

流用のお話でございますよね。単純に不足でございます。。

○森重委員

わかりました。それじゃあ、その下の一般被保険者と退職被保険者の高額介護合算療養費事業ですけども、これ実際に負担金として20万円と退職者の方は6,000円ですね、このまま負担金を出されているわけですけども、実質この合算療養費事業は光市としては何件くらいのものがあって、どのような適用されているのかっていうのをちょっとお聞きしたい。どっか載っています。

○田村市民課長

高額療養費の合算の件でございます。主要施策の成果263ページ、高額療養費の状況ということで一般被保険者分と退職被保険者分ということで計上しております。

一般被保険者分については高額介護合算でございますが、16件で金額が20万円、退職分で1件の6,000円でございます。

○森重委員

わかりました。これは、こういう制度に対する斡旋っておかしいけど推進というのはどのように現場においてはどのように推進されているのですかね。知らない方がいらっしゃるというか、その親切にこういう制度に載りますよというふうな御案内といたしますか、そういうふうなことは。

○田村市民課長

原課のほうで調査してお知らせするという形をとっています。

○森重委員

わかりました。一応ここでちょっと終わりますね。

○森戸委員

主要施策の成果の265ページ、鍼灸施術料の補助についてお尋ねいたします。23年から比較をすると、倍増ということで26年度は500万円を超えて予算を組んでるわけなんですけれども、この25年度の4,800件はどういった、これだけふえた要因というのは何なんでしょうか、まずその辺からお尋ねしましょうか。

○田村市民課長

鍼灸施術料の補助でございますが、光市の鍼灸師会に入られている鍼灸院を対象に補助金を出しておるわけでございますが、24年度の途中からだったと思いたしますが、新たに鍼灸院が一つ加入されました。その関係で伸びてきておるとというのが、一つあるかないところでございます。

○森戸委員

医院が何個から何個にふえたんですか。

○田村市民課長

6院つが7院つに変わっております。

○森戸委員

わかりました。その1つがかなり件数を獲得してるということになるろうかと思うんですけど、その数からすると、頑張ってるというようにことだろうと思いたすけれども、じゃあ同じ人が何回も何回も行くとかそんなことではないということですね。

○田村市民課長

利用回数につきましては、規則で定めておりますので、それが上限でございます。ちょっとこれ補足になるかならないかわかりませんが、新たに入られたところが、今まで国民健康保険の方が利用されておれば、今までは当然補助が出なかった。個人さんの負担が大きかったというような状況ではあるかと思いたす。

○森戸委員

そうですね、金額的にも倍増してきて事務事業評価の中でもこの医療費の部分のふえ

てっている部分が課題であるというふうに述べていらっしゃいますので、この辺はもう何ていうのですかね、ふやすのをとめるということは難しいのでしょうか。

○田村市民課長

保健事業として取り組んでおるわけでございます。今後の課題ということで、事務事業評価のほうには掲げておりますが、保険税の税率改定とかがある中においては検討すべき項目かなというふうには思います。

○森戸委員

この辺にしときましょう。でも1社でそれだけ取れるということは、すごいビジネスチャンスがあるのだなというのがよくわかりました。

一つは、後発医薬品なんかと比べて代替の部分がないので、何とも難しいですねと言うことしか言いようがありませんので、この辺にしときましょう。

それと、後発医薬品の使用状況について、24年、23年、22年程度ぐらいまでわかれば教えていただけますか。シェアの部分。

○田村市民課長

今回、主要施策の成果のほうに25年度後発医薬品の使用状況ということで出させていただいております。25年度から後発委医薬品のこのシェアのパーセンテージですか、出す方法が若干変わっておりますので、前年度との比較は難しいという状況でございます。

○森戸委員

はい、そういうことなら、どうしようもありませんね。わかりました。

○木村（信）委員

主要施策の成果264ページの保健事業のところ、ちょっとお尋ねをしときたいというふうに思います。

歳入のほうなのですけども、決算書のほうで220ページですか、先ほど説明の中で特定健康診査ですかね、この状況が大変今、状況がいい状況にあるということで、県補助金なんかかふえているというような説明の中で、今回は基金に積み増しもできたというような状況だというふうにお伺いしておるということで、これは間違いないですか。ちょっとそのところは。

○田村市民課長

調整交付金が増えたということでございますので、それは基金の積立金の一部にはなっているということでございます。

○木村（信）委員

大変、皆さんの御努力によって、この健康診査こういったものがふえているのだろうなというふうに、この資料見ても感じています。この数字についてですが、御努力の中でこの数字が上がってきているのですが、この数字自体は実施率ですよね、特に。ここら辺はどういうふうに分析をされておりますか。

○田村市民課長

特定健診受診率でございますが、国が示した数字よりはまだ低い状況でございます。

○木村（信）委員

大変御努力はよくわかる反面、その辺の実施率についてももう少し上げていただけるように、また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひますので、よろしく。私は以上です。

○四浦委員

ちょっと幾つかお聞きをしたいと思ひますが、まず最初に主要施策についての254ページ、23年度から25年度の収支状況というものが出されておりますが、ここで基金の繰り入れなども加えて単年度実施収支は1億7,200万円余りというふうな結果が出ていますが、確かこの主要施策の中にもあらわれておりませんが、25年度はかなりの国保税の値上げがなされたと思ひます。それは、何%でありましたか。

○田村市民課長

当初予算ベースで10.41%でございます。

○四浦委員

調定額でいかほどですか。

○田村市民課長

調定額でございますが、ちょっと申しわけないですが、決算額ベースでお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

○四浦委員

はい。

○田村市民課長

平成24年度が全体で9万7,151円でございます。平成25年度については10万6,362円、9,211円の増となっております。

○四浦委員

その隣のページです255ページ、これで見ると国民健康保険で一番上段の行です。前年度決算額で14億300万円余りという金額が出ております。これに対して決算額Aこれ

が25年度の国民健康保険税決算額ということだと思いますが、これが15億200万円余りというような結果が出ていますが、これは保険税を引き上げたことによるものが大半では、この影響額は約1億円程度ということになってるんですが、それは保険税を引き上げたものが大半影響してると思われますが、そういうことがわかりますか、また言えますか、いかがですか。

○田村市民課長

25年度に保険税率の改定を行っておりますので、それに伴うものが主な要因でございます。

○四浦委員

ちょっと収納に当たってのことでお尋ねをしますが、一つは国保法の第77条が失業や倒産、経営不振や世帯主の病気など特別な事情がある被保険者に対し、市町村が条例を定めて国保税を減免できると規定する。光市の国民健康保険条例、これにはその減免制度は条例でうたっておりますか。

○田中市民部次長兼税務課長

条例でうたっております。市税条例のほうです。国民健康保険条例ではなくて、市税条例のほうでうたって、細かい規定は規則でうたっております。

○四浦委員

市税条例ですね、うたっているということですが、それはどういう条文になっておりますか。規則を含めて、ちょっと手短かに簡単にお願いしたい。

○田中市民部次長兼税務課長

要は、簡単に申しますと、災害等やむを得ないような事情があれば減免しますというようなものでございます。

○四浦委員

災害等ですからなどですね。また市長が認めるものというふうにもなってるかなと思いますが、実際の運用としては失業者などが結構その相談が多いかと思いますが、そういう適応はこの25年度にはありましたでしょうか。

○田中市民部次長兼税務課長

ございません。

○四浦委員

そうですか、光市の場合は、非常にその辺の扱いがおくれているということがわかりましたが、その条例に基づいて減免適応を受けた人はこの25年度では何人ですか。



○田中市民部次長兼税務課長

生活保護の関係で受給された方いらっしゃいましたので、2名でございます。

○四浦委員

生活保護者だけが2名ということですが、手続は確か申請方式だったと思いますが、そういうことでしたか。

○田中市民部次長兼税務課長

申請方式でございます。

○四浦委員

減免制度の適応を受けたのが極めて少ないちゅうか、ほとんどゼロに近いというようなことで、改めて聞きまして私はびっくりしましたが、全県的な統計データあるいは全国手金統計データこれに関してつかんでおりますか。

○田中市民部次長兼税務課長

つかんでおりません。

○四浦委員

つかんでいないということをお場で聞くのはやばになりますから、またつかんだ上で教えてください。それから、もう一つ、こういうふう国民健康保険税が次々と大幅に引き上げられてきた光市ですが、払えるのに払わないということ、こういうことが広がってきていますが、それを国の指導方向もこれが払えるのに払わないということが証明できた場合以外は、慎重に扱うという扱い方をしているかどうかお尋ねします。

○井上収納対策室長

収納サイドの取り扱いとしましては、例えば母子世帯で収入が少ない世帯におきましては、滞納処分そのものが執行できないこととなりますので、過去たまってきている保険税については滞納処分の執行停止を行うと、それ以降現年分についてはできるだけ納付をお願いするという形も取っております、国民皆保険ということでもありますので、納税がされないから保険証をお渡しできないというふうな形はとれませんので、そういうふうな形なるべく負担の軽減を行い、できる範囲で納付をお願いする形で対応しております。

○四浦委員

先ほども話題になりました法定外の繰り入れの問題なんですが、だいぶ前にこのパーセンテージは確認したことがあるのですが、全国の自治体で法定外の繰り入れをして

いる、またした経験のある自治体数、国保新聞などにそういう紹介があるようですが、それがいかほどか、それから山口県下でもこの法定外の繰り入れをして赤字になったら自動的に国保税を引き上げるような、基金が底をついてたらですよ、自動的に引き上げるようなそういう措置を避けるという自治体が広がっているようですが、県下の自治体でC段階で何市がそういうふうな法定外の繰り入れをやっている、あるいは過去やった経過がというふうにつかんでおりますが、いかがですか。

○田村市民課長

平成24年度速報値ということになります、全国で1,717保険者中の1,260の保険者が実施しているというふうに聞いております。

それと、県内の状況というお話でございますが、確実な数字確認しておりませんが、幾らかの保険者が法定外繰り入れということでされているように聞いております。

○四浦委員

大まかつかんでいるようですから、ちょっと重ねて聞きますが、柳井市があったと思います。それから周南市が最近また法定外の繰り入れがあったというふうに記憶しているのですが、それはいかがですか。

○田村市民課長

そうですね、そういう話で聞いております。

○四浦委員

ここは曖昧ですが、私はまあその執行部の姿勢の中に、特に市長の施政の中にこの法定外の繰り入れをやらないという頑固な姿勢があるやに思いますが、全国的にもさっき出ましたように、非常に多くの自治体がこの問題でやっぱり、そりゃあやむを得ずということなのですよ。払いたくても払えない人がこれ以上ふやすわけにいかないという思いも含めて、そういうふうに踏み切ってきている。山口県下のやつは、国保新聞に出ちよるから全国のやつは言えるが、山口県下のやつはきちんとつかんでない、言うのはけしからんと思うのですね。まあ次の機会がいいですよ、ちゃんとかういうものはつかみながら他市の例に学ぶといいますか、その姿勢を貫いていただきたいと思います。終わります。

○木村（信）委員

もう一点確認させて下さい。主要施策の258、259ページなのですけれども、保険税の軽減状況、軽減状況が7割軽減、5割軽減、2割軽減、これ全体おしなべて見るとふえているというような状況ではあると思います。この状況について大変御努力をされているのだろうなということで考えています。なかなか厳しい状況にいらっしゃる方々も本当に大勢いらっしゃると思います。そんな中でこの7割、5割、2割というもので大きく影響が、今回、保険税多少値上がりしているところもありますけども、

特に2割軽減のとはふえているという状況にあると、まあ全体的には軽減措置を受けてらっしゃる方がふえていると感じていますが、この辺どうでしょうか。

○田村市民課長

軽減の話でございますが、軽減基準になる対象者の方が25年度であればふえたのかな、他の保険に比べてどうしても低所得の方が多いのが国民健康保険の特徴であろうかと考えています。

○木村（信）委員

大変こちら辺も、確かに国保税は値上げがありましたけれど、こちら辺の配慮があるのだなということが決算書のほうからも主旨施策のほうからも読み取れますので、今後ともよろしく願いしたいと、このように考えております。終わります。

討 論：

○四浦委員

追加認定第5号平成25年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について反対の立場で討論をいたします。

平成20年度に2.4%国保税を減額した年がありましたが、平成17年度、最近の約10年間の例で言いますと、平成17年度10.61%、22年度7.76%、そして今回の決算に該当する平成25年度は10.41%、いずれも大幅な値上げを続けてきているのが光市の国保会計であります。何とかしようという思いはあるのかなという思いがいたします。こうした中で払いたくても払えない人を、ぞくぞくとふやしているというふうなところがございまして、やっぱり市民の命と健康のかなめであるこういう国保問題は、今後考え直していく必要があるということも指摘をいたしまして反対の討論といたします。終わります。

○木村（信）委員

賛成の立場から討論に参加いたします。

ただいまこういった決算の報告をお伺いして、実際、受益者負担それから税の公平性、こういったことを鑑みますときちつとした形でこういうふうに取り組んでいらっしゃる姿勢がよく見えます。

また、今やいろいろなお話の中で、大変厳しい状況にある方、そういったこと、また基金の残高こういったこともございましょう。そんな中で最終的にやむなく法定外繰り入れということが、将来的にはあるかもしれませんが、しかし、まず最初に税の公平性と受益者負担というものを鑑みますと、今光市におきまして世帯数37.02%、また被保険者数26.74%のこの加入状況の中で、しっかりと公平という立場の中から当局はお考えをいただきたいということをひとつ申し上げるとともに、それから先ほど申し上げましたように、特定健康検査こういったことで、基金の積み増しができるような御

努力をなされていることも十分わかりました。

こういったことの御努力をもう少し積み重ねて値上げということを極力抑えていただき、こういうことも今後も取り組んでいただきたくお願い申し上げまして、私は賛成討論の立場から以上のように申し上げます。よろしくお願いいたします。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

追加認定第10号 平成25年度光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出について

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

----- 休憩 -----

追加認定第4号 平成25年度光市一般会計歳入歳出決算について  
総務部及び消防担当部所管分について

説 明：太田総務課長 ～別紙

説 明：赤星消防担当課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○加賀美委員

ちょっと小さいことで非常に申しわけないのですが、ちょっとお尋ねします。

まず81ページをちょっとあけてみていただけませんか。81ページに固定資産審査委員会の委員報酬というのがあるのですよね。これ非常に少ない金額だけど、これについては次の83ページに標準宅地不動産鑑定評価委員料というのが1,600万円上がっているのですが、こういった評価をした、そういう課税台帳に登録された価格に関して、不

服を審査決定するのにこの固定資産評価委員会というのは設定されていると聞いているのですが、この年度中にこういう形で何人ぐらいの方がいわゆる不平を申しに委員会のほうに来られたか。そういう実績がありましょうか。恐らく委員会は何日やられたかということについては1回ぐらい、何回かやられたと思うのですが、その辺の状況をちょっと教えていただけたら。

#### ○太田総務課長

固定資産評価審査委員会の御質問でございます。これにつきましては、地方税法により設置を義務づけられている審査委員会でございます。この審査会は案件がございましたら年度内に複数回開催することもありますけれども、逆に、案件がない場合には開催しない年もございます。平成25年度におきましては、3年間の任期の始期、始まりでありましたので、案件はございませんでしたが、委員長等の役員選出のため委員会を開催しております。あわせて、その場で市税等の概要説明も行っております。

議員お尋ねの過去に審査不服の申し立てがあったかということでございますけれども、あまり不服申し立てはなくて、直近で言えば平成15年度に課税地目についての協議をしております。

#### ○加賀美委員

わかりました。やっぱり市民にそういう評価に対してやっぱり疑問を持っている方々もいらっしゃるようでございまして、こういったところがあるのだからやっぱり何らかの形で広くPRしていただけたらと思います。

じゃ次に参ります。79ページの、先ほど恩給及び退職年金の件についてはもうなくなったということですが、こういう場合には、例えば遺族に、奥さんですかね、奥さんに対して半分を支給するとか、そういう形でしばらく継続するのじゃないかと思うのですが、そこはどういうふうになっているのか。これが144万9,000円ですか、これだけがされていますけれども、もうなくなったと、これで消える、来年から消えるちゅうわけじゃないと思うのですが、その辺の実態はどうなのか教えていただけたらと思います。

#### ○太田総務課長

恩給及び退職年金給付事業の中に退職年金と遺族年金が記しております。対象者は25年度1名で、実は8月にお亡くなりになられております。この一人の方に退職年金として111万9,000円を支給しまして、亡くなられた後に、御遺族の方に33万円を支給しております。26年度からは遺族年金ということだけになります。ちなみに、4期に分けて支払われているわけですが、24万8,000円が4回で99万2,000円が26年度に支払われる予定になっております。

#### ○加賀美委員

確かにそういう形になっているんだと思いますけれども、じゃあこれはいつまで、例えば、今遺族という形で遺族代表、例えば遺族代表1人、奥さんなら奥さん、子どもなら

子どもと、これがその方が亡くなるまで続くのか、それともさらにもう一つ次の年代までいくのか、最後はどこでとまるのか、わかれば教えていただきたいのですが。

○太田総務課長

このケースでございますと、奥様が遺族年金として受給されます。この奥様がお亡くなりになられた時点で遺族年金の支給は停止となります。

○加賀美委員

わかりました。じゃあまた次の質問に入りたいと思います。87ページをちょっとあけていただいて、これ選挙管理委員会の件でありますけども、下のほうに山口県都市選挙管理委員会の連合会の負担金とか、市区選挙管理委員会連合会負担金とか、全国市区の選挙管理委員会連合会中国支部負担金とか、金額は大したことはないのだけども、負担金はできるだけ規制していくという方向がある中で、同じような名前で連合会の負担金が出ているちゅうことに対して、どうなっているのだろうかと思うのです。いわゆるここはどういう役割をしているのかと、本来。そこのところでちょっと疑問を感じるんですよね、同じようなこととして同じような会をつくってやっているのじゃないかという思いがするんですが、その辺の実態について、これ本当にこういうふうになけりゃいけんもんかどうか、それに参加しなくちゃいけんものかどうか、その辺についてお考えを聞かせていただきたいと思います。

○西村選挙管理委員会事務局長

御質問の負担金を支出している団体ですが、それぞれ選挙関係の情報収集、意見交換という大きな役割を持っています。

山口県都市選挙管理委員会連合会は、事務局を山口市選挙管理委員会事務局に置き、県内13市全てが参加しています。新任職員研修会や実務者研修会、これ平成25年度は2月を予定しておりましたが、急な県知事選挙のために中止になっておりますが、これらを開催するほか、各市から出された疑問、要望を総会で議論し、選挙事務の改善を図っています。

次に、全国市区選挙管理委員会連合会中国支部ですが、事務局を中国支部長が福山市の選挙管理委員長になっておりますので、福山市選挙管理委員会事務局に置いております。中国5県の都市選挙管理委員会51市で構成されています。県内では山陽小野田市を除く12市が参加しています。主な活動内容は、中国5県の都市選挙管理委員会連合会から提出された議題を審議する年1回の総会と、総会付議事項の審査や総会に付託された事項の処理を行う理事会の開催及び表彰等です。

最後に、全国市区選挙管理委員会連合会は770市区で構成し、事務局を東京の区政会館に置き、局長ほか3名の専任の事務職員がおります。活動内容は、会員市区相互間及び支部相互間の連絡調整、選挙事務の運営に関する法規その他の調査研究、選挙に関する調査研究、情報の交換、選挙に関する図書及び資料の刊行等です。全国市区選挙管理委員会連合会からは、中央からの最新情報や国政選挙を初めとする選挙執行に関する情

報等が取得でき、必要不可欠であると考えています。

市の選挙管理委員会事務局は全てに参加して情報収集、意見交換、国に対する要望を行っているわけですが、全国市区選挙管理委員会連合会と同中国支部は上部団体と下部組織の関係で、どちらか一方だけに参加というわけにはまいません。

#### ○加賀美委員

どうしても必要であるならば、効果があるのならば、費用はたいしたことないから、それはもうぜひ参加してされたらいいのではないかと思うのだけど、やっぱりこういう部分については、やっぱり統合して一つの組織にして、きちっと成果の上がるようなものに将来やっていくべきじゃないかというような気がしないでもありません。山陽小野田のように、これちょっとわかりませんが、入ってないというような市もあるようでございますけど、そこらあたりはどういう判断で入ってらっしゃらないかわかりませんが、やっぱりこういうところを見ると、負担金、金額は少ないからともかくとして、中身としちゃこりゃ何か無駄なことをしているような気がする。一つに集約できないかなという思いがいたしましたからちょっと質問してみました。必要であればこれはやらにや仕方がないと思います。

#### ○森戸委員

主要施策の22ページの下段のほうに時間外勤務手当及び休日勤務手当の状況というのがあります。職員1人平均126時間ということなのですが、この職員1人平均126時間の時間外含めたものに関しては、当局としてはどのように評価をされていらっしゃるんですか。まずはその辺からちょっとお尋ねします。

#### ○太田総務課長

職員1人平均年間で126時間、月数で割りますと10時間程度の残業しているということになります。やはり、制度の改正や業務が複雑化、あるいは市民のニーズが多様化している中で、どうしてもそれに対応していかなければならないということで、やむなく時間外勤務が発生していると考えております。

ただ、各所属長においては、時間外勤務というものをきちんと把握し、命令もしているはずでございますので、そのあたりは必要不可欠な時間外勤務になっておるのではないかと考えております。

#### ○森戸委員

はい、わかりました。必要不可欠であれば必要だと思います。この時間外の部分について、県内もしくは周南3市で比較をすると、どうなのですか、多いのですか、少ないのですか。光市は。

#### ○太田総務課長

時間外手当、休日勤務手当について他市との比較でございます。平成25年度分につき

ましてはまだ公表されておられませんので、平成24年度分でお答えをさせていただきます。  
光市の職員1人当たりの平均支給額は30万8,000円となっております。これにつきましては、県内13市中高いほうから3番目となっております。

○森戸委員

高いほうから3番目ということなので、論評は避けたいとは思いますが、適正な執行をされるようによろしく願いをいたします。

それと、決算書の69ページについて、本庁の耐震診断お尋ねをいたします。今数値が出ましたのですが、その数値はどういうふうな状況と理解したらよろしいのでしょうか。いいのか悪いのか普通なのか、その辺のところをまず。

○太田総務課長

2次診断の結果につきましては、先ほど報告もさせていただいておりますが、I s 値が0.1ということでございます。この0.1というのは、震度6強の規模の地震が起きた場合に倒壊または崩壊する危険性が高いといった数値でございます。

○森戸委員

はい、わかりました。非常に危ないということなのですが、ちなみに、合併をしてこの本庁もいろんな修繕をしてきたと思います。その額がわかれば、トータル額ですかね、がわかれば教えていただけたらと思います。

○太田総務課長

合併以降の本庁舎の修繕の額でございます。25年度までで約1,700万円となっております。

○森戸委員

合併後でそれだけですかね。私6,000万円ぐらいだと思ったのですが。違いますか。修繕いろんなもの含めて。相当な額がかかっているなというふうに踏んだのですが。違いますか。

○委員長

10年間ということですね。

○森戸委員

もう一回金額を教えてくださいませんか。

○太田総務課長

25年度までで約1,700万円ということで、これは、本庁舎の修繕のみの金額でございます。建物に関する修繕ということで、例えば空調機器だったり地下タンクということ



は入ってない金額でございます。御理解いただきたいと思います。

○森戸委員

はい、わかりました。公共施設白書でざっと見たときに、そのぐらいの大きな金額だったのでどうかなと思ったのですが。この地域は土砂災害に関してはどういう区域になっておるのでしょうか。

○太田総務課長

本庁舎敷地内で申しますと、環境事業課がある建屋の部分が土砂災害警戒区域となっております。

○森戸委員

はい、わかりました。環境事業課の部分だけなのですね、わかりました。

それと、ちなみに、確認なのですが、大和の支所に関しては、これは耐震診断はやられているのですかね。

○山田大和支所住民福祉課長

大和支所につきましては、耐震診断は実施をしておりません。

○森戸委員

建物としてはどうだったんですかね。あんまり深入りするとあれかな。

○山田大和支所住民福祉課長

支所庁舎といたしましては、建築されました年数というのが昭和40年でございます。ちょっと古い施設であることは間違いございません。

○森戸委員

その辺はそうなのでしょうけど、耐震的にどうなんかなというところは、その辺は答えられますか。いいのか悪いのか。それは何とも言えないのですかね。

はい、わかりました。こっちはやってそっちはやってないのはどういうことなんかなと単純に思っただけで聞きました。どちらにしても、本庁も相当な年数がたってきているということで、事務事業の中でも建てかえも含めた部分の記述がありますので、病院も含めた建設の大きなお金がかかりますけれども、どうするかの議論は進めていくべきものでありますので、検討よろしく願いをいたします。

それと、あと、177ページ、決算書の消防の部分で、ちょっと確認だけなのですが、延びた理由というのは何だったんですか。防火水槽ですね。

○赤星消防担当課長

工期が延びた理由といたしましては、これは土地の調査とか業者の選定いろんなこ

とがありまして、なかなか困難となりましたが、時期的に9月末の要望調査でございまして、第4次追加ということもございましたので、交付決定が11月になり工事を急いだにしても、ちょっと困難となった次第でございます。

○森戸委員

こういった防火水槽ですので、最終的には今年度の話なってしまいますけど、もう完成というか、それはまだしてないとは思いますが、できるでしょうかね。

○赤星消防担当課長

25年度の防火水槽工事の繰越明許の進捗状況でございますが、塩田生野地区につきましては、入札を7月に行いました。着工につきましては8月中旬で、今現在では水を入れた状態でございます。もう間もなく10月下旬ごろに竣工予定でございます。島田畑につきましては9月の入札でございまして、着工10月でございまして、このほうはまだちょっと工事が進んでおりますが、水を入れるのがもうちょっと先になって、竣工予定は12月中旬ぐらいと考えております。

○森戸委員

はい、了解いたしました。

○森重委員

1点だけお聞きいたします。防災諸費ですけど、81ページの航空消防防災体制整備事業負担金204万円を負担しておりますけども、これについてちょっとしっかり認識しておきたいと思うのですが、これはヘリコプターきららですが、これは常に県に配備されているのか、何機ぐらい持っているのか、そして有事のときはどのような連絡、連携体制でこれをどう活用されるのか、そのシステムについてちょっとお聞きできればと思います。

○小田防災危機管理課長

防災ヘリのきららにつきましては台数は1機です。保管としましては宇部空港のほうに置いてあります。この負担金につきましては、各消防から職員を派遣していますので、それにかかわる人件費を各市町が負担をしているという状況です。運用につきましては、消防等を通じて救急とか搬送しないといけないようなときに要請をすることになります。

○森重委員

はい、わかりました。いわゆるこれはドクターヘリのことなのですか。じゃあないのですか。

○小田防災危機管理課長

ドクターヘリはまた別で、きららは消防の防災ヘリコプターです。

○森重委員

ドクターヘリは宇部医大のところにあるのですね。これはだから常に宇部空港にあるのですね。大変失礼いたしました。よくわかりました。ありがとうございました。

○四浦委員

防災のほうからちょっとお聞きしますが、決算書の81ページ、主要施策でいきますと46ページです。備考欄の上から何行目、防災訓練事業がありますね。何行目というたらしいのですか、4行目にあります。その中の山口県総合防災訓練負担金なのですが、これは25年度ですから実施をされましたですかね。

○小田防災危機管理課長

山口県総合防災訓練につきましては、前日までに準備を全部整えていたのですが、その夕方に山口県のほうで、荒天によりまして災害対策本部が設置されて急遽中止ということになっております。

○四浦委員

予算の運用をよく承知してないからですが、念のためお聞きしますけれども、決算は26万9,600円になっています。予算はいかほどでありましたでしょうか。

○小田防災危機管理課長

予算は27万円でございます。

○四浦委員

26万9,600円を引けば、予算27万円から引けば400円の差額しか出ていないのですが、予算そのものを全額中止ではあるが使ったということなのでありましょうか。

○小田防災危機管理課長

山口県の総合防災訓練につきまして予算額は、山口県が100万円、周南市、下松市、光市の3市で100万円の合計200万円です。3市分の負担金100万円を2分の1を均等割、残りの2分の1を人口割ということで負担金の額が決定をされております。それで26万9,600円が決定されております。

この訓練につきましては荒天で中止にはなりましたが、前日までに光市の場合でありますが大蔵池公園におきまして倒壊家屋の設置でありますとか、テントの設置でありますとか、そういう全ての準備を終えておりますので、その費用に関して支出をいただいたということでございます。

○四浦委員

はい、わかりました。何か400円の差額が出ているから、400円分は使われなかったと

ということなのかなあと考えて、素朴な疑問から質問をしてみました。

次に、決算書の79ページです。ここに海拔表示板設置工事、備考欄の下から3行目です。主要施策については46ページでしたか、46ページの上から8行目あたりです、イ欄に海拔表示板の設置というのがあって、155カ所に126万円の海拔表示板と、こういうふうにありましたが、一応、決算審査としてこういうものは注視をする必要があるということで質問をしてみるのですが、さっき決算の説明のときに、津波が発生したときというふうにありましたが、津波が発生して、どうなのでしょうかね、一番海拔で高いのは場所はどこで、何m、海拔何mでしょうか。

○小田防災危機管理課長

海拔表示板をつけた場所の中で一番高いのは、福祉避難所として協定を結んでいただいております大和の森林の里でございます。これが、申しわけございません、最後の数字は覚えてないのですが、100mを超える値であります。

○四浦委員

決算審査ですから1年と恐らく、どういたしますか、1年後ぐらいに審査されるのでせんない話ではありますが、100mを超えるようなところに、一応予算をかけてそういう海拔表示板をする理由というのがちょっと私にはわからないから、それを教えてください。

○小田防災危機管理課長

海拔表示につきましては、海拔表示板自体の目的というのは津波を意識した、避難を意識したものではありません。大和地区の公共施設、避難所あたりにも全て海拔表示板をつけておるわけですが、これというのはもう一つの目的とすれば、自分たちの住んでいる地域の海拔を知っていただくというのも一つ意味があると思います。学校の先生方からも意見がありましたが、自分が住んでいるところの地盤が一体幾らなのだというのを知らしめるといいますか、知らせておくことも重要だということから、津波が想定されていないような場所でも公共施設につきましては設置をさせていただいております。

○四浦委員

なかなかせんない答弁で、聞くほうもなかなかせんないですけどもね、そういう説明で成り立つのかなと、こう思いますけどもね。じゃあ、日本も広うありますので、海に接していないような、そういう土地柄の県もございまして、そういうところにはどうなのでしょうかね。今の説明じゃあそういうところだつて、海拔何mか知りたいなと住民が思うちりゃあ、つけにゃあいけんような気もするが、そういうのを調べたことがありますか。

○委員長

四浦委員、決算委員会ですので、そういう質問は控えてくださいませ。

○四浦委員

角度を変えましょう。

むしろ必要なのは海拔よりは——これは委員会などで、前回の委員会で議論したことがあるんですが——川辺に近いところについては、川の河川の土手、堤防の高さ、堤防ちゅうのはやっぱり洪水になったとき決壊することもありますから、そういうことも意識して、住民サイドから言やあ、私は常識的に聞いているのですが、川の近くの人は、例えば三島公民館が洪水のための避難場所に指定はされていないとか、逆に、島田川の下流の島田公民館は洪水の避難所に指定されているとか、いうふうな矛盾もありますが、むしろそのほうが妥当ではないか。こう思いますけれども、それはいかがなものでしょうね。

○委員長

四浦委員、表示板をつける、つけないということでございますかね。

○四浦委員

そうですよ。表示板にもいろいろ種類があるのふえはないかということですね。委員長がせっかく心配してくれよるから、もうちょっとつけ加えて言いますと、表示板の中に、川に近いところは、その河川にかかわる表示のほうがずっと有効だし、住民は求めていると思いますけども、いかがなものでしょうね。

○小田防災危機管理課長

私の認識が違うのかもわかりませんが、河川と言うのは、要は川の堤防から河床までの高さで評価すべきものだろうと思います。私どもの海拔表示板っていうのは、あくまでも津波からの避難というのを第1目的にしている。第2目的とすれば先ほど言ったようなことですので、河川のその堤防の高さを示すこと自体、あまり意味がないのではないかなと思います。

○四浦委員

意見が違うかもわからないがという、その前置きがありましたけども、じゃあ、河川に近い人は、何ですか、川の洪水についてはあまり脅威を感じてないということでしょうか。それでも山の上のほうでも津波のほう心配だという意味なのでしょうか。

○小田防災危機管理課長

私の説明が悪いのかもわかりませんが、堤防の海拔を示しても、あまり意味がないっていうことを言ったので、要は、川と言うのは、堤防の天端から川の底までの高さ、それと川の幅で、そこの洪水を流せる量が決まるわけで、川の堤防の高さと言いますか、海拔を表示したところで何にもならないということです。

#### ○四浦委員

何もならないという話がありましたが、専門家が言われるからそうだろうなと私も譲りますけどね。じゃあ、河川に近いところについては、海拔に変わるもののほうが妥当だと私は思いますが、そう思われますか、どうですか。

それから、河川にかかわる水位の表示、高さの表示、そういうものは私は必要だと思いますが、住民の側がそういう希望を私は持っているというふうに核心は持っているのですけどね。山奥のほうで川がそばに流れちよるところについては、海拔よりは河川にかかわる表示、そういうものが、あるいは表示じゃなくてもいいですよ。こういうふうにしたほうがいいというのがあるやあせんかということなのですが、どうでしょうか。

#### ○委員長

河川から、四浦委員、あれですかね。高さを言ってらっしゃるんか、それとも今の公民館の海拔を言われるのか。先ほどから行ったり来たりになりますけれど、そういう部分で先ほども海拔の高いところでは森林の里っていうことがありますけど、自分たちが住んでいるところの海拔を知るためであるということの御説明もありましたけれど、河川っていうことになると、どの位置を示してほしいということになりますでしょうか。堤防まででしょうか。

#### ○四浦委員

いやいや、私は、もう、だから、百歩譲って、どうしたらいいかという意見を聞きよるのです。

(発言する者あり)

#### ○四浦委員

おきましょう、おきましょう。ここでけりをつけんやあいけん問題ではありませんから。専門家の言うことに、もう、私のほうは謙虚に耳を傾けながら、次のときに議論を譲ることにしたいと思います。

それでは、ちょっと全く別のテーマであります、主要施策について、21ページをお願いします。

女性職員に、カの行ですね、女性職員によるプロジェクトチームの設置ということなのですが、冒頭ちょっと読み上げてみましょう。「女性の意見や女性ならではの感性を市役所全体に広げ、女性の視点から一歩リードしたサービスの提案や仕組みづくりを進めるため、主査級以下の女性職員15人が構成する」云々と、こうあります。もっともなことが書かれておるわけなのですが、同時に気になるところもあります。

女性の地位の向上あるいは置かれている状況について、この機会に、こういうふうに主要施策の成果に書かれておりますから、注目をしてみたいと思います。

そこで、次のページ、22ページを開いてください。年休取得平均年数というのがありまして、前の委員会だったと思いますが、8.9日というのを言われましたが、全体とし

ではこの25年は、1月から12月までで7.9日ということになっています。ちょっと女性問題は後に、後の質問にしますが、まず、年給の取得状況、これは8.9日というのはこの前年だったということなののでしょうか。

○太田総務課長

8.9日の年休取得につきましては、これは24年度の数字でございます。

○四浦委員

1日も減ったというのは、1.0日減ったというのは、かなりのボリュームだと思うのですが、それは何か心当たりがどうか、どういう傾向からこういうことになっているかということは、いかがでしょうか。

○太田総務課長

確かに、24年度から25年度を比べてみますと、おおむね1日減っております。

この休みが減った原因については、今、この時点ではまだ分析ができておりません。

○四浦委員

それで、ちょっと冒頭の、この項の冒頭に戻るのですが、女性の場合に限って平均取得日数、年給の取得日数ですね、これは何日になるのでありましょうか。

○太田総務課長

24年度で申し上げますと、平成24年度女性職員の年休の取得日数は8.1日となっております。

○四浦委員

それは、24年度は8.9日だったから、8.1日ということは0.8日女性のほうが取得日数が少ないということなのですね。

○委員長

これは、全体で言ってらっしゃるのですね、最初のは。

○太田総務課長

平均に比べて女性のほうが少ないという結果が出ています。

○四浦委員

ここ数年の推移としても、やっぱり女性のほうが取得日数が少ないですか。

○太田総務課長

23年度につきましては、男性に比べて女性職員のほうが取得日数が少ない傾向がご

ざいます。

○四浦委員

やっぱり主要施策というものに、女性のプロジェクトチームの設置というふうなものをやったときには、やっぱり女性の待遇という点でもひとつ配慮をする必要があると思いますが、なぜ女性のほうが少ないかというのは、分析はしてないですか。

○太田総務課長

24年度におきまして、その女性職員の有給取得状況を分析しております。これによりますと、幼稚園、保育園の女性職員の平均取得日数が4.8日ということで、このあたりが少ない数字の要因にはなっているのではないかと考えております。

○四浦委員

今の数字は、これの分母はどうなりますか。390人になるのでしょうか。それとも、病院だとか、水道局だとか、消防だとか、そういうところも入った数字なののでしょうか。

○太田総務課長

水道、病院、消防は除いた職員の人数となっております。

○四浦委員

保育園、幼稚園がその取得日数が少ないということから気になるのですが、病院にも看護師などたくさんの女性が働いております。市民の命と健康を守るには、もう重要な部署にあります。そういう方たちの待遇にも思いを寄せたいと思いますが、病院の場合はわかりますか。

○太田総務課長

申しわけございません。病院のほうは把握はしておりません。

○四浦委員

まあ、何ですか、ここにあるのは分母が390、ほぼですが390人ということですね。そうしますと、病院などについては出されていないということですが、特に病院は私は注目したいと思います。2つの市立病院を抱えて、光にとっては非常に大事な職場だということになりますので、後日でもよろしゅうございますから、それを紹介していただければと思います。

○委員長

所管外になります。四浦委員、所管外になりますので。

○四浦委員



ああ、そうか。

総務で言うと、総務は390人までか。ああそうですか、わかりました。それじゃあ下ろします。

今、そういう議論をやってみましたが、御承知のように女性の場合はこの委員会室にも女性が何人かいらっしゃいますが、その場合は、やっぱり出産だとか子育てだとか、いうふうなことに携わります。だから、市としては特別の配慮が私は要るのじゃないかと思います。

所管外という話がありましたから、これはまあ副市長にちょっとお尋ねをしたいのですが、女性のそういう特別の状態を配慮しながら、やっぱり労働条件、年休に限らんとします。時間外なども含めて、配慮をしながらこういう女性職員によるプロジェクトチームの設置なども進めないと、このことだけで尻をたたくだけでは私はよくないと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○森重副市長

女性職員、男性職員、分け隔てなく、やはり労働環境の整備というのは重要なことだと私は認識をしております。市民サービスを向上させるためにも、一人一人の職員がやはり余裕を持ってその業務に当たっていただくことが重要なことだと思っておりますので、引き続きまして男性、女性の分け隔てなく環境整備には努めてまいりたいというふうに考えております。

#### ○四浦委員

副市長には、さっきの議論から女性の年休取得が1日も男性、全体に比較すると少なくなかった、そういう問題などについて触れられないのが、誠に残念でありましたから、また次の機会に譲ることにします。

もう1つのことなのですが、これは、やっぱり主要施策の21ページ、職員倫理・環境・安全・健康管理への対応というところですが、この項の2行目に、メンタルヘルス講座というのがあります。毎年、最近ではセミナーパークに行って、この25年度は2人行かれていますようです、5月の23日。それから、一番、この表の一番下、メンタルヘルス研修、いうものがあります。1月31日に40人の、全職員を対象にして40人の研修が行われるということがあります。

このメンタルヘルスの講座、あるいは研修というものは、例えば合併直後の平成17年、18年、このころはやられておりましたでしょうか。

#### ○太田総務課長

メンタルヘルスの合併直後からの実施状況というお尋ねでございますが、申しわけございません、今、私のほうでは平成21年度以降のしか把握できておりません。

#### ○四浦委員

私が調べた限りにおいては、いや、私が調べたっちゃうのはやっぱり迫力がないから、

信憑性が疑われちゃあいけませんから、専門的な知識を持つ課長に答えていただいたほうがいいのですが、手元に持ち合わせんということですから、言いますと、合併直後、16年、17年、18年、全くやられてなかったと。私はこの主要施策の成果の中で確認をしました。もっともその時期に、そういうものが表になっていたかどうかということなんです、ほかのことは出てきておりますからね、ここらに出ているのは。だから、メンタルヘルスについては見当たらない。

それが、最近では、毎年こういうことがやらざるを得なくなったということで、非常に市のほうも遵守をしているのだらうと思いますよ。そういう意味で一考を要すのかなと思いますけどね。全体のことですから、部長にお答えいただきましょうかね。

#### ○委員長

質問をもう少しまとめていただいて。

#### ○四浦委員

メンタルヘルスのこういう講習までやらざるを得なくなったと、以前に比べて。そうになっているのだけでも、職員の精神的疾患がふえてきているからこうなってるのじゃありませんか。そこに思いを寄せる必要があるのじゃないかということ、総務の部の責任者。

#### ○中村総務部長

メンタルヘルスの件についてのお尋ねでございますが、委員御承知のように、最近の職務と申しますか、以前に比べまして非常に高度化、あるいは多様化をしております。それに伴って職員もストレスを抱えるというものが増えてまいりました。

そうしたことから、今、主要施策のほうにも上がっておりますメンタルヘルス研修、これは主にセルフケアということですね。まず、自分でどういったことが防げるかというようなこと、あるいは、そういったストレスの解消をどのようにしていくのかというものについての研修を受けていただくということで、極力ストレスをためない、そういった形で職員のほうにも徹底してまいりたいということから、こうした研修も取り入れているということでございます。

#### ○四浦委員

かつてこの問題は、民間の職場の中では、それこそ20年前あたりからこれが非常に深刻な状態になっておりまして、ちょうどその民間の職場の中では今、部長が答えたような話で進めていったのですが、改善があまり図られなかったのです。もう一方を要すということを申し述べて、終わります。

#### ○木村（則）委員

ちょっと私も、先行委員の質問と関連してお尋ねをしようと思っておりまして、今、一定の御回答いただきましたので、よろしいかなと思います、1つだけちょっと

確認をさせていただきます。

成果の今、21ページの職員倫理・環境・安全・健康管理の対応のところのメンタルヘルズ講座、あるいは研修ですが、この一番下のメンタルヘルズ研修に関しては全職員を対象にして、これは希望者ということなのかもしれませんが、ここにおいてはこういった方がレクチャーされるのでしょうかね。

○太田総務課長

メンタルヘルズ研修の講師の件でございます。こういった研修を行う際には、外部の御専門の講師を招聘しまして、研修を行う形を取っております。

○木村（則）委員

わかりました。

それともう1つ、交通安全研修っていうのがあります。これは新規の職員を対象に、最初は19人が光市内で、そしてその後は若干時期がずれて、4名の方が総合交通センターに行かれていますわけですが、これの何か違っているのはあるんですか。

○中村総務部長

まず、交通安全研修のことについてのお尋ねですが、上の段の新規採用職員、4月8日というのがございます。これはちょうど交通安全キャンペーンの、春のキャンペーンの週間でございます。このときに魚ヶ辺のところを運転されるドライバーの方、その辺にチラシ等をお配りして、交通安全に対するその辺のチラシを配ることによって、新採職員も交通安全に気をつけていただくという狙いもございます。

それから、真ん中の山口県総合交通センター、こちらへは、新採職員というのは運転免許を取ってまだ間もないというのもございまして、その辺のドライバーの運転技術、この辺を一から見直してもらおうというような形で総合交通センターに派遣しまして、ここで研修を受けております。

○木村（則）委員

わかりました。いや、ちょっと私は、最初の上のほうはそういった立哨というようなことだったですね。

交通安全研修に関して、今、御説明だと、ドライバーとして、まだちょっと未熟だということでの研修ということで。ちょっと私が申し上げたかったのは、公人だから何か特別な交通安全に対する研修があるのかなと、思ったわけですよ。でも、なければ一般に、我々も同じようなこれまで勉強もしながらこういったことをやっているわけで、必要なのかなということ考えたわけですが、この、やはり4名の方が行かれるっていうことは、これは必要だというふうに判断されているわけですかね。そういった理由も含めてちょっと教えていただけるとうれしいかなと思いますけど。

○太田総務課長

先ほど部長から説明がありましたけども、やはり新規職員に関しましては、年齢的に、例えば初級であれば十八、九、中級だったとすれば二十歳ぐらいのものが入ってくるわけでございます。運転免許取っての期間が短く、未熟な部分もございますので、そうしたものについては優先的にこういった研修を受ける必要があるのではないかというふうに考えております。

○木村（則）委員

わかりました。これはやっぱり一般の企業でも同じようなことっていうのはされているのは御存じですよ。

○太田総務課長

一般企業についても、やはり交通安全については大切な問題なので、各企業におかれましてもそのような研修をされているというふうに推測しております。

○木村（則）委員

わかりました。推測って言う。そりゃあ一定のことは理解できると思いますけれども。

本当に、どうでしょうかね。我々も、一般であろうと公人であろうと、一定の免許取得までにはその技術の向上っていうのも図っているわけですから、改めてどういった形でやるのが望ましいのかなっていうのはあろうかなと思います。お金をかけてこういった研修をされるわけでしょうから。

それでは、また違う質問をもう1点をさせていただきたいと思います。

これは、審査参考資料のほうを見ていただきたいと思いますが、25ページ、ちょっと入札についてお尋ねをしてみたいと思います。これに関しては、ちょっと所管はまたぎますけれども、入札の適正という観点でのちょっと質問をさせていただきます。

参考資料に25ページの下の方から何ページかにわたって、複合機のリースっていう業務があります。下の方ですと市民課、水産林業、公民館ですね。26ページにあっては上のほうに大和支所があったり、一番下には青少年センターのリース、次の27ページにあっても上のほうに公民館、複合機、パソコン、真ん中あたりに体育施設の複合機のリースがあると。これは通常の形態と違って、いわゆる単価入札というふうになっているのですね。このちょっと単価入札についてまずちょっと説明をいただきたいと思えます。

○林入札監理課長

単価の入札につきましては、1カ月当たりの使用枚数を設定いたしまして、それに基づいて1カ月の賃借料、保守料を応札していただき、それによって落札者を決定しております。

○木村（則）委員

わかりました。その使用枚数ということだということに理解をいたしました。

この複合機が1台当たり、その機能にもよって違いますでしょうし、1年間どのくらいちょっと全体の金額になるかっていうのは、ちょっと今お尋ねしても出てこないとは思いますが、かなりの多額な金額になるのかなというふうには想像つきます。

これは、あれですかね、毎年毎年リース契約を更新しているのか、ある程度、最初に何年かという単位での契約をされているのかを確認させてください。

#### ○林入札監理課長

リースの入札の契約につきましては、長期継続契約の対象となっておりますので、3年か5年か、忘れましたが長期によってリースの契約をしております。

#### ○木村（則）委員

わかりました。じゃあ、複数年の契約と。複数年の契約ということですね。

ちょっと今、先ほど、この25年度のそのリースに関してみると、ほとんど同じ業者が落札をしているわけですが、これはちょっと常識的には何となく考えにくいのかなと。当然、その入札の目的にあっては、競争性であるとか、それから公平に受注の機会が与えられているというような観点から言うと、ちょっと偏ってはいるのかなと思いますが、そのあたりどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

#### ○林入札監理課長

リースの入札につきましては、市内業者優先ということで、市内の業者で入札の業者数が足りませんので、市内の業者で入札を行っています。あとは全て価格競争でございますので、価格の安い方が落札、結果的には1つの業者が多くリース業務を落札をしたということでございます。

#### ○木村（則）委員

わかりました。それ以上も以下もちょっとお答えできないだろうと思いますし、私のほうもそれに対してこれ以上はちょっと申し上げることもできないのかなと思います。

それじゃ、最後にもう1点だけお願いしたいと思うんですが、今度は主要施策の成果のちょっと14ページですね。新市誕生10周年記念事業、これ、ちょっと80万円の事業費、25年度に80万円ですね。これ、実行委員会でシンボルマークと今回、テーマメッセージを募集されて、選定もされたのですが、ちょっとこの選定に当たって、ちょっと1点だけお尋ねしてみたいと思います。

今回、10周年のセレモニーのときに、市民ホールのホールでいろいろ見させていただきました。大変多くの方がこういったシンボルマークに参加をされているということ、これは大いに結構だなと思いました。が、合わせてちょっと選定された、漏れた方の中にも大変いい作品があって、ちょっと残念だったなど、個人的に思いはあるのですが、これ、実行委員会の方が選択に当たっては選択する上での何か共通の、何か条件とか基準を設けて選定されたのか、あるいは各個人が主観に基づいて何かしら投票のような形式で選ばれたのか。ちょっとそのあたりだけ教えていただけますでしょうか。

○太田総務課長

シンボルマーク、テーマメッセージのその選定に係る理由と言いますか、項目の御質問だろうと思います。

10周年記念事業自体が、基本理念として5つ掲げておきまして、「みんなが楽しみ、みんなが主役となる取り組み」、「市民が触れ合い、きずなを深める取り組み」、「子どもたちの夢と希望を育む取り組み」、「笑顔があふれ、未来につながる取り組み」、「新たな魅力を発見・創造し、『光』の元気を発信する」ということが基本理念として掲げられております。

選定に当たりましては、こうした理念に基づき、それにふさわしいマークであるのか、あるいはテーマメッセージであるのかというところを参考に選定をしております。

ちなみに、シンボルマークのこの作品の趣旨としては、光市の（ひ）から一人一人の笑顔と広がる輪を光らしくイメージし、一つの笑顔がたくさんの幸せにつながる未来となることを目指すといった形という趣旨のシンボルマークでございますし、テーマメッセージにつきましては、このまちが今までもこれからも市民みんなの笑顔で輝いている場所であってほしいという願い、そういったものが込められているテーマメッセージでございます。

○木村（則）委員

わかりました。これ以上、もうやるのはやめましょう。

じゃあ、そういったことを広げてって、消去法もしながらある程度選別もしながらみんなでこう議論を始めて、議論をされて、これにしようじゃないかという合議を図ったということで理解してよろしいのでしょうかね。わかりました。

以上で質問を終わります。

討 論

○四浦委員

追加認定第4号、平成25年度光市一般会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

主要施策の成果の18ページの、人事管理費の冒頭に、「地方分権が進展し、自治体の自己責任のもとでの自立と個性の発揮が求められる時代を迎え、職員には複雑高度化した課題や多様化した職員市民ニーズへの対応、創意工夫を凝らした政策形成など、豊かで柔軟な発想が問われており、課題発見能力や課題を克服する課題解決能力、さらには新たなものをつくり出す創造力が重要視され、みずからが考え分析し、積極的に行動することが求められています」。こういうふうにあります。非常にもっとも聞こえる話ではありますが、極めて一面的。ひたすら職員の尻をたたいて、やれやれと言う、その一方的なものであると思います。

ここには、職員の苦労に心を寄せる傾向がなく、ただひたすらハッパをかける姿勢のみ目立つというふうな点に、やっぱり弱点が表れてるのじゃないかと思います。

先ほどの議論も通じて、新市誕生合併後10年が経ちますが、職員数は大幅削減をされました。そして、仕事量はふえてまいりました。職員数が減った分だけ仕事量がふえたということは言えません。さらに加速がついていると思います。それは、最近制度だとか法だとかいうのが変わることが多くて、日常業務以外のものが、そういう仕事はずっとかぶさってきている。これが第1点。

2つ目に、施設の老朽化が進んで、それに見合う予算が組まれないために、いわゆる従来、委託に出していたものが、職員がみずからそういう仕事をこなさざるをえないという部署が結構ありまして、負担がますます膨らんできており、そして、その負担が一番極端な形で表れているのがメンタル、精神疾患の患者がこの光市役所にぐんとふえてきているということです。

文部省が非常に遵守した、遵守をして、通達などを出している、小学校、中学校の教職員の精神疾患の恐らく3倍以上の比率で、ここの光市役所には精神疾患が広がっているということが言えまして、市民サービスに重きを置きながら、同時に職員に配慮のある、温かみのある政策と言いますか、仕事の進め方と言いますか、そういうものを求めるものであります。

以上、追加認定第4号の反対討論といたします。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」